

甘樂町歷史的風致維持向上計畫



群馬県甘樂町

甘楽町歴史的風致維持向上計画 目次

はじめに

- (1) 計画策定の背景と目的 1
- (2) 計画策定の経緯と体制 2

1. 甘楽町の歴史的風致形成の背景

- (1) 甘楽町の地勢等 5
- (2) 甘楽町の歴史 11
- (3) 文化財の分布状況 18
- (4) 風俗・慣習としての年中行事 26

2. 甘楽町の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- (1) 雄川堰とそれにまつわる歴史的風致 29
- (2) 小幡八幡宮例大祭に見る歴史的風致 38
- (3) こんにゃくの生産に関わる歴史的風致 42
- (4) ちいじがき集落における歴史的風致 46
- (5) 瓦製造に関わる歴史的風致 53
- (6) 甘楽町の歴史的風致の維持向上に関する課題 58
- (7) 総合計画等の状況及び関連性 60
- (8) 甘楽町の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針 63
- (9) 計画策定後の推進体制 65

3. 重点区域の位置及び区域

- (1) 区域設定の考え方 67
- (2) 重点区域の範囲、名称及び面積等 69
- (3) 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果 75
- (4) 良好な景観の形成に関する施策との連携 76

4. 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

- イ. 文化財の保存及び活用に関する事項
- (1) 町域全域に関する事項 80
- (2) 重点区域に関する事項 86
- ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- (1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方 95
- (2) 公園の整備事業 99
- (3) 道路の整備事業 101
- (4) 建造物の保存修理事業 104
- (5) 水路の整備事業 112
- (6) その他の事業 113
- (7) 文化庁事業 120

5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- (1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針 121

6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針 124

計画の名称：甘楽町歴史的風致維持向上計画

主 体：甘楽町

計 画 期 間：平成22年度から平成31年度

はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

平成20年(2008)11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年5月23日法律第40号)(以下「歴史まちづくり法」という。)は、第1条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図ることを定めている。

甘楽町は、縄文時代後期の粟ノ沢遺跡をはじめ多くの歴史的な文化遺産に恵まれており、名勝「楽山園」と一体となった武家屋敷地区の整備、町屋地区の町並み整備といった、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりを進めている。また、歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物などの歴史文化遺産が現在も数多く残されており、今後さらに甘楽町の個性を磨き高めていくため、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら、甘楽町の歴史的風致を後世に伝えていくことが重要である。

近年、世界遺産登録を目指した運動などに関連して身近な甘楽町の歴史文化遺産に対する住民の関心が大いに高まり、その価値の再評価と保護が強く求められるようになった。加えて、文化財として保護する対象の広がりや文化財相互の関連性を踏まえた周辺環境の保護や整備がますます重要となっており、今後、歴史的風致を活かしたまちづくりの展開が期待されている。

甘楽町固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「歴史まちづくり法」第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定により「甘楽町歴史的風致維持向上計画」を作成する。

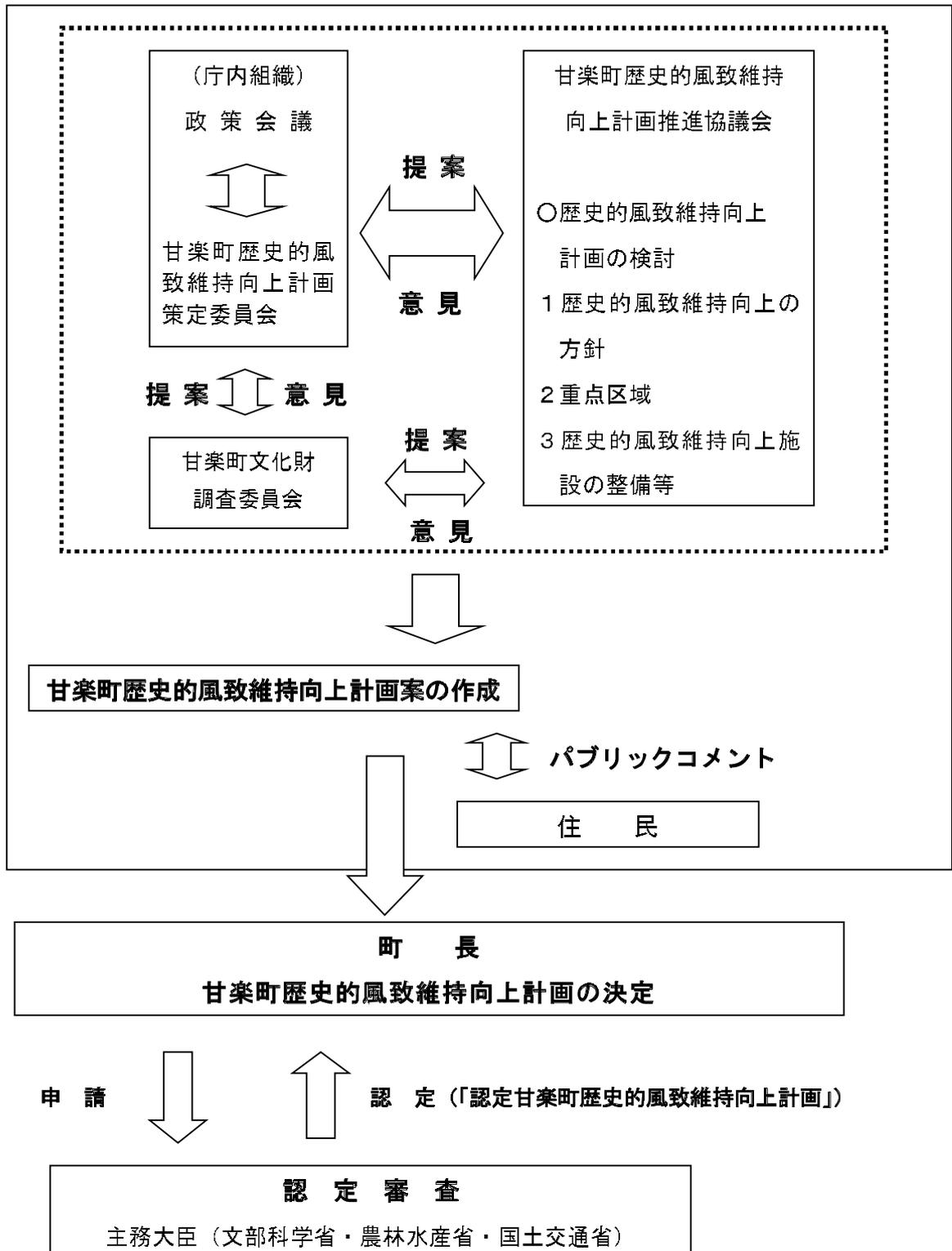
(2) 計画策定の経緯と体制

① 計画策定の経緯

平成20年 5月23日	「歴史まちづくり法」の公布
平成20年11月 4日	「歴史まちづくり法」の施行
平成22年 2月 1日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ認定申請
平成22年 3月30日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」が認定
平成23年 3月23日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ認定申請
平成23年 3月31日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成23年 8月24日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ認定申請
平成23年 9月14日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成24年12月20日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ認定申請
平成25年 1月11日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成27年 2月12日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ認定申請
平成27年 2月27日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成28年 3月18日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ認定申請
平成28年 3月31日	主務大臣より「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更について認定を得る。
平成29年 3月24日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ軽微な変更の届出
平成31年 3月18日	「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の変更を主務大臣(文部科学省・農林水産省・国土交通省)へ軽微な変更の届出

② 計画策定の流れ

本計画の位置付け及び策定の体制は以下のとおりである。



③ 甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会

素案の段階で、甘楽町文化財調査委員会の委員から意見を聴取、その意見を反映し、甘楽町歴史的風致維持向上計画策定委員会で素案を作成した。また、事業の推進や変更に関する協議・調整を行うため、要綱により甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会を組織した。

甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員

所 属 等
甘楽町長（会長）
甘楽町副町長（副会長）
学識経験者（地域活性化計画）
学識経験者（景観計画）
学識経験者（建築計画）
群馬県県土整備部都市計画課長
群馬県教育委員会文化財保護課長
群馬県農政部西部農業事務所農村整備課長
群馬県県土整備部富岡土木事務所長
甘楽町議会議長
甘楽町教育長
甘楽町区長会長
第1区長
第2区長
第3区長

1. 甘楽町の歴史的風致形成の背景

(1) 甘楽町の地勢等

① 自然的環境

甘楽町は群馬県の南西部に位置し、北緯36度14分23秒、東経138度55分30秒の位置にあり、面積は58.61km²である。

東は高崎市、西と北は富岡市、南は熊倉、雲津連山や稲含山系を境に藤岡市と甘楽郡下仁田町と隣接している。



南の標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地（中央平均標高300m）、北部の平坦地（標高115m）と変化に富んでいる。

富岡市との境界を鏑川が流れ町の中心部に雄川、西部に下川、東部に天引川が流れ、それぞれ北部で鏑川に注いでいる。



■ 稲含山



■ 北部の平坦部



■ 鏑川

気候は、内陸性気候であるが比較的温暖で、雪や台風などの災害は少ない。年間平均気温は14度、最高気温（月平均）30.4度（8月）、最低気温（月平均）は、-3.

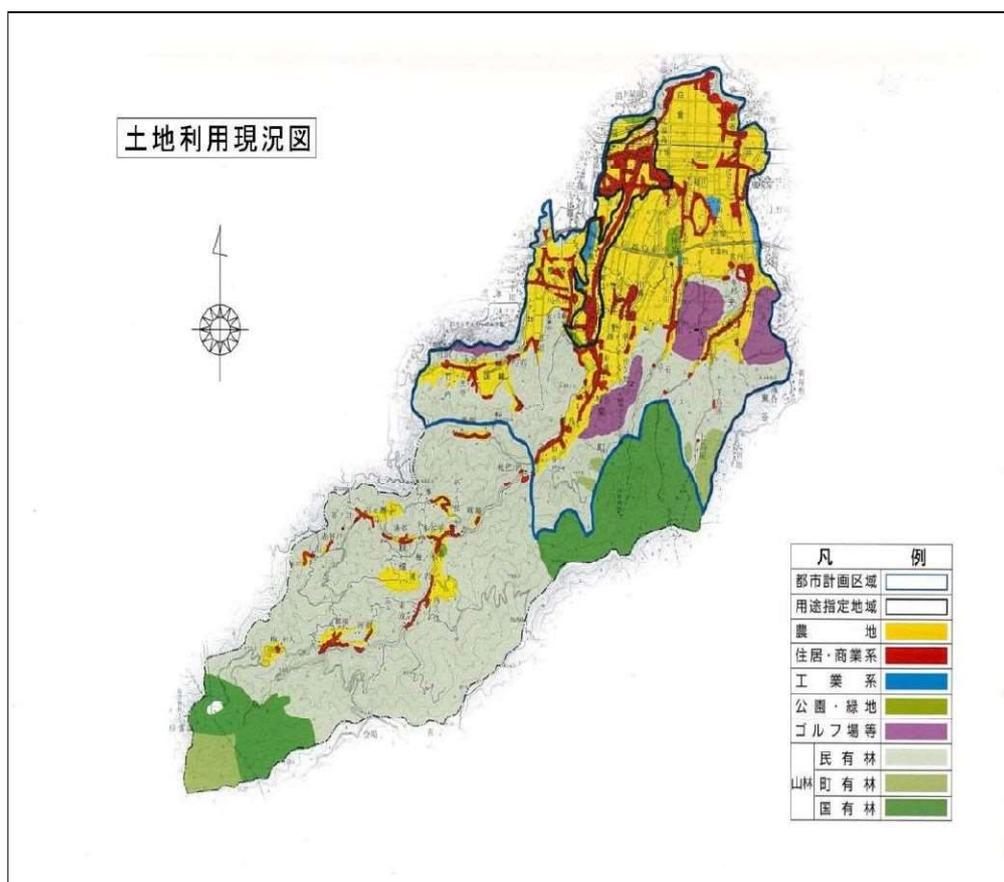
2度（1月）で秋畑地区の山間部と福島地区の平坦部とでは、平均3～5度の気温差がある。

雨量は、最も少ない月（12月）で10mm、多い月（7月）で190mm、年間総雨量は、990mmである。

② 社会的環境

ア 土地利用

南部の山間部では、段々畑が多くそばが栽培されている。中央部の丘陵部では、肥沃な土地を利用し、畑作地帯として生鮮野菜やこんにゃく芋の栽培が盛んである。北部である釜川沿いの平坦部は、稲作などの農業生産が盛んであり、地域資源を活用した地場産業が息づいている。



イ 道路

平安時代の『延喜式』には、上野国におかれた九カ所の御牧の一つ「新屋（仁井屋）の牧」が開設されたとあり、甘楽町の新屋地区であると推定されており、当時の往来を物語っている。

織田信長の二男信雄（のぶかつ）に元和元年（1615）に小幡が与えられ、翌年には、信雄の子信良が福島御殿に入った。福島は下仁田街道と呼ばれる脇往還が通っている。この下仁田街道は、武州本庄から信州追分までの中に11の宿場があり、そのうちのひとつが福島宿であった。

現在は、一般国道254号線となり、沿道は、住民の日常生活を支える商業地となっている。また、本路線の北部にバイパスが平成21年2月に開通し沿道への商業施設の進出が期待されている。

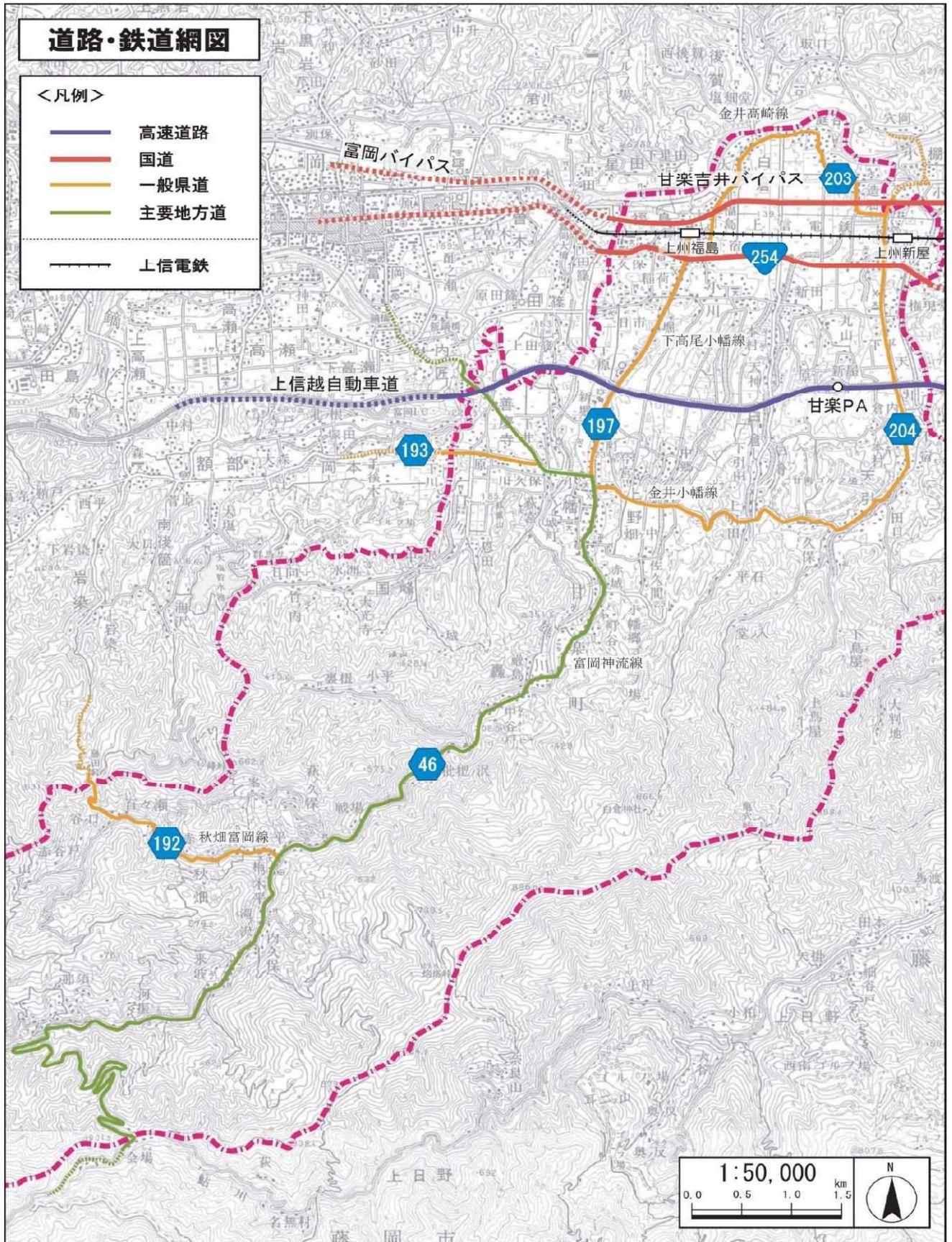
主要地方道富岡神流線の整備も進んでいる。また、関越自動車道高崎JCTを起点に、群馬県と茨城県を結ぶ北関東自動車道の整備も進み、東北自動車道に接続すると東西南北いずれにも通じる高速道路網の完成も目前である。



北関東自動車道が全線開通すると、茨城県ひたちなか市まで約2時間で結ばれることとなる。

東京までの所要時間は、自動車で高速道路を利用して都内まで約1時間である。定住人口の増加に多くを望めない時代にあっ

て、甘楽町は交流人口を「第三の人口」として位置づけ、名水百選「雄川堰」、江戸時代の「町割」と近代の「養蚕農家群」で構成される町屋地区の歴史的な景観、名勝「楽山園」、地産地消の拠点「道の駅 甘楽」、蕎麦打ち、炭焼きなどの農業体験や里山体験により都市と農村の交流を深める「甘楽ふるさと館」や市民農園である「甘楽ふるさと農園」などにより、年間11万人の交流人口がある。



ウ 公共交通

鉄道は、町の北部を通る私鉄の上信電鉄が高崎市から下仁田町まで通じ、町内には上州新屋駅と上州福島駅の2駅が設置されている。

鉄道で高崎へは27分であり、新幹線を利用して東京駅まで1時間30分である。乗降客数が最も多いのは、上州福島駅で、便益施設、駐輪場及び駅前周辺の歩道整備などの環境整備を町で行っている。

路線バスは、利用者の減少により平成7年度に2路線が廃止され、その代替策として那須線及び額部線の2路線を乗合タクシーとして平成8年度より運行してきたが、この乗合タクシーにおいても利用できる地域に限られ、利用者数は減少の一途であったため廃止（平成26.3.31）となった。

現在は交通不便地域の解消と高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保を目指し10ヶ月間の試行運行を経て、平成26年度4月より、町内全域を対象としたデマンドタクシーを運行している。

(2) 甘楽町の歴史

① 原始時代

4世紀初めまでを、原始時代というが、甘楽町においては、土器に施された縄などの編目のような文様が土器につけられて焼かれた縄文式土器が、秋畑地区の栗ノ沢などでその破片が発見されている。栗ノ沢遺跡は、昭和25年(1950)秋畑中学校(現町立第三中学校)新築工事中に校庭敷地内から石器類が発見され、石鏃、石匙、石錐、石皿、凹石及び石棒などの縄文時代後期の文化遺産である。

自由に山野を駆け回り鳥獣や魚菜類を捕獲採集していた縄文時代から、播種に始まり苗の仕立管理等収穫まで、労働力の配分を計画的に行わなければならない弥生時代の遺跡は、佐久間遺跡(小幡地内)、竹の内遺跡(国峯地内)、紅葉山遺跡(善慶寺地内)、中村遺跡(上野地内)、下小塚遺跡(白倉地内)、及び笹遺跡(小川地内)など甘楽町のほぼ全域にわたって分布している。

② 古代

甘楽町には、古墳時代の遺跡が数多くあり現存する古墳は、そのほとんどが古墳中期から末期に造営されたものである。

群馬県は古墳の多い地域であり、甘楽町においても、『上毛古墳総覧』昭和13年(1938)によると小幡地区に9箇所、福島地区に54箇所、新屋地区に18箇所が記載されている。

甘楽富岡地区に現存する前方後円墳は、県指定史跡の笹森古墳とその東方400mにある5世紀前半の造営と推考されている町指定史跡の天王塚古墳だけである。

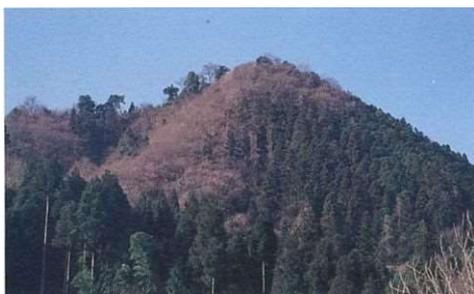
甘楽町においては、耕地を六町間隔で縦横に区切り、六町間隔の列を条、六町平方の区割りを里、一里は一町間隔で三十六の坪とした条里制に伴い、福島、庭谷及び白倉地区に条里制遺構が存在し福島地区などには、「七反田」、庭谷地区には、「二反田」、「四反田」、「五反田」、白倉地区には「八反田」の地名があり碁盤目になって整然と区割りされている跡をみることができる。

③ 中世

鎌倉時代にはいると、小幡氏の活躍がみられる。小幡氏は、『武蔵七党系図』による

と児玉党の一派で、この党の中に小幡平太郎の名が見られ、13世紀初頭には小幡の地に居住し勢力を確立していたといわれている。

南北朝時代以降、上杉氏が上野国守護となりその支配力が強固になると、西上野の拠点の一つとして甘楽の地が重要視されてきた。各所に城が築城され当町には、白倉城、国峯城、庭谷城、天引城などがある。



■国峯城址



■麻場城址

特に白倉城は、麻場城・仁井屋城の2域からなる典型的な別城一郭で、城主の白倉氏は、小幡氏と並んで関東管領上杉氏の重鎮として上州八家の一つ、また四宿老（長尾、大石、小幡、白倉）の一人として活躍した。

小幡氏は、西上州において大きな役割や影響を及ぼした。居城の国峯城は中世における大城郭で、他には見られない特異な構成であり、山城部・丘城部・平城部が東西2km、南北2.5kmの広範囲に展開しており、高低差は244mをはかる。



■小幡氏紋付赤備え具足
(町指定重要文化財)

その後、武田信玄の幕下に加わり、武田軍団の先陣として武勇をさせ「赤備え」着用を許され、上州の赤武者として恐れられ武田24将の一人にも数えられた。

この「小幡の赤備え」等の武田の赤備えが後の「井伊赤備え」の根本となっている。

武田氏滅亡後は、織田信長支配下の滝川一益に従い、本能寺の変以後は小田原北条氏の勢力下に入ったが、天正18年（1590）豊臣秀吉の小田原城攻めに際して国峯城も秀吉軍により落城した。甘楽の地を徳川家康に明け渡し真田氏をたよって信州へ去っている。

天正18年（1590）から慶長6年（1601）までの11年間は、小幡領2万石

として奥平信昌が領主となり、国峯城の枝城（富岡市）に入った。奥平氏は甘楽郡奥平郷（現高崎市）出身で、徳川家康に属して長篠の戦で武功をあげ、家康の長女亀姫を夫人とした。

慶長6年（1601）から慶長7年（1602）の1年間は、奥平信昌の四男で徳川家康の養子となった松平忠明が領主となった。

④ 近世

慶長7年（1602）から元和元年（1615）までの13年間は、水野忠清が小幡1万石を領した。

この間の慶長15年（1610）から元和元年（1615）までの5年間は、箕輪城12万石の領主井伊直政の二男直孝が、福島に陣屋を築き甘楽郡東部の地1万石を支配した。

元和元年（1615）に、織田信長の二男信雄に大和国宇陀郡三万石、上州小幡二万石が与えられ、翌元和2年（1616）に信雄の子信良（2代藩主）が福島の御殿に入り、織田氏による小幡藩政が開始された。

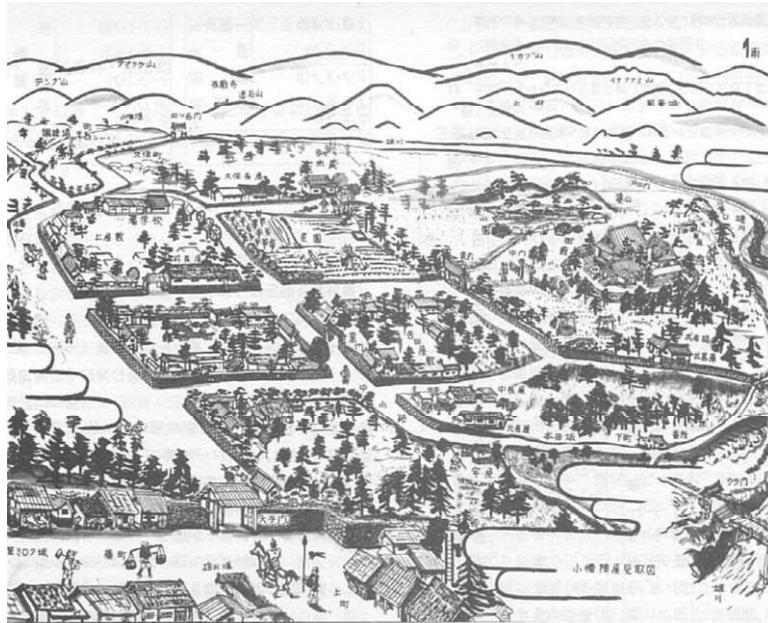
2代信良は、寛永3年（1626）43歳で死去した。嫡男信昌が2歳で相続したが、祖父（信雄）の命により叔父織田高長が後見役となった。

3代信昌は、寛永6年（1629）に小幡への移転を決め、場所を見立て、地割・用水割・水道見立てを行い、13年後の寛永19年（1642）に普請を完了して小幡陣屋に移転し、小幡陣屋は小幡藩の中心となった。陣屋屋敷に南面して楽山園と呼ばれる庭園が造営された。

楽山園の造営年代・造営主については不明な点が多いが、『楽山園由来記』によれば、元和7年（1621）に織田信雄が造営したといわれている。

8代信邦治世の明和3年（1766）に藩政建て直しをめぐって重臣間で内紛が勃発した。このことが、幕府の表沙汰となり、小幡藩主名代や『柳子新論』で幕政を批判した山県大弐など小幡藩と関わりがあった多数が処罰された「明和事件」が起こった。

翌明和4年（1767）に信邦は塾居となり、弟の信浮は養子として認められ、出羽高島2万石を与えられ移封となった。織田氏の、8代152年にわたる小幡藩の統治は終わった。



■小幡陣屋見取図

織田家移封の後、明和4年（1767）9月に小幡2万石に封じられたのは、奥平家とも縁続きの親藩で、陸奥・上野・伊豆の約2万5千石を領し、若年寄を勤めていた松平忠恒である。

3代忠恵は、50年にわたり藩主や幕府の奏者番、若年寄の要職を勤めた功績により嘉永3年（1850）に「城主格」を拝命し、以後小幡陣屋は、「小幡城」と呼ばれた。

4代忠恕は小幡藩最後の藩主。明治2年（1869）版籍奉還まで102年間続いた。

⑤ 近代

慶応3年（1867）に大政奉還が行われ、翌年には旧幕府直轄領と旗本領は岩鼻県となった。明治2年（1869）に版籍奉還が行われ、藩主の松平忠恕は小幡藩知事に任命された。明治4年（1871）廃藩置県の詔が下ると、岩鼻県も含め第1次群馬県が設置された。

明治6年（1873）6月、第1次群馬県と旧川越藩の入間県とで熊谷県となった。同年に小幡陣屋の土地・建造物・立木などが払い下げられている。昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』には、旧県庁一式・糺問所一式・土蔵3棟・撃剣場一式などがあり、内訳として畳・障子・襖などの建具とこれらの代金が記されている。

明治9年（1876）に入間県が除かれ、旧館林藩の栃木県とで現在の群馬県が成立した。明治22年（1889）町村制施行で、現在の集落の原形である、小幡町、秋畑村、福島町及び新屋村が成立した。

昭和30年（1955）小幡町と秋畑村が合併し、昭和34年（1959）2月に小幡町・福島町（一部富岡市に合併）・新屋村が合併し、現在の甘楽町が誕生した。

産業においては、わが国蚕糸業の画期的な事業として、明治5年（1872）7月に、官営富岡製糸場が建設され、同年10月より操業が始められた。

この工場建設にあたっては、瓦、レンガ、石材、用材等の資材の調達及びその運搬で、甘楽町の先人も大いに貢献した。建築に用いた石材は、小幡地内の連石山から切り出された。また、現在町の地場産業となっている瓦製造業も、旧幕府時代から福島地区で同地の粘土層を用いて瓦を製造していたが、官営富岡製糸場建設の特需により、大いに発展しその後の基礎となった。



■甘楽社小幡組正門前



■小幡組全景

養蚕及び製糸業の隆盛は、安政6年（1859）の横浜開港前後に始まり、製糸の輸出が増加するにつれ、品質の均一化と良質化が求められ、収益の増加を図るために、甘楽町においても組合制による揚げ返し工場が設立された。

甘楽町で最初に設立されたのは、明治11年（1878）3月、村有志29名の発起により始められた小幡組である。その後、産業組合法改正により「小幡組有限責任信用販売甘楽社」となり、やがて産業組合の連合会が制度化されることになった。

甘楽社（明治26年（1893）改称）もその適用を受け、所属していた129組合は一斉に組織変更を行い、ここに「有限責任信用販売組合甘楽社小幡組」が誕生した。

特に、城下町小幡の町屋地区の農家は、養蚕農家に形態が変わっていった。群馬県の

養蚕は、近代から現代まで全国一の隆盛を極め、産業経済の主軸をなしてきた。

甘楽町においても、好不況の波にほんろうされることはあったが、永い間農業収入の大部分を占め地域経済を大いに潤してきた。



■養蚕風景（昭和40年代）

江戸時代より明治初年にかけては、そのほとんどが年1回の春蚕だったが、先覚者である富岡製糸場初代工場長尾高惇忠、高山社創設者高山長五郎などによる養蚕飼育法などの確立、技術指導等により、明治中頃以降は、夏秋蚕が甘楽町でも一般化し飛躍的に収繭量は増大した。甘楽町は気候や河岸段丘である土質が養蚕の桑園に適地であったために永く養蚕が農業経営の主流であった。

しかし、甘楽町においても、生糸価格の低迷及び高齢化とあいまって、養蚕農家は急速に減少している。現在は東京などの大消費地の近郊としての利点を活かし、無農薬栽培や有機栽培などによる野菜生産やこんにゃく芋の栽培が主流となった農業経営が行われている。

昭和40年代に入ると、商業は、大きな駅、国道及び県道沿線で盛んになり、福島駅周辺や福島や小幡の国道、県道沿線を中心とした商業地となってきた。



■上州福島駅前商店街



■露地なす栽培



■自動車系工業団地

現在の商圈は、モータリゼーションにより、国道254号バイパス沿線の大型店舗に移り、福島駅周辺や、小幡地区の県道富岡神流線沿線の商店街は衰退傾向となり、生活利便性を確保するための日常生活品を中心とした商店街へと変貌している。

工業は、基幹となる工業が少なく建設、電気自動車関連の中小企業が多い状況である。

(3) 文化財の分布状況

① 指定文化財の分布状況

甘楽町には、数多くの文化財が残っている。国指定の文化財は、名勝の楽山園(らくさんえん)があり、また、重要無形文化財 木工芸 の保持者1名が認定されている。その他、登録有形文化財が4件ある。

県指定文化財については、重要文化財が2件、史跡が3件、重要無形民俗文化財が2件、天然記念物が1件の8件が指定を受けている。

町指定文化財については、重要文化財が53件、重要無形民俗文化財が14件、重要有形民俗文化財が1件、史跡が12件、名勝が5件、天然記念物が6件の計91件を指定文化財としている。

ア 国指定文化財

国指定文化財は、名勝楽山園1件である。

イ 国登録有形文化財

甘楽町には4件、4棟の登録有形文化財が小幡地区にある。登録されている物件は、「茂原家住宅主屋」木造二階建、瓦葺、建築面積207㎡、江戸中期「茂原家住宅米蔵」土蔵造二階一部三階建、瓦葺、建築面積55㎡、江戸後期「茂原家住宅隠居蔵」土蔵造三階建、瓦葺、建築面積35㎡、江戸末期「茂原家住宅西蔵」土蔵造二階建、瓦葺、建築面積41㎡、江戸末期である。

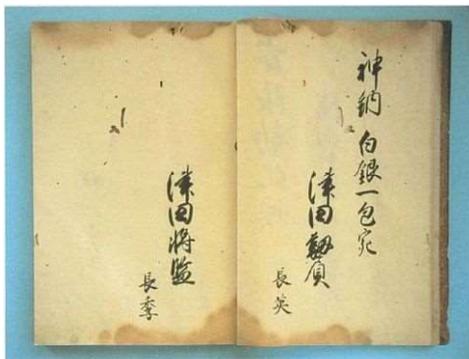
ウ 県指定文化財，町指定文化財

(ア) 小幡氏に関連する文化財

中世約430年間にわたり、甘楽町全域及び富岡市、安中市、高崎市の一部を治めていた小幡氏に関連する文化財としては、居城の「国峯城址」「峰城址」「麻場城址」「庭谷城址」「小幡氏歴代の墓」が町の指定史跡となっており、「小幡氏旧領弁録」「庭谷の五輪塔」「興巖寺の一石五輪塔」「小幡氏紋付赤備え具足」が町の重要文化財の指定を受けている。

(イ) 織田氏に関連する文化財

小幡藩政開始から152年間にわたり藩政を統治した織田氏に関する文化財としては、前述の名勝楽山園の他に、「織田氏七代の墓」が町の指定史跡となっており、「宝勝寺起立文書」「明和風土記」「織田氏家臣録」「森平家近世文書」「長岡家の薬医門及び四脚門」が町の重要文化財の指定を受けている。



■織田氏家臣録



■織田氏七代の墓

(ウ) 松平氏に関連する文化財

松平氏は、織田氏の後に入封して102年間にわたり藩政を敷いた。松平氏に関する文化財としては、前述の名勝楽山園の他に、「田村家近世文書」「小幡八幡宮拝殿の天井画」「小幡藩家臣注文打大小刀」、また、小幡藩松平氏邸の間取りが描かれている“上毛甘楽郡小幡御住居之図”〔文政10年(1827)〕や、当時の小幡藩政などが記されている「松浦家近世文書」、さらに織田氏が松平氏に引き渡した“陳屋絵図”〔明和4年(1767)〕や、松平氏の藩政を解明するのに重要な文書類が「高橋家近世文書」として町の重要文化財に指定され、「小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし」が町の重要有形民俗文化財の指定を受けている。

(エ) 武家屋敷の文化財

小幡藩時代の武家屋敷の文化財として、「旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷」が群馬県の史跡の指定を受けている。松浦氏屋敷は、名勝楽山園から約300mの南方に位置し、小幡藩主織田氏の別邸であったといわれ、後に小幡藩主松平氏より松浦家に賜ったと伝えられ、屋敷の南に付属の庭園が造られている。

屋敷は、建築的特徴から18世紀末から19世紀初期頃の建造物と判断され、台所(土間)の西側に板の間、中の間、奥の間の3室を配置する三間取が基本で、19世紀中期頃に座敷、納戸、縁側が増築されている。現状は木造二階建、寄棟造、草葺の上にトタン葺。梁行2間半・桁行9間半が上屋、北側は梁行1間半の下屋を付け、南側には梁行2間半・桁行3間半の指出部を設けている。

庭園は、屋敷の南側に築庭され、中央部を東から西側に緩傾斜する地形を巧みに生かし湾曲させて、雄川堰より取水した小堰を流している。座敷の指出部が庭園の中央に位置しており、指出部は庭観賞の座敷として建てられている。池は指出部の全面に楕円形の池があり、庭西端に近い部分に方形の池が設けられているが、第2次世界大戦後に庭を縮小しており、このため池が2箇所に分散している。もともとは一つの池であった。

名勝楽山園が藩邸とその庭であるのに対し、それに従う武家の屋敷構えを良好に伝えるもので、江戸時代の武士の生活環境と、当該地域の歴史を知る上で重要であり、学術的価値が極めて高く貴重であることから指定に至っている。

② 指定等文化財以外の文化財の分布状況

ア 古墳

甘楽町内では、県指定史跡となっている笹森古墳や、町の指定史跡となっている天王塚古墳、天引黒淵古墳群の塚一基、金比羅山古墳を含め、10箇所確認されている。

イ 中世城郭

甘楽町内では、数多くの城郭跡が残っており、いずれも小幡氏に関連する城郭跡である。小幡氏の居城であった国峯城の一部は、町指定史跡になっているが、前線基地または親族の居城であったと推測される上野城跡・倉内城跡・天引城跡・八幡山砦跡・長畝砦跡・大類屋敷跡については、指定等は行なわれていないが周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

ウ 街道

甘楽町を通過する道路で、道路史上に名前が出てくるのが、「下仁田街道」と「鎌倉街道」である。下仁田街道は、中山道本庄宿で分岐し、信州追分宿へ通じる街道で、11

の宿場のうち、福島地区に福島宿があり、小幡方面や下仁田方面からの物資の取次ぎ宿として賑わっていた。



■一般国道254号線

小幡藩主の参勤交代も小幡から福島宿に出て江戸に向かい、小幡に帰る時も同様であった。また、秋畑地区には山岳信仰の稲倉山や稲倉神社があり、これを目指す信仰者も、この街道を往来し福島宿から小幡、秋畑へと向かった。現在は一般国道254号線となっている。

鎌倉街道は、国道254号線の南方にあり、東は高崎市と接する天引川筋から町立新屋小学校南、町立第一中学校南を経て、県指定史跡「笹森古墳」の南から富岡市田篠へ抜ける路線で、現在は町道となっている。この中学校の南東方向に金光山があり、ここに白倉神社が鎮座している。この神社も山岳信仰が盛んであったため、近在の信仰者は鎌倉街道から、遠方者は下仁田街道を往来して参拝した。

小幡地区にある武家屋敷地区の道筋は、江戸初期に成立した道型を多く残している。また、武家屋敷地区を南北に通過する道路は、城下町が形成される前から存在したのか、屈曲・湾曲している。主要な街路遺構は、概ね東西・南北に付けられているが、T型やL型の交差が多くあり、これは戦国末期から江戸初期に造られた他地域の道路構造によく似ており、江戸期の絵図と現在の道路を重ね合わせると、多少の道路改良はあるものの、ほとんど変更が無いことがわかる。「表門」（大手門）から南側が武家屋敷地区であるため、この通りを「大手通り」大手通りから西に曲がり、藩邸に至るまでの通りを「中小路」と名付けられている。中小路は、幅が特に広く7間あり、両側に石垣が構築されている。また、表門から町屋地区を通過して北方に延びる道路も幅が10間ある。

エ 城下の町並み及び水路

甘楽町内で町並みが残る区域で、最も顕著に現存している区域は、小幡地区の町並みである。小幡地区は武家屋敷地区と町屋地区に大別される。

『群馬県甘楽郡甘楽町小幡伝統的建造物群調査報告書』〔昭和58年（1983）〕によると、予備調査で武家屋敷地区では25棟、町屋地区で98棟が選定され、一次調査において武家屋敷地区17棟、町屋地区48棟が選定されている。町屋地区内の雄川堰には洗い場が設けられており、町並みと一体となった貴重な景観空間である。

他地区の町屋や町並みの調査は実施していないが、国道沿線、県道沿線や街道筋に町屋が点在しているのが確認できる。

小幡地区を北流する一級河川雄川から取水した雄川堰（大堰）は、小幡地区の人々の生活用水として、また小幡北方の福島・新屋地区の穀倉地帯を潤している。雄川堰は、いつ誰の手によって開設されたかは不詳であるが、中世の豪族小幡氏の家臣団の一部も当地で生活していたため、古くから開設されていた可能性がある。

雄川堰引込口から約645m下流に「吹上の石樋」と最後の小幡藩主松平忠恕公の篆額になる「石樋記」の石碑がある。堀沢川の上を流れる雄川堰の樋を慶応元年（1865）に、長さ約6m、幅1.8mの巨大一枚岩を組み合わせた石樋に取り換えている。「石樋記」は、この工事の功績を称えた石碑である。



■小幡の町並み



■雄川堰

雄川堰は、武家屋敷地区の東側を北流し、途中で二手に分流し、一方は横町を迂回して、再び「表門」（大手門）前で合流し、町屋地区へと北流している。この武家屋敷地区内には雄川堰より3箇所の取水口が設けられ、上流より一番口、二番口、三番口と呼ばれ、ここから小堰となる。

一番口は一升枧の大きさと、名勝楽山園や武家屋敷地区の南側を巡る小堰である。雄川堰引込口から約1,460m下流の所にあり、小堰の総延長は約2,180m。

二番口は五合枧の大きさと、武家屋敷地区の中央を巡る小堰である。一番口から約1

80m下流にあり、小堰の総延長は約990m。

三番口は三合柵の大きさと、武家屋敷地区の北側を巡る小堰である。二番口から約190m下流にあり、小堰の総延長は約1,880m。

これらの小堰は途中で分流しながら、武家屋敷地区内をくまなく張り巡らされ、最後には雄川に戻すように工夫されている。

なお、雄川堰は「名水百選」〔昭和60年（1985）〕環境庁（現環境省）、「水の郷百選」〔平成7年（1995）〕国土庁（現国土交通省）、「疏水百選」〔平成18年（2006）〕農林水産省、「選奨土木遺産」〔平成22年（2010）〕土木学会、「かんがい施設遺産」〔平成26年（2014）〕国際かんがい排水委員会に認定されている。

オ 農村集落に見られる文化財

甘楽町全体を見ると、古くから農村地帯であり、主に養蚕を行って来ていたため、農村の習俗や養蚕の慣習に関連する文化財が多く残っている。

特に秋畑地区の那須集落においては、斜面を切り開いた段々畑が広がり、「小さな石」を意味する「ちいじがき」が積み上げられ、こんにやくや蕎麦が栽培されている。



■ちいじがきを練り歩く獅子舞



■蕎麦畑

この「ちいじがき」が積み上げられた独特の文化的景観は、文化庁の『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』〔平成15年（2003）〕で、“集落に関連する景観”の〈重要地域〉に「那須集落の段々畑と石垣」の名称で調査されている。那須集落をあげて蕎麦等栽培することにより、その景観がしっかりと守られている。また、甘楽町内は、各集落内に1乃至2の寺社仏閣が残り、農村地帯における寺社仏閣のあり方が理解できる。

特に、宝積寺は「お菊の墓」のある寺として有名で、播州皿屋敷のモデルとも言われている。お菊は最後の国峯城主であった小幡信真の侍女であった。信真からの寵愛を一心に受け、妬んだ同輩侍女達は信真の食事に針を入れ、お菊の仕業にしたため、桶に入れられ生きてまま池に沈められてしまった。宝積寺山門で命ごいをされた住職はどうすることも出来ず、この後小幡氏は勢力を失い、宝積寺山門は何度建てても必ず火災に遭ったといわれ、お菊の祟りと囁かれた。

また、町内の至る所に石仏・塔碑・磨崖仏に大別される石造遺物が見られ、雄川の結晶片岩の板状の自然石に、梵字等を刻む中世の板碑が数多く残っている。

カ 近代産業及び産業遺産

甘楽町の地場産業である瓦製造業については、町の地質的要件と地形的背景によるところに大きな要因がある。

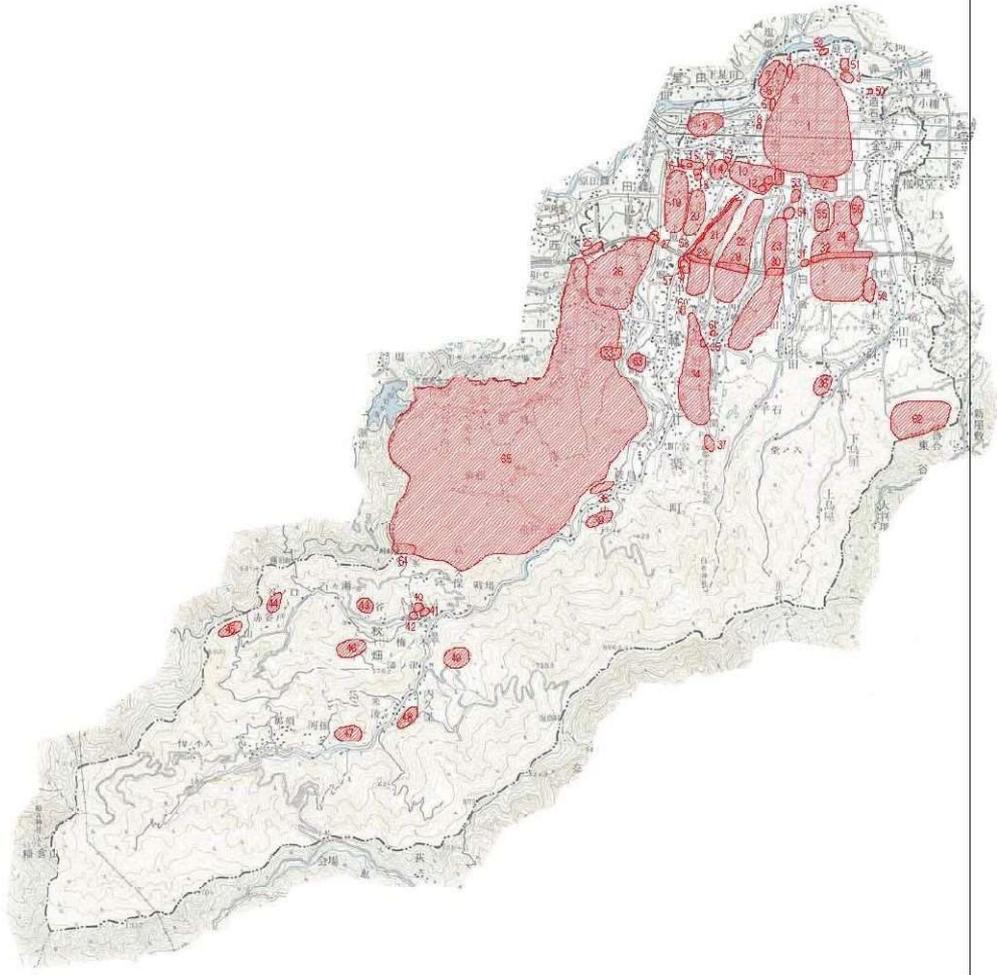
町の北部を東流する鍋川によって形成された比高差5～7mを測る河岸段丘上には、良質の粘土が採掘され、このため河岸段丘周辺に焼成窯が構築された。

天保11年(1840)小幡藩の工事用命に際し、石川久太郎を藩の御抱え瓦職人とし、福島地区に瓦工場が建築された。これが「福島瓦」の始まりである。

特に明治5年(1872)10月に操業が開始された官営富岡製糸場の建設にあたり、瓦は勿論のこと製糸場のレンガも輸入に頼らず全て福島で焼成された。レンガは河岸段丘を利用して登り窯を築き焼成している。これにより「福島瓦」の知名度が上がるとともに銘柄品となり、近代産業の礎を築いた。また、武家屋敷地区や町屋地区、さらには群馬県内外など、福島瓦は各地で葺の波を飾って来ている。

このように、瓦製造業は全国各地の屋根に使われ、日本の近代化の一翼を担った産業として、地域の歴史を語る上で必要不可欠な近代産業であり、福島瓦が葺かれた建造物は、近代産業遺産として貴重である。

甘楽町遺跡分布地図



S=1:70,000
0 500 1000 2000m

(4) 風俗・慣習としての年中行事

① お棚さがし

三元日に、神様に供えたもの（餅等）を、この日に全て一度下げて、一緒に煮て神様に供え、家族全員で食べ家内安全、身体健康などを祈る年の始めの伝統的な行事として広く町内で行われている。

行事日：1月4日

② 春祈禱(はるぎとう)

元来は、新しい年に当たり、それぞれの家庭において、家内安全、五穀豊穡、身体健康などを祈る家庭祭祀で、神棚などに神饌をお供えし、今年一年の家運隆盛を祈る伝統的な行事である。

現在では、隣組の組織などでもこれにならって、組長、書記、会計や大組長。地区の公民館があるところでは、館長、副館長、会計。さらに組行事の当番者。祭事の当番者など、一年の行事等を決める大事な行事となっている。

行事日：1月下旬～2月上旬

場 所：各地区の公民館等

③ ドンドン焼き

かつては、1月14日の夕方、各世帯で取り除いたお正月の松飾、竹、注連縄などを集落のはずれの道祖神に持ち寄り高く積み上げて燃やす行事であったが、現在は、防火のため水田などの安全な場所で、1月15日の早朝に集落の人や消防団員が集まり燃やしている。

この火に当たると風邪をひかないといい一年の無病息災を願う伝統的な行事として行われている。

行事日：1月15日

④ 節分

大豆を炒り、年男を先頭に子どもたちが「福は内、鬼は外、福は内」と大きな声で叫びながら大豆を撒き厄払いを行う伝統的な行事である。

撒く場所は、床の間が最初で便所が最後となる。自分の年齢だけ大豆を食べるとその年は無病息災であるといわれている。

一部地域では、豆の一部を残しておき、初雷の時に「遠くのくわばら」と叫んで撒くと雷の害が防げるといふ地域もある。

行事日：2月3日

⑤ 百八灯



■白倉本村百八灯

近世後期に起源を持つとされる百八灯という行事が行われている。

この行事は、毎年8月15日の盂蘭盆の夜に村にあるお宮などに集まって、108本のろうそくに火を灯して、祖先の霊を祀り、霊が霊界に帰る、送り盆の行事である。送り盆の行事に参加して、厳かに祖先の霊を送り、悪疫退散を祈願する伝統的な行事である。

行事日：8月15日

⑥ 十五夜

旧暦8月15日の夜すすきの穂を、15本立て満月を祝う。月見団子、サトイモ、栗、饅頭、飴玉等の丸いものを箕に入れ、十五夜の月見の祝いを行う伝統的な行事である。子どもたちは、組を作って、他家の供え物を取って食べることが黙認されている。これは十五夜盗人といって、供物を取られると蚕が当たるといふ縁起をかついでいるからである。

行事日：旧暦8月15日

⑦ 十日夜（トウカンヤ）

旧暦10月10日に、その年の豊作を祝う行事で餅をついて食べる。子どもたちは3～4人のグループになり巻藁、こんにやく芋の葉、茗荷の葉などを束ねて、手に持ち家々をまわり玄関で叩きながら、次のようなことばを唱えた。迎えた家ではお菓子などを振舞う伝統的な行事である。

十日夜、十日夜、十日夜はええもんだ
朝そばきりに、昼だんご
よう飯食っちゃあ、ぶっぱだけ
こんにやく玉も、じゅうぶんに
菜大根も、じゅうぶんに
鏡のような餅食って
油のような酒飲んで
十日夜、十日夜、十日夜はええもんだ
十日夜、十日夜、十日夜はええもんだ

行事日：旧暦10月10日

⑧ 屋敷まつり

夕方に赤飯を炊き、尾頭付きの魚を焼いて屋敷神様に供え、家族全員で食べ家内安全を願う伝統的な行事である。

行事日：12月15日

2. 甘楽町の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 雄川堰とそれにまつわる歴史的風致

小幡のまちうちを北流する雄川堰は、一級河川雄川より取水しており、開削の時代は不詳であるが、昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』によると、藩政時代以前に存在していた。

雄川堰は、大堰とも呼ばれており、大堰より三箇所取水口を設けて、武家屋敷地区内を網目状に張り巡らされている水路が小堰と呼ばれている。この小堰に取水口を設け、藩邸内は「せき水通り」と呼ばれた堰により、雄川堰の水が国指定名勝楽山園に注ぎ込まれている。



■小堰一番口より



■名勝楽山園

元和元年（1615）に二条城で「禁中並公家諸法度」が布達された折に、織田信長の二男信雄に大和国宇陀郡3万石・上州小幡2万石が与えられ、翌元和2年（1616）に信雄の子信良（2代藩主）が福島の御殿に入り、織田氏による小幡藩政が開始された。

城下である小幡は、織田氏によって造られたものであり、小幡藩主織田氏の事績をまとめた『織田様御代々覚書』〔寛政10年（1798）〕によれば、3代藩主信昌は、



■織田様御代々覚書

寛永6年(1629)に、雄川からの豊かな用水の確保が容易であったことから、小幡への陣屋移転を計画し小幡の地割・御用水割・水道見定めや墓所の見地等を行い、寛永19年(1642)に小幡陣屋に移転した。

雄川を見下ろす小高い丘にある崇福寺には、小幡藩主織田家の初代信雄から7代信富に至る歴代藩主と妻子らの墓地がある。もともと織田家の菩提寺は国峯城主小幡氏の菩提寺でもある宝積寺であったが、宝積寺住職交代儀式の席次に不満を持った織田家と寺との確執により、4代信久の代に改葬し崇福寺を菩提寺とした。また、石高においては、3代藩主信昌の代には、祖父信雄の遺命により松山3万石を後見役であった叔父の織田高長に譲り、小幡2万石のみとなっている。



織田氏の墓石はいずれも五輪塔で、大名家の墓所らしい風格と佇まいを見せ、小幡城下を眺望できる景観 ■織田宗家七代の墓
は、地域住民のみならず来訪者にも往時の様子を回顧させる心が安らぐ空間である。

墓所及びその周辺は、以前から参拝や散歩などの往来も多く、憩いの場としての役割も果たしており、地域住民によって除草などの景観維持のための管理が行われている。

近年では、名勝楽山園や雄川堰などとともに、小幡織田藩の成り立ちを探索することを目的として織田氏七代の墓、吹上の石樋へと回遊する来訪者が増えている。

小幡の西側を北流している雄川は、小幡台地より約20m低く両側面は断崖であった。このため雄川堰は、大手門跡より約2.3km上流に取水口を設けるなど小幡城下形成に大きな影響を与えている。小幡陣屋移転の際に改修された姿の雄川堰が今も往時の姿を偲ばせる。

小幡城下は、名勝楽山園、大奥、喰い違い郭、織田氏七代の墓のある崇福寺などの武家屋敷地区、藩政時代の歴史的な建造物や明治中期に建築された養蚕農家建造物群が遺在する町屋地区で構成され、この両地区を雄川堰は還流している。

なお、織田氏が松平氏に引き渡した絵図で、武家屋敷地区と藩邸部が描かれている『上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図写』〔明和4年(1767)〕を見ると、道路、喰い違い郭、大堰や小堰、織田氏七代の墓のある崇福寺など現在とほぼ同じ状態であることが分かる。



■上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図写



■雄川堰（小堰）が還流する武家屋敷

町屋地区の町並みの最大の特徴は、この雄川堰を中心としたまちづくりにあり、雄川堰の左右に街道を設け、街道の外側に街道と直交して南向きの家屋が建っている。



■有賀茶店



■下町組合事務所

これらの家屋群は養蚕農家であり、藩政時代の家屋構造を踏襲し歴史的価値の高い建造物である。家屋は養蚕農家にふさわしく屋根に天窗を設けた家屋が多く見られる。有賀茶店については、明治中期以降に建設された建造物で商家であるが養蚕も行われ、町屋地区の象徴的な建造物である。また、下町組合事務所も明治中期以降の建造物であり、かつては隣接する富岡市額部地区にあったものを、昭和初期の木材が貴重であった時代に小幡下町組合が譲り受け移築したもので、雄川堰と桜並木街道最北端の町屋地区玄関口に位置し、漆喰、葺造りの建造物として小幡のまち並みに溶け込み、良好な景観を生み出している。

この組合事務所は、地域共同の養蚕道具の収蔵庫などとしても利用されてきたが、現在は町屋地区を舞台に行われる小幡八幡宮例大祭の山車収蔵庫のほか、お囃子、笛（横

笛)、神楽獅子舞の稽古場所として利用されており、春と秋には心地よい音色が集落に響き渡っている。

『甘楽町史』〔昭和54年(1979)〕によると、雄川堰は藩政時代から飲料水・生活用水・灌漑用水・防火水利等に利用されていたため、小幡藩では「御用水奉行」を設け厳しく管理していた。

さらに、『宇田村名主覚書 名主平兵衛』〔文化4年(1807)〕では、明和4年(1767)松平氏が小幡に移るとき、すでに代官の次に御用水掛の役職が設けられていたと記述されている。なお、灌漑用水としては、寛政5年(1793)に222町歩(222ha)の水田を潤していた記録が見られる。

寛政5年(1793)灌漑水田反別 (甘楽町史より)

村名	水田反別	村名	水田反別
	町・反・畝・歩		町・反・畝・歩
小幡村	1・9・5・3	上長根村	46・2・8・7
上福島村	22・6・1・11	中長根村	32・1・0・3
下福島村	24・1・5・25	下長根村	13・7・5・29
下白倉村	29・1・6・0	造石村	17・0・0・23
金井村	24・1・2・25	庭谷村	10・8・4・23

計 222町1反8歩

雄川堰は、灌漑用水として現在も110haの水田を潤しており、その他生活用水・防火水利等として、地域住民にとって欠かせないものである。そのため、現在に至るまで住民により大切に管理され、良好な水路環境が保たれている。



■水田を潤す雄川堰

三箇所の取水口は、上流より一番口、二番口、三番口と呼ばれる。この取水口には先人の工夫が見られ、一番口は一升枧、二番口は五合枧、三番口は三合枧の大きさに作られている。

この一番口小堰は途中で2流路に分かれ、1流路は上級藩士であった旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷（県指定史跡）や高橋氏屋敷の園池に注がれ、もう1流路は、国指定名勝の楽山園の園池に注がれている。

先の『上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図写』を見ると、一番口小堰は陣屋藩邸の東側を藩邸地割りに沿うように流れている。



■小堰が流れる松浦氏屋敷



■小堰が流れる高橋氏屋敷

町屋地区の養蚕農家は、明治中頃から昭和40年代まで堰に41箇所ある洗い場で養蚕道具などを洗っていた。蚕を飼育する竹製の「蚕かご」(1.5×0.9m)が主で、小規模養蚕農家でも約100枚、大規模養蚕農家は数百枚程洗わなくてはならず、さらに最盛期には年5～6回（春蚕5月初旬～下旬、夏蚕6月中旬～7月初旬、初秋蚕7月下旬～8月中旬、晩秋蚕8月下旬～9月中旬、晩晩秋蚕9月下旬～10月初旬、初冬蚕10月中旬～11月初旬）行われ、養蚕と洗浄は大変な重労働であった。

しかし雄川堰のお陰で、「蚕かご」の運搬時間は短時間で済んだ。そして養蚕が衰退するまで、90年以上にわたり利用され、現在は日常的な農作物の食材洗い場として利用されている。

農作物以外では、畑作等で使用した鍬やスコップなどの道具類、堰の水を汲んで鎌や鉞等を研いだり、季節によっては中に里芋を入れて水力で皮を剥く芋車と呼ぶ道具を設置したりして日常的に利用されている。

また、こうした養蚕農家では、繭からとった糸で機織りも行われていた。主に農閑期

の婦人の副業としての営みであったが、織られた白絹は、時には雄川堰の水を利用して染められた反物として、商品となり収入を得るほか、自家用の着物や布団、その他の衣料品の材料として利用されていた。

繭から糸を取り、機を織る仕事の糸道は「一機二針」と言って、嫁入り前の娘が覚えておかなければならない大切な仕事であった。



■なりわいに溶け込む雄川堰

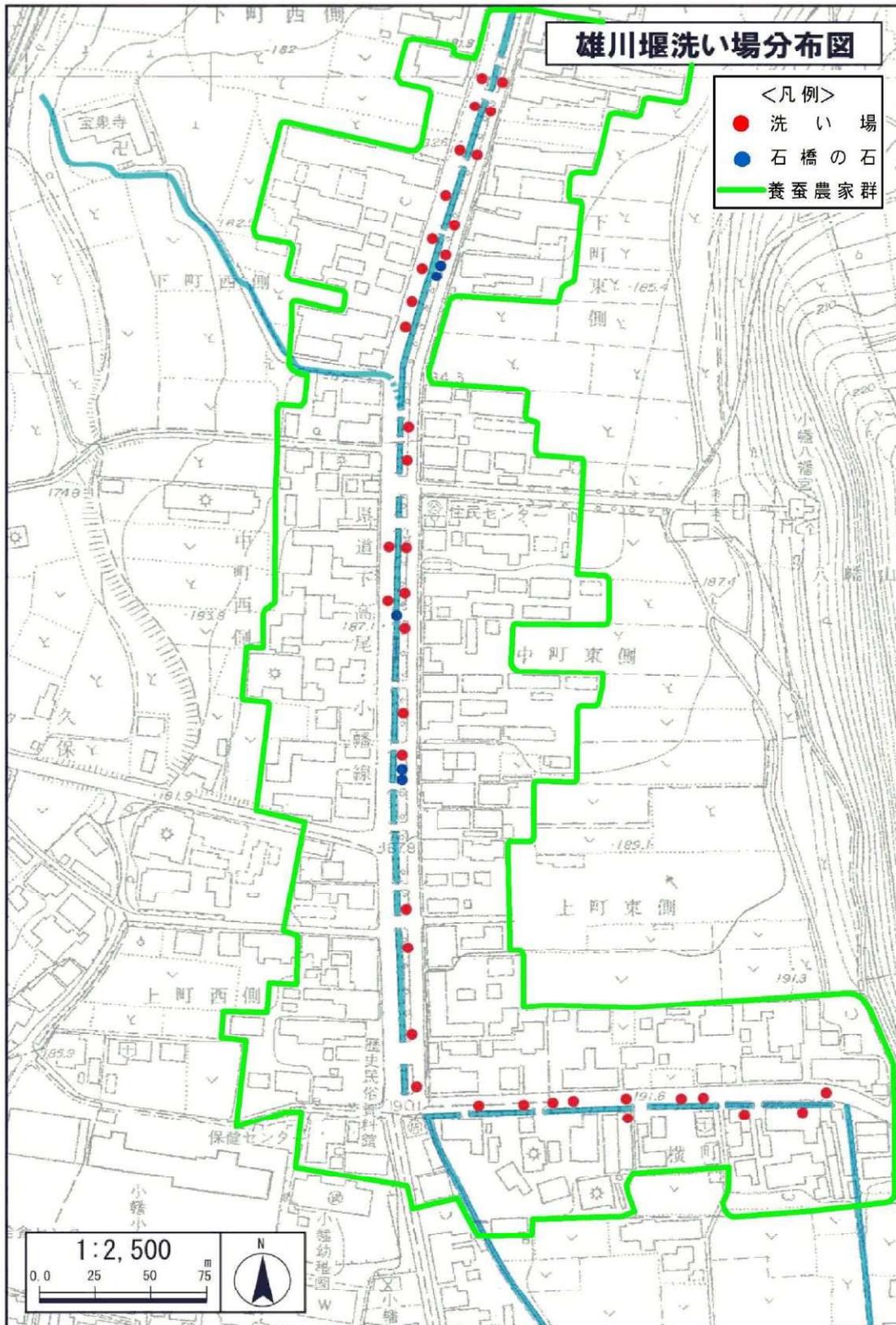


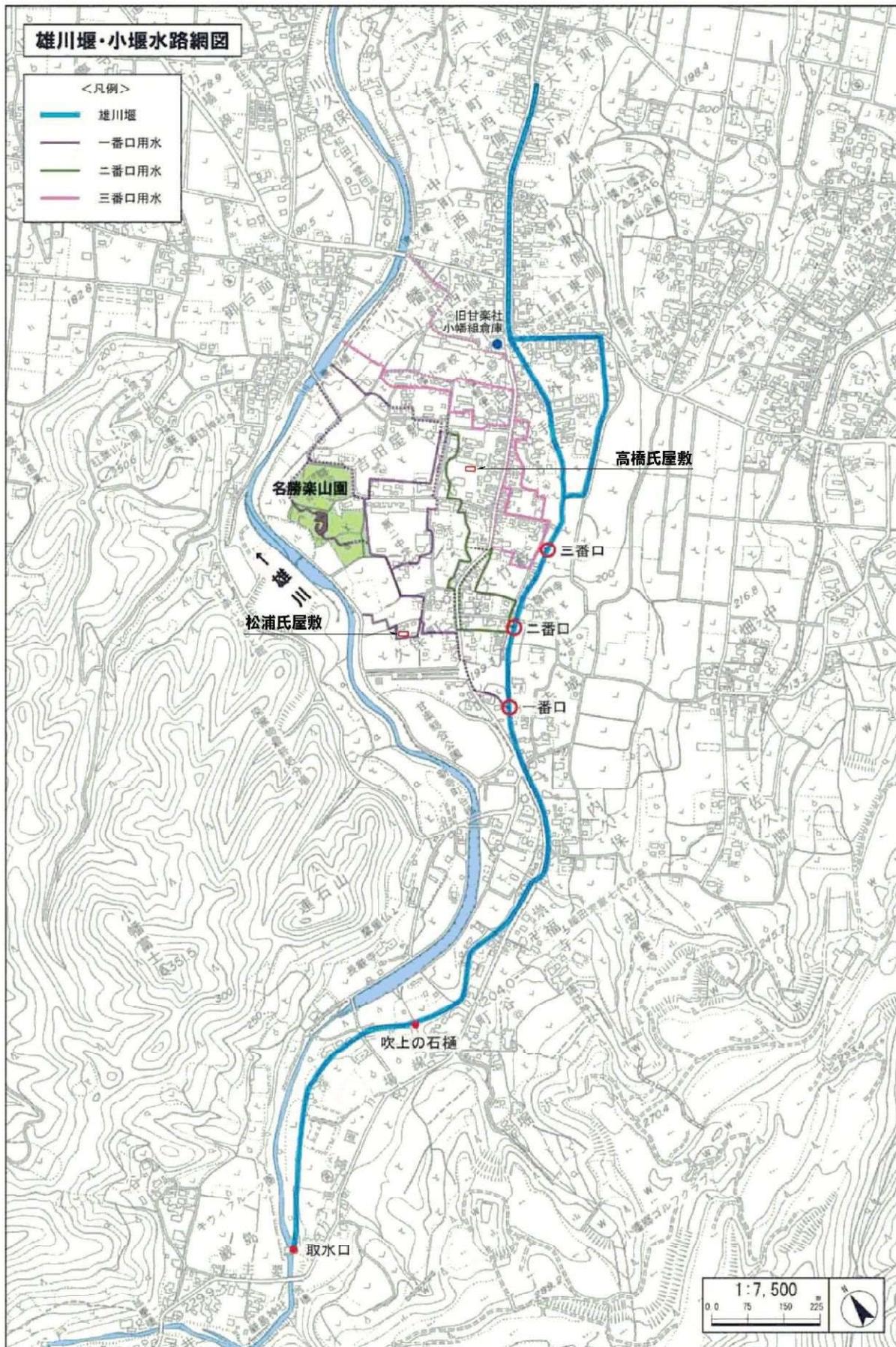
■住民により大切に管理される雄川堰



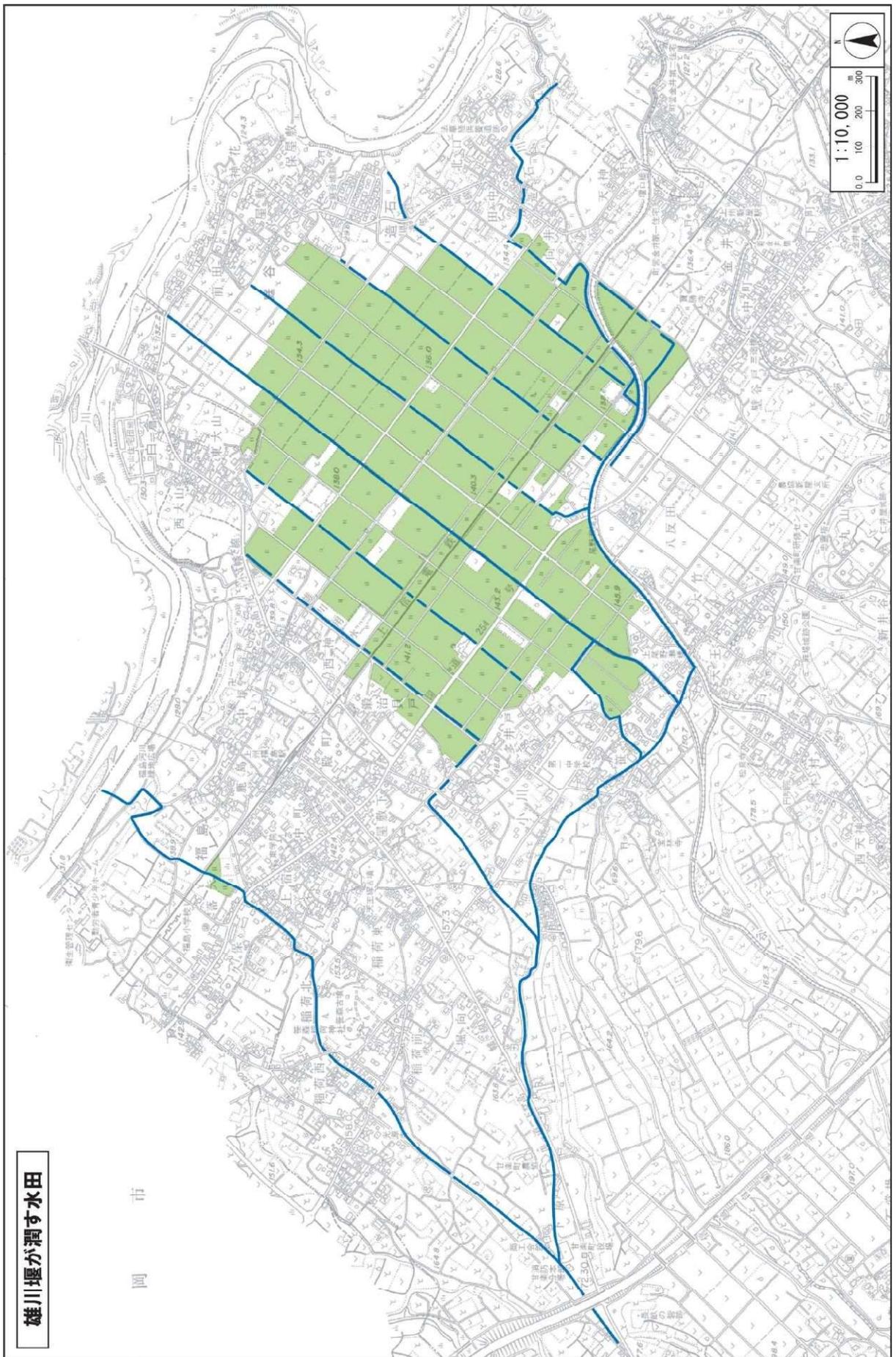
■雄川堰の洗い場

この城下の「武家屋敷」、町屋の「養蚕農家群」の真ん中を流れる雄川堰は、小幡城下の町並みと一体をなし歴史的な空間を作り、歴史的な建物の趣と雄川堰の水の流れが融合して心が安らぐ空間が形成されている。



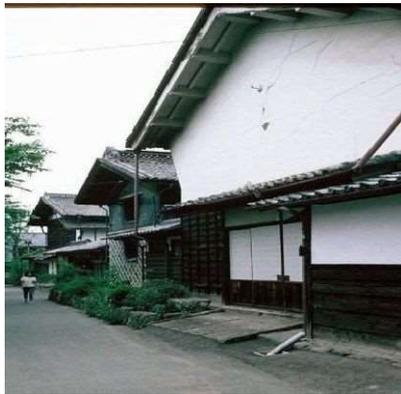


雄川堰が潤す水田



（２）小幡八幡宮例大祭に見る歴史的風致

町内における歴史と伝統を反映した活動として、藩政時代より続く「小幡八幡宮例大祭」がある。昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』によると、その起源は正保年間に遡り、同2年（1645）、織田家3代藩主信昌が小幡藩の守護神として「小幡八幡宮」を勧進した折に、藩士によって始められたものであるといわれており、小幡八幡宮の社殿（町指定重要文化財）は、幕末期の建物である。



■養蚕農家群



■小幡八幡宮

「小幡八幡宮例大祭」は小幡城下のなかでも養蚕農家群が遺存する「町屋地区」を中心に開催される。明治の中期までは、年1回の春蚕だけであった養蚕業が、蚕種の貯蔵方法の確立などにより夏秋蚕の普及により盛んになると、町屋地区の養蚕農家である氏子は「小幡八幡宮」を養蚕の神としての信仰も加わり、祭りとともに現在に至っている。

祭りは5年に一度、養蚕の終わった秋も深まりつつある10月半ばに開催される。これは昭和34年（1959）2月、氏子総代や各町内の若衆頭の人たちによって5年に一度と決められた。

例大祭当日には、住民が総出で早朝から注連縄を張り巡らす等の祭礼準備にいそしみ、日頃静かな小幡のまちは5年に一度の賑々しいハレ舞台となる。

祭礼の華となる神事は、下町・中町・上町・横町・新堀町の各町で所有する5つの屋台（町指定重要有形民俗文化財）の「城下巡行」と、大下町による「神楽獅子舞」（町指定重要無形民俗文化財）である。5つの屋台が一斉に八幡宮の境内に集まると、「神楽町」とも呼ばれる大下町による「神楽獅子舞」が「神楽唄」とともに奉納される。



■上町の屋台



■中町の屋台



■町屋地区を巡行する山車



その後、屋台行列は八幡宮を起点として町なかを賑やかに練り歩く。この「城下巡行」のルートは、中町にある小幡八幡宮を出発して小幡の主要通りであり歴史的な建造物である養蚕農家群と雄川堰に挟まれた下町筋を北上し、下町・大下町を経て新堀町に至り、ここで折り返して同じ道を南下し、小幡八幡宮を通り過ぎて中町・上町横町に至り、「旧甘楽社小幡組倉庫」広場で再び、大下町による「神楽獅子舞」が「神楽唄」とともに奉納される。これは、江戸期にはなかったことであるが、屋台の休憩が必要であることや「養蚕」の倍盛を願って始まったものである。

そして、横町で折り返して再び北上し小幡八幡宮に戻り、幟旗の立つ小幡八幡宮入口で「神楽獅子舞」が「神楽唄」とともに奉納される。巡行のお囃子は、藩政期における旋律とリズムを引き継いでおり、その原形は庶民に身近な存在である獅子舞の音楽が転用されて変化を重ねて、現在のお囃子に至った。この巡行によって、下町筋は早朝から日暮れまで祭り一色となる。



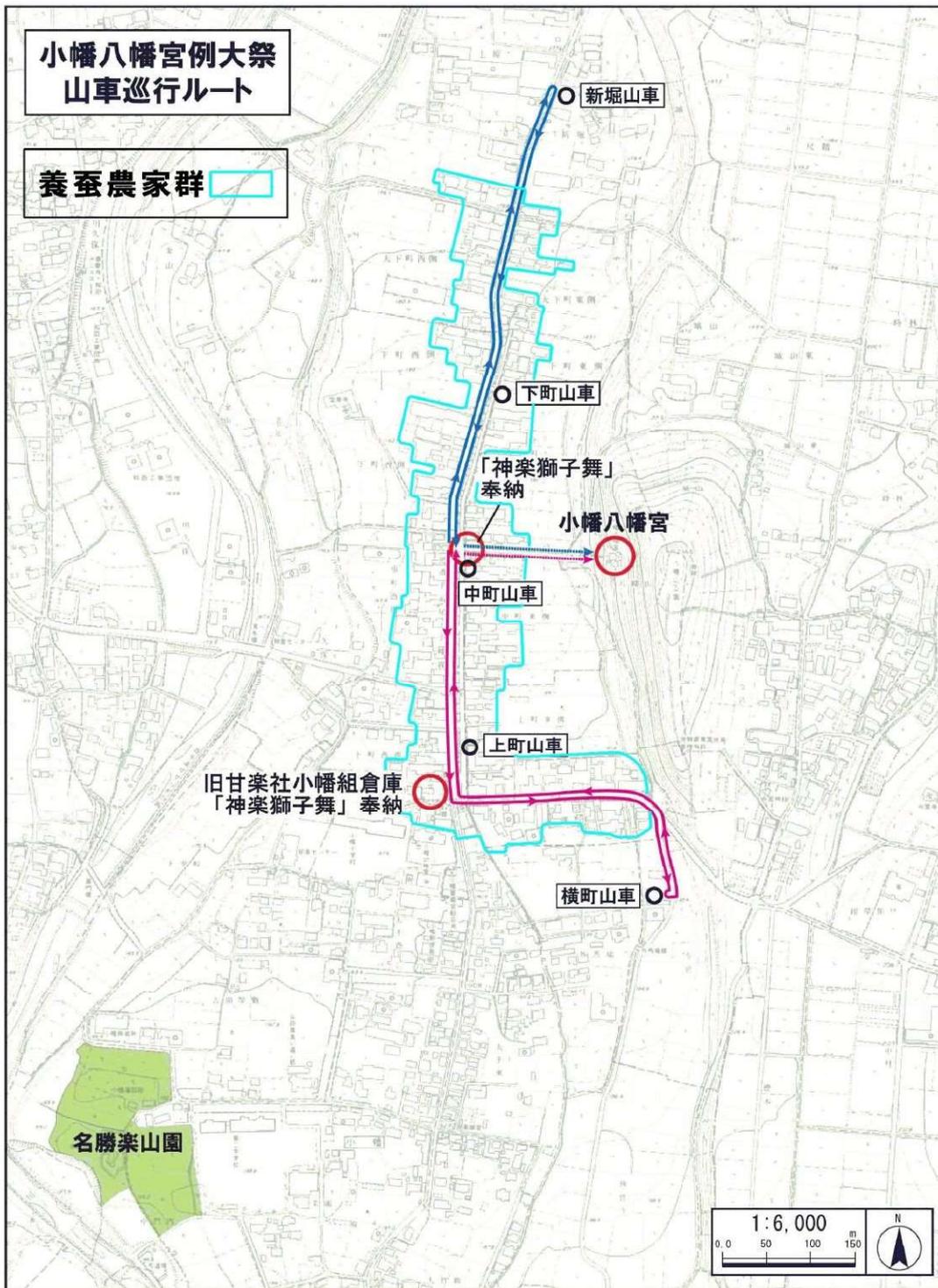
■若衆によるお囃子の稽古



■神楽獅子舞と屋台の競演

祭りの神事の一切は、神社と祭礼に奉仕する各町内の「若衆組」によって執り行われている。「若衆組」は、祭りを維持するために藩政時代から継承されている伝統的な組織であり、小幡を舞台に今なお活動を続けている。そして、5年に一度の祭礼を維持するために、各町内では、この「若衆組」が中心となり、毎年欠かさず春も浅い3月頃から町会の集会所などでお囃子、笛（横笛）、神楽獅子舞の稽古が始まり、昔から変わらぬ笛の音色が、養蚕農家群の集落に響き渡る。

祭事には、巡行する屋台から、藩政時代から受け継がれてきたそれぞれの所作や動きに加え、養蚕倍盛を願って始まった太鼓や屋台ばやし、神楽獅子舞の神楽唄が、養蚕農家が軒を連ねる小幡城下に広がる。



(3) こんにゃくの生産に関わる歴史的風致

小幡の伝統的な生産活動として、「こんにゃく芋の生産」があげられる。小幡城下では、「武家屋敷地区」、「町屋地区」の町並みを取り巻くように緑豊かな耕作地が広がり、肥沃で水はけが良い土壌を活かして、こんにゃく芋の栽培が盛んに行なわれてきた。

こんにゃく芋は、サトイモ科の多年生植物で、原産地はインドシナ半島である。現在、東南アジアには、約130種類のこんにゃく芋が自生しているが、その多くは、日本のこんにゃく芋と品種が異なり、こんにゃくマンナンという植物繊維の含まれないこんにゃく芋で、加工しても固まらずこんにゃくづくりには適さないことから、食用として栽培されているのは、日本と中国だけである。

中国では、紀元300年頃に栽培され、食用に供されていた。日本への伝来は、仏教と一緒に伝わったといわれている。室町時代までは、食物繊維の多さから薬として用いられていた。

この地方でのこんにゃく栽培は、昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』によると、永正二年（1505）甘楽郡大日向村（現南牧村）の茂木平兵衛が西国巡礼の際に紀州（和歌山県）より種玉を持ち帰り、栽培を始めたのが最初であるとされ、以来この地域に伝承され栽培されてきたとある。



■一面に広がるこんにゃく芋畑



■水はけ改善のために積まれた「石垣畑」

こんにやく芋を経済作物として農業に取り入れ、普及奨励されるようになったのは、江戸時代であり、松尾芭蕉も「蒟蒻のさしみもすこし梅の花」と詠んだ句もあるように広く庶民の食べ物となった。

『甘楽町史』〔昭和54年（1979）〕によれば、藩政期には、「じねんじょう（自然生：在来種）」という栽培方式がとられており、現在のように全てを掘り起こして植えつけるのではなく、成長したこんにやく芋だけを掘り起こしていた。

幕末期には、補植、新規植え付けも始まり種子用として「穴がこい」¹が始まった。需要もこんにやく料理を集めた『蒟蒻百珍』などが弘化3年（1846）に出版され高まっていった。

明治初期には、荒粉・精粉の加工法が発達し遠方輸送が容易になったことなどから、当地方のこんにやくが全国的に流通するようになった。

工芸農作物として最初に生産が高まっていったのは、石垣畑の多いちいじがき集落（旧秋畑村）であった。これは、こんにやくの水はけの良い土壌を好む特性が石垣畑に適したことにより水田に恵まれないちいじがき集落において急速に生産が拡大していった。

その後、町内有数の畑作地帯であった小幡地区において生産されるようになると、水はけの効率をあげるために石垣畑を大正時代初期に築いて生産性を高める工夫が行われた。

こうした中で、甘楽町では、こんにやく生産が町の経済を支える一大産業となっている。とりわけ小幡は、こんにやく芋の品種改良などが更に進み「石垣畑」などの工夫が実を結びその栽培の最適地として、昭和時代初期にかけてしだいに生産量を伸ばしていった。

この背景には、元々水はけの良い土壌を活かしてきたこと、「穴がこい」から「火棚囲い」²の保存技術が開発されたこと、また『こんにやく三駄（さんだ）と米二駄（に

¹ 冬の間南向きの畑の隅に穴を掘って貯蔵する方法である。

² 二階の蚕室に囲炉裏の火煙を導き、その室内に二列の蚕架（火棚）をつくって、それを種芋の貯蔵棚として兼用するものである。

だ)』といわれ、米と3対2で交換できることから一層意欲的にこんにやく生産がすすめられたこと等があげられる。

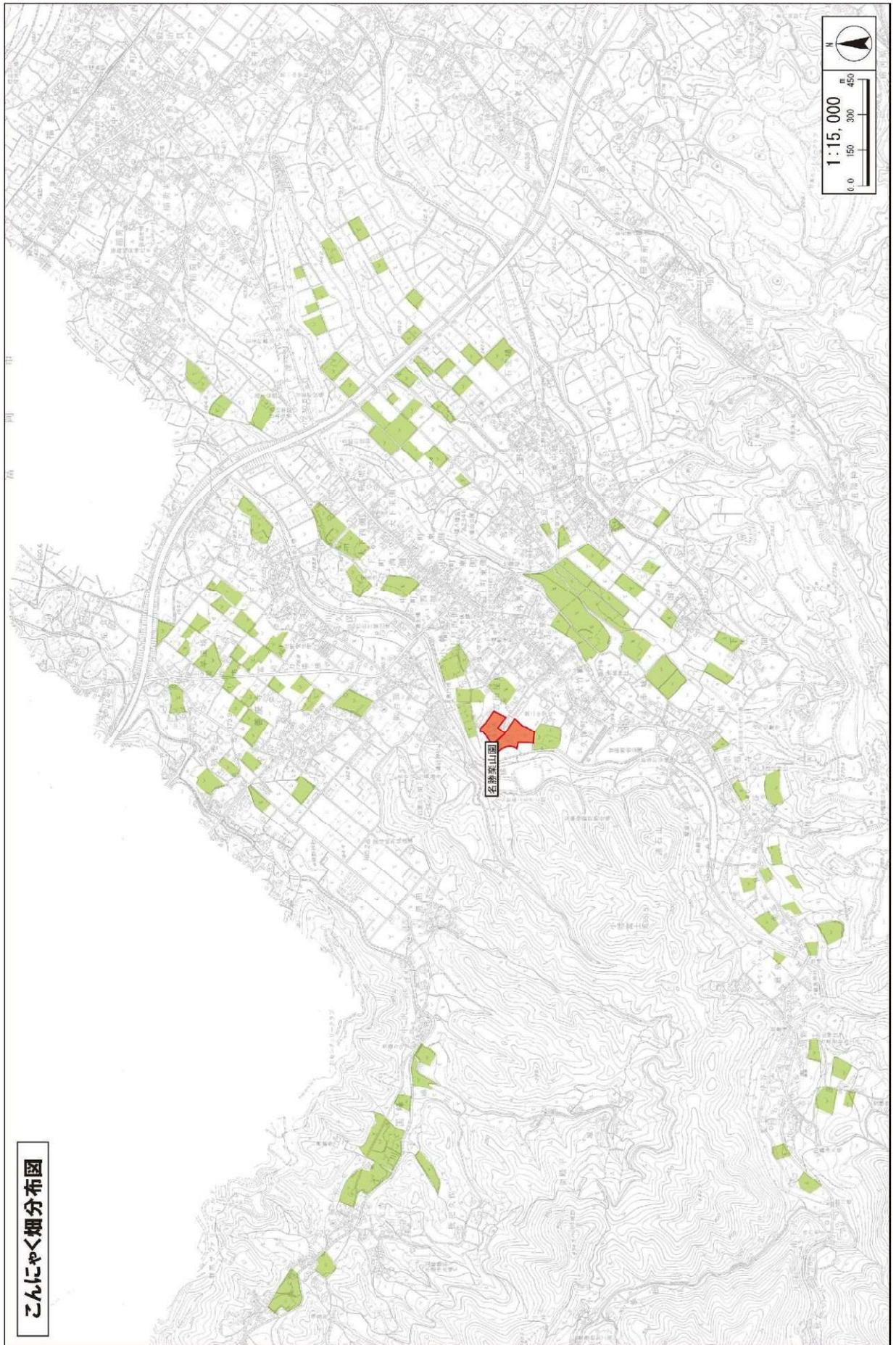
「火棚囲い」は雪水や酸素不足等により種玉を失う「穴がこい」と比較して格段に進歩した方法であった。

さらに、品種改良を重ねて、こんにやくの栽培地が小幡城下からその周辺の上野、善慶寺にも拡大したことにより生産量は急増し、一大産地を形成するに至った。現在では群馬県のこんにやく生産量は国内産の9割を占めている。



■こんにやく芋の収穫風景

水はけ改善のために積まれた「石垣畑」と背景の山並みが織りなす景観は、地域の気候風土を活かした生産活動の履歴を示すものであり“こんにやく芋畑”のまばゆいばかりの緑と農作業風景は、初夏から初冬の風物詩となっている。



(4) ちいじがき集落における歴史的風致

甘楽町の最南部に位置するちいじがき（小さな石で作った石垣の意味）集落は、町の中央を流れる一級河川雄川の水源地であり、信仰の対象である稻倉山（いなふくみやま）を背負う山間地域である。



■ちいじがきの集落

ちいじがき集落は古くから林業に支えられてきたが、明治初頭からの養蚕の普及や同中期頃からのこんにゃく栽培により、地区の主産業は林業から農業へと転換していった。

しかし、当地の土壌は砂質分が多く水はけが良い一方で、急傾斜の地形のために耕作地の確保や土壌流出に対する管理には大変な苦勞が伴い、こうしたなかで、人々はわざわざでも耕作地を増やそうと、『耕して天までいたる』がごとく、急坂でも切り拓き、石垣を幾段にも築いて段々畑を造成してきた。

この畑を支える石垣が「ちいじがき」である。



■ちいじがきの畑

『群馬歴史散歩』特集〔甘楽町平成14年（2002）〕によると「ちいじがき」は、鎌倉時代後半に始まったとされる。

当初は、寺院や神社の境内の石垣、段々畑の最下部には「重箱積み」と呼ばれる古

い形式の石垣が積まれていた。

この石材は、雄川のいたるところに露出していた「三波川結晶片岩」と呼ばれる「板石」であり、鎌倉時代中期頃により建立され始めた「板碑」（供養塔）と同じ石材である。

しかしながら、初期には豊富にあった「板石」もしだいに無くなってくると、転石を混ぜて利用した。その後、段々畑の上部は工夫を重ねた「綾積み」へと移行し「ちいじがき」となっている。



■ちいじがきによる段々畑

急傾斜の耕作地は、大雨が降れば畑の土も蒔いた種も流されてしまうような状況のうえ、肥料の運搬なども苦しい仕事となる。また、この集落では、歩いただけで土が落ちてしまうような急傾斜の耕作地を活かしていくため、「サカサッポリ（逆さ掘り）」と呼ばれる特有の耕作方法が発達してきた。



■急傾斜地の畑

これは、下方から上方に向かって掘りながら、土を掻き上げるようにして畑を耕すものである。特に水害による石垣の修復作業は、ちいじがき集落の人々の生活に重くのしかかり、段々畑の積み上げと修復は、農閑期の仕事となった。この石垣との闘いは

「那須のちいじがき積み」といわれるほどの専門技術を生み継承されている。

ちいじがき集落の南西端には標高1,370mの稲倉山がそびえ、その麓には地区の全世帯が氏子となっている鎮守「稲倉神社」がある。ここでは、古くからの農耕神事や祭礼が継承されている。

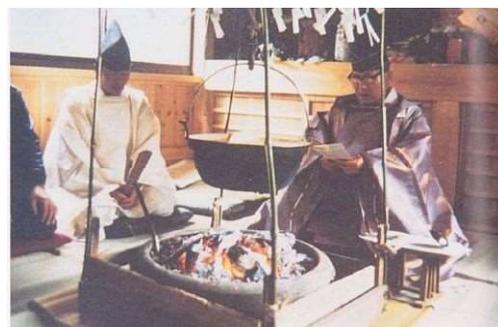
稲倉大明神御縁起[永正2年(1505)]によると、当社は、第27代安閑天皇の御代(西暦530年頃)の創建で、社殿は明治期に寄進されたものである。甘楽野を一望のもとに望見する勇壮な稲倉山とともに、人々を庇護してくれるものとして崇敬されており、祭神は豊受姫之命である。

命は印度国から日本へ渡り、この稲倉の地で養蚕や稲作を広めたとされ、印度から稲の種子を運ぶのに大変苦勞し、種子をどこに隠しても見つかってしまうので口に含んで持って来たことが“稲倉”の由来である。養蚕と五穀の守神として、今も多くの人が稲倉山と稲倉神社を参詣している。

稲倉神社では、新年1月7日に「御筒粥の神事」(町重要無形民俗文化財)が行われる。起源については、明らかな記録はないが、昭和54年(1979)刊行の『甘楽町史』によると江戸期初期にはすでに行われていた。33本の竹の筒をお粥の中に入れ、粥が煮上がるまで神官が祝詞を上げ、筒に粥が満ちるか満ちないかによって一年間の農作物の吉凶・照り・降り等を占う農耕神事である。その結果は、印刷されて全氏子の家に配られる。



■太々神楽



■御筒粥神事

翌1月8日は「初八日」といわれ、一年の年の開く日として「太々神楽」を舞って祝い、山の神を祀る。稻含太々神楽（町指定重要無形民俗文化財）の起源は、安政二年（1855）に近隣との土地争いに勝訴した際に奉納されたものと昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』にも、記述されている。現在も毎年5月3日の山開きの日には神社神楽殿で、翌4日には那須集落内で演舞奉納されている。

ちいじがき集落の暮らしに溶け込み、人々の心の拠り所となっているのが、鎮守「稻含神社」の祭礼に五穀豊穡を祈念して奉納される「那須の獅子舞」である。

我が国の獅子舞は、古く欽明天皇の頃に端を発し、奈良時代の第43代元明天皇の御代には日本各地から20人の振付師が都に集まって獅子舞を振り付け、それぞれの地区に持ち帰り祭礼に奉納すべく伝授した。

その中の一人「田村市郎左衛門教重」が和銅元年（708）に当地に伝えたのが「那須の獅子舞」の始まりであるといわれており稲含大明神御縁起[永正2年（1505）]にも、その記述がされている。

以来、この「那須の獅子舞」は、五穀豊穡・天下泰平・国家安全・家運隆昌・無病息災・雨乞いを祈念し、悪魔・伝染病を追い払う守り神として、その徳を称えられながら継承されてきた。

獅子舞の流派は、県下18流派の諸流の祖をなすといわれる「稻荷流下り葉流」であり、伝承者田村市郎左衛門教重の子孫である田村姓の三家（「獅子御三家」）が世襲により獅子の伝承・保存の役割を担っている。舞の形は、18庭（演技数）ありこのうち9庭は、子どもに関する舞となっている。

ちいじがき集落の子ども達は、満10歳から舞を習い始めるしきたりがあり、地区の一大行事である毎年10月第一日曜日の「秋祭り」で初舞台を踏むために、古式ゆかしい獅子舞が子ども達に手ほどきされている。

この稽古は、代理者（獅子舞の当番）、保存会や子どもたちが参加して年間約150日行われており、獅子舞とともに稽古される笛の音色も田村宗家から広く集落に響き渡る。



■「ちいじがき」集落を巡行する獅子舞の一行「おねり」

「秋祭り」で集落をあげて奉納される「獅子舞」の一行は、「おねり」と呼ばれている。「おねり」は、“稻倉神社に舞を奉納する組”と“集落内を巡行する組”とに分かれて出発する。“巡行組”は、集落と個人とで代々信仰されている与一八幡³・若宮八幡⁴・河振の天狗様⁵・稻倉神社里宮⁶・天王様⁷・山の神⁸・金毘羅神社⁹・諏訪神社¹⁰の8つの鎮守様を巡って舞を奉納した後、最後の諏訪神社で、“稻倉神社に奉納した組”の「おねり」と合流して、集落へと戻っていく。

「おねり」の行列は、耕地や屋敷を支える「ちいじがき」集落の中を練り歩き、住民の生活と一体となって脈々と伝承されている。

³ 那須与一は下野国住人那須太郎資高の十一番目の子で、十指に余り一番目なので与一といった。兄の十郎為隆が甘楽郡野上（現富岡市野上）を領していたので兄を頼って野上へ来てちいじがき集落に住んだ。弓の名手である与一が信仰した八幡であり集落の人は与一八幡として信仰している。

⁴ 「八幡宮の新宮」であり応神天皇が祀られている、武家の守護神である。

⁵ 河振集落に住むとされる山神である天狗を祀っている。

⁶ 養蚕と五穀の守神である稻倉神社の集落内にある里宮。

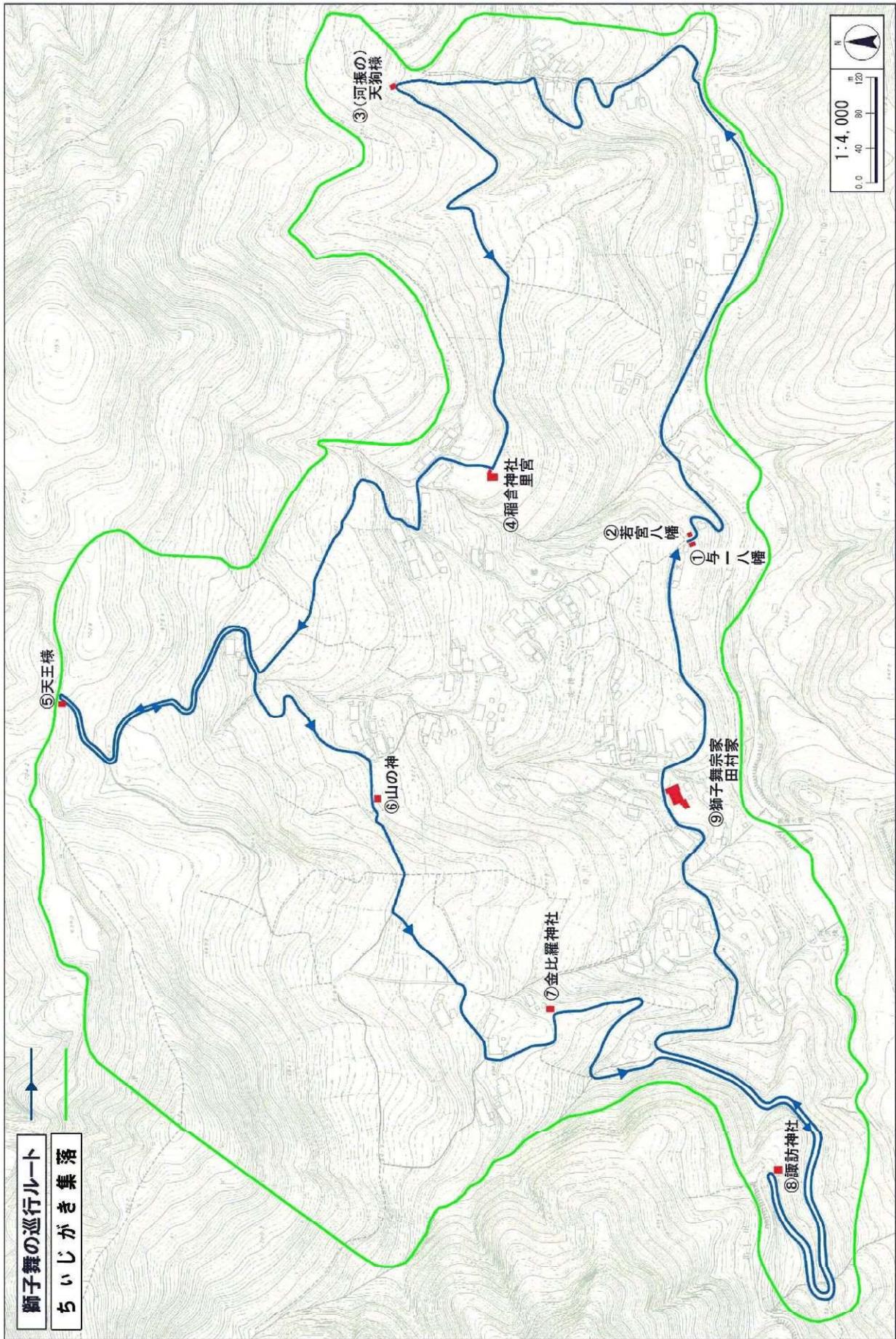
⁷ ちいじがき集落では、「てんのうさま」と呼ばれ畏敬の念をもって祀られている地区の鎮守様である。

⁸ 猟師、木こり、炭焼きなど集落の生業の仕事場である山を守護する神として祀っている。2月8日及び12月12日には一升の餅を搗きお神酒とともにお供えをする。

⁹ ちいじがき集落では、「こんびらさま」と親しみをこめて呼ばれている地区の鎮守様である。

¹⁰ 諏訪信仰の神社であり地区の鎮守様である。

厳しい自然環境を克服し農業を営むために古くから築かれた「ちいじがき」と呼ばれる石積みにより趣のある集落景観を成し、その地区の鎮守である「稻倉神社」で行われる農耕神事・祭礼や五穀豊穡を祈念して奉納される「那須の獅子舞」などの伝統行事が地域の生活と一体をなして継承されている。



(5) 瓦製造に関わる歴史的風致

「福島瓦」の生産が開始されたのは、昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』によると、天保11年（1840）に小幡藩の御抱えとなった瓦焼職人石川久太郎が、福島笹森稻荷神社の北に瓦工場を築いたことが始まりである。

福島地区での窯業発展の歴史は、甘楽町に隣接する富岡町（現富岡市）での官営製糸工場建設と深く関わっている。

明治4年（1871）に始まった富岡製糸工場建設について、その用材を周辺地域で調達する方針が打出された。

製糸工場4棟分（総屋根坪数2950坪）の、瓦40万枚・赤煉瓦117万丁という膨

大な需要に応えるために、外国人技師から煉瓦生産法の指導を受けた職人が県内外からこの地域に集められ、和魂洋才の産物である製糸工場をわずか2年足らずで完成させた。



■瓦の焼窯



■瓦の乾燥

その後、職人の多くは帰郷したが、福島地区では、職人に雇われた人たちにその技術が引き継がれた。

折からの明治初頭の好況に支えられて、「福島瓦」の生産は甘楽町の地場産業としての地位を確立して大きく発展した。

高度成長期を経て、大量生産による均一な瓦の需要が高まると、「福島瓦」の瓦工場も減少した。

こうした中で30～50代の職人達の中に「地元の窯の火を消したくない」「葺き替え等により伝統的な屋根仕事を継承し、新しくてみずみずしい日本の屋根を造る」とい

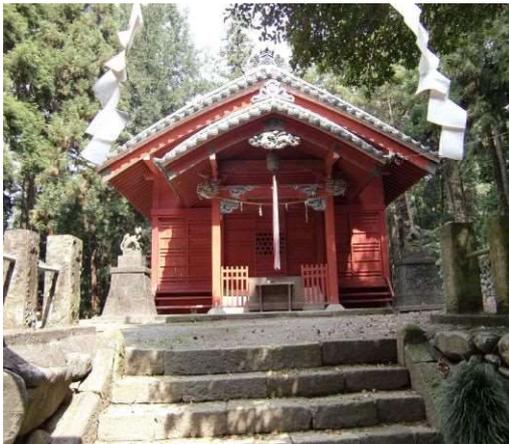
う気運が生まれ、伝統的な土の窯である「達磨窯」が建設された。

「達磨窯」は、横から見ると達磨が座禅をしているように見えることから名付けられた呼び名である。



■達磨窯

瓦製造業と係わりの深い祭りとして笹森稻荷神社の祭礼があげられる。笹森稻荷神社は、『甘楽郡神社根元記』（年代不詳）によると天長2年（825）の創設といわれ、現在の社殿は、明和7年（1770年）に再建されたものであり、福島地域の鎮守と古くから信仰されており、毎年3月の第2日曜日には、笹森稻荷神社太々神楽が氏子により奉納される。



■笹森稻荷神社



■笹森稻荷神社例大祭

元和元年（1615）織田氏による小幡統治が始まり、藩主織田信良が初めて封地に入る際、小幡に新たに陣屋を建築するまでの約20年間、福島の地に在住していたが近くに鎮座する笹森稻荷神社を鎮守として尊信するとともに、陣屋の無事完成を祈願し太々神楽を奉納したのが始まりであり、織田氏から松平氏へと藩主は代わったが神楽奉納は変わることなく続けられた。

官営富岡製糸場建設に伴う瓦製造業の繁栄に支えられて、瓦製造職人が中心となり明治11年（1878）以降は、3月の初午の日（現在第2日曜日）を例祭と定め、これ

を演納して今日に至っている。

祭礼の前日この福島地区では、お囃子の流れに乗って2台の屋台が練り歩き、商売繁盛、家内安全、子どもの無病息災などを祈念した“御稚児行列”が満6歳までの幼児によって行われている。



■ 笹森稻荷神社 御稚児行列

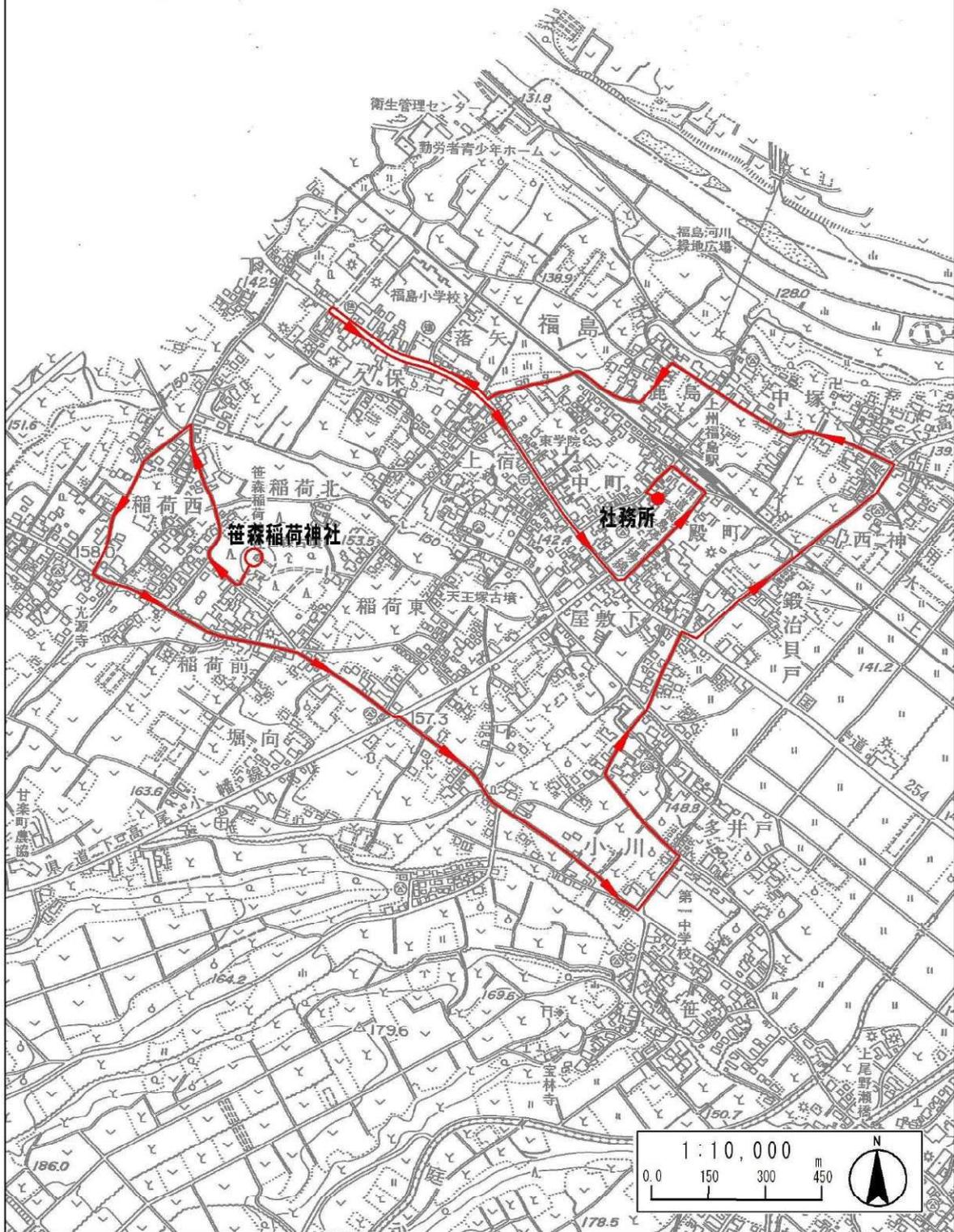
この行列に、3回参加できると、その子どもの家庭には、幸福が訪れるともいわれている。

屋台でお囃子を奏するのは、地区の子ども達であり、指導に当たる祭組頭達が年間を通じて練習を重ねたものを、祭りの前11日間で子ども達へ伝授する習わしとなっている。

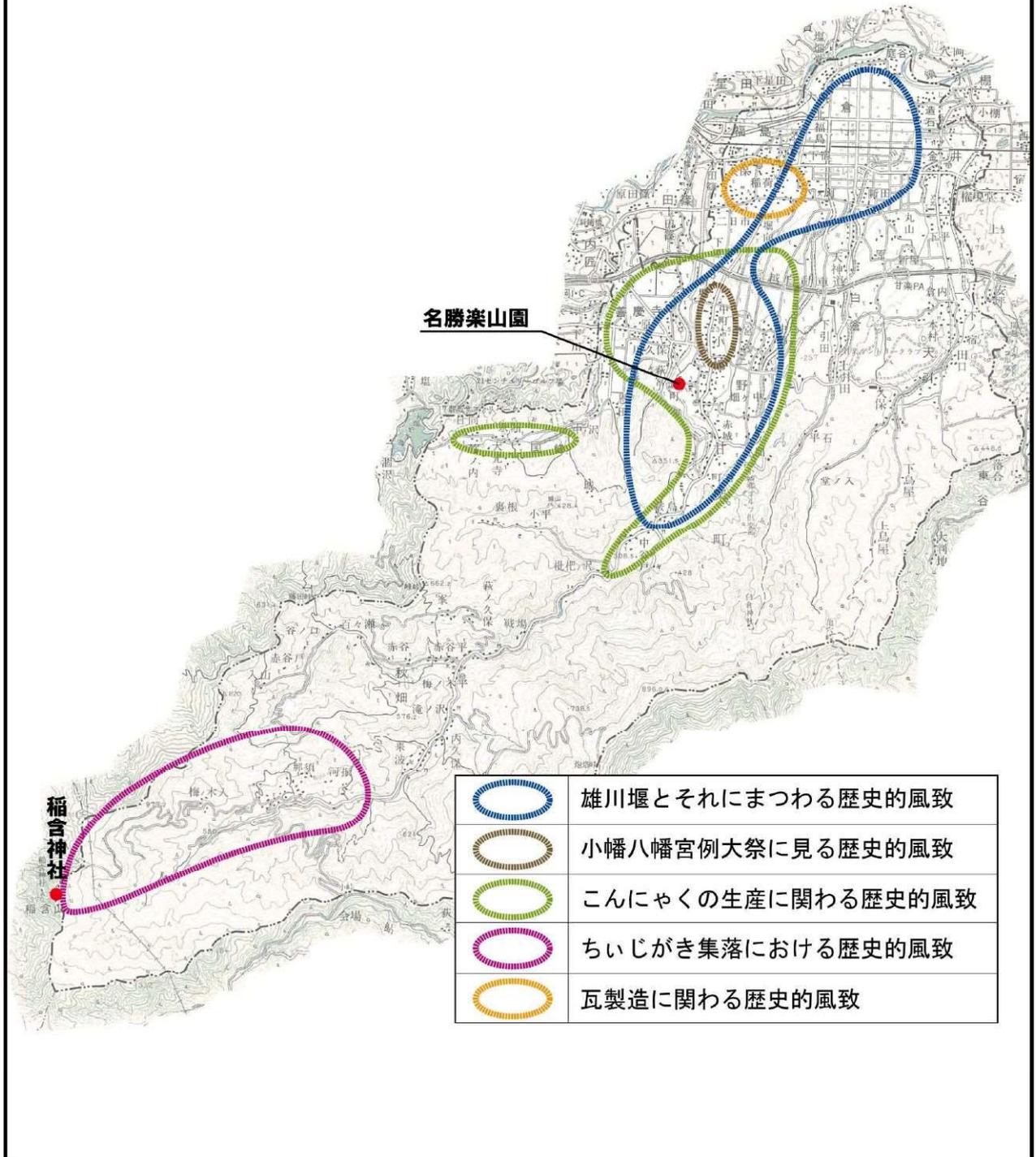
神社を囲む形で瓦製造業を営むものが多いこともあり、職人たちに火入れの儀式の神としても崇められ「笹森稻荷神社」は、瓦製造業の隆盛とともに商売繁盛の神となった。現在も屋根の葺き替えが寄進され瓦製造業の繁栄によって祭礼が盛大に執り行われている。

江戸末期より武家屋敷等の屋根葺きのために製造された瓦生産は、町の歴史を反映した産業であり、富岡製糸場建設を機に大きく発展しながら、今日まで甘楽町の経済を支えてきた伝統的な産業である。特に、笹森稻荷神社の祭礼が執り行われることにより瓦製造業の隆盛を感じさせることができる。

御稚児行列・山車巡行ルート



甘楽町の歴史的風致



(6) 甘楽町の歴史的風致の維持向上に関する課題

① 歴史的建造物に関する課題

甘楽町には、歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的建造物が数多く残されている。

伝統的建造物群保存地区としての建造物の調査をしている地域もあるが、それ以外の地域については調査が十分に行われていない。また、調査を行った地域においても、調査後、時間が経過しているため、保存されている歴史的建造物がある一方、老朽化等の理由により建て替えや取り壊しが進んでいる。このため、歴史的風致を構成する建造物の分布やその建造物の価値が十分に明らかになっていない。また、甘楽町の歴史的風致であり、住民の生活に限りない恵みをもたらしてくれる雄川堰は、モータリゼーションの進展とともに暗渠化が進んだところなどがある。

② 伝統文化・産業に関する課題

甘楽町には、藩政期以降、生活の中で培われてきた伝統行事や伝統産業などがある。その一部は、文化財の指定を受けるなど保存が図られている。

しかし、「小幡八幡宮例大祭」などの地域住民によって支えられてきた伝統行事や伝統芸能の中には、少子高齢化などにより次世代の担い手不足が深刻化しているものもある。また、伝統産業である瓦製造業についても、消費者ニーズの多様化に伴う生産額の低下や職人の高齢化による減員が進んでいる。

③ 歴史的風致の周辺環境に関する課題

甘楽町には、名勝楽山園を中心に雄川堰や歴史的な建造物である養蚕農家群など藩政期の町並みや明治中期などの歴史的建造物が存在しており、これらを巡ることで当町の歴史性を感じることができる。

一方で、当町は藩政期からの道路形態をよく残しているが、歴史的建造物を繋ぐ回遊ルートについては幹線道路をかねているため歩道幅員が十分に広くない。さらに、回遊性を向上させるための案内板や解説板、便益施設等が不足しているという課題があるほか、歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺において、電線類が景観の大きな阻害要素となっている場所も見られる



■ 歴史的町並みの景観を阻害する
電線類



■ 建築規制をしていないため拾九間長屋
(名勝楽山園内)北に建つ自動車修理工場

旧城郭区域から距離を置く織田氏七代の墓などでは、竹林や樹木の繁茂により、周辺環境が阻害されている状況も見受けられる。この織田氏七代の墓は、往時には菩提寺である崇福寺の一大伽藍から渡り廊下で連絡されていたが、明治4年に見舞われた二度目の火災により伽藍は焼失し、5代から7代の墓石も火勢で破損された状況である。近年は、整備が立ち遅れている状況下ではあるが、名勝楽山園とともに織田氏に関わる歴史的風致の探索を目的とした来訪者が増えており、墓所並びに周辺整備は、回遊性の向上及び歴史的建造物の魅力を増進させるためにも不可欠なものとなっている。

名勝楽山園や町屋地区の歴史的建造物周辺では、住宅地の拡大により周辺環境が変化しており、群となっている文化財の集積された拠点地区においても、色彩や建築物の高さを規制していない中で周辺に住宅や工場が拡大したため、歴史的風致や景観を損なっている建造物がある。また、当町の重要な住民活動である祭礼や年中行事の拠点となり、伝統芸能等の継承の場となる施設も老朽化が著しく、次世代の担い手不足も深刻化している。

さらに、まちなみの中に住民や来訪者が歴史的風致を感じながら休憩できる施設などが十分に整備されておらず、加えて町内各所に設置されている案内板や説明板の統一性がなく、一部老朽化したものも存在することから、小幡の魅力が「面」として感じにくくなっている。

(7) 総合計画等の状況及び関連性

甘楽町は、従前の第4次総合計画（「GENKIプランかんら」）から引き続き、第5次総合計画においても、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定、景観行政の推進と文化財や良好な景観の形成といった施策を順次実施する計画である。

その推進等にあたっては、相互に関連する「都市計画マスタープラン」との整合を図り、甘楽町固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

① 甘楽町第5次総合計画（KANRAプラン・輝き）

平成24年（2012）3月に策定した甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝きーキラッとかんら安心のまちー」において “小さな町でも光り輝き、町民が等しく安心して暮らせるまちづくり” を本町まちづくりの基本理念としている。

基本施策として「地域性豊かで生きがいを持てる文化推進のまち」があり、「本町の文化振興の積極的な推進」「楽山園と周辺地区の景観整備による資源の積極的な活用」「町の財産である文化財の保存・継承・整備」に努めることを定めている。

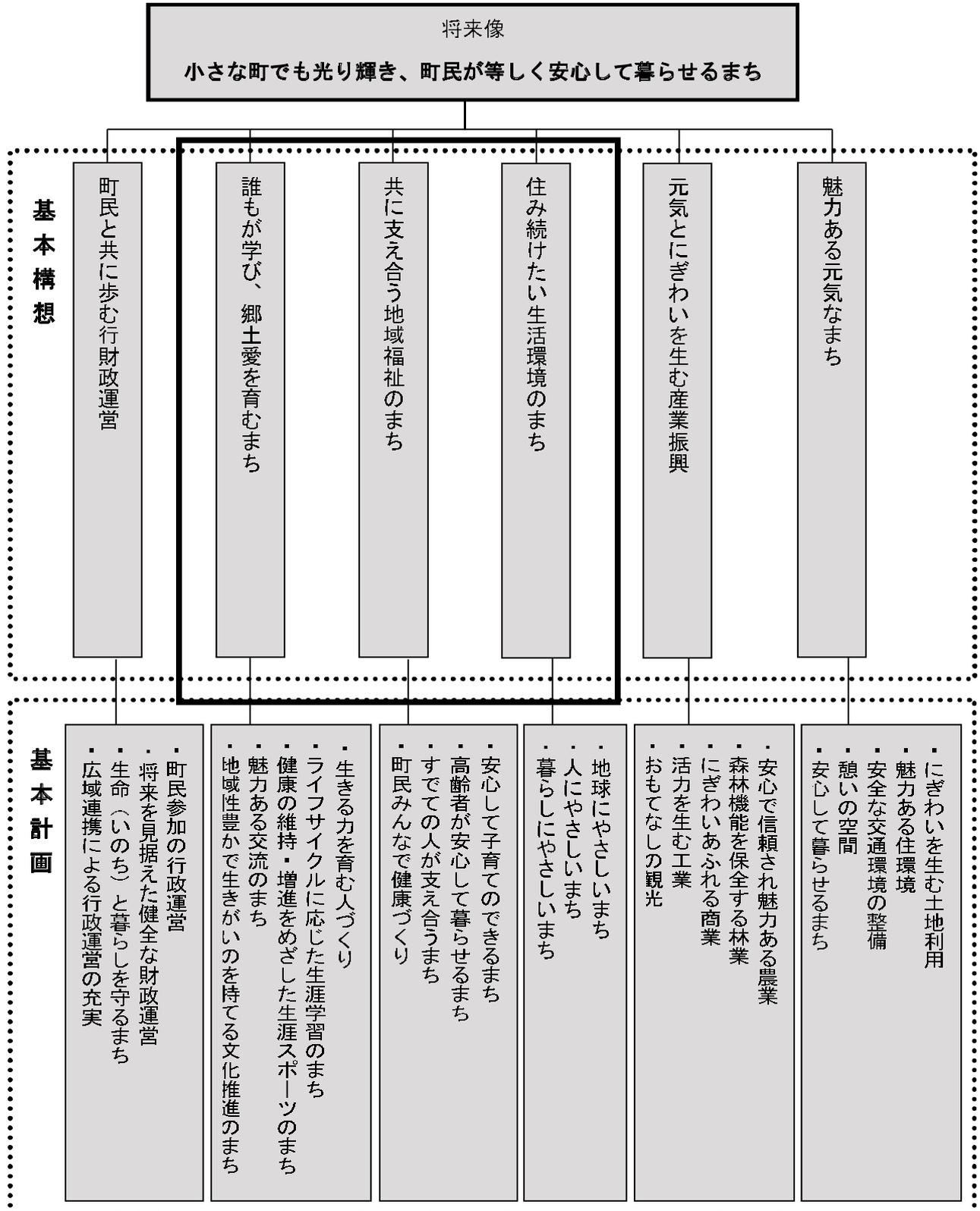
このように、「甘楽町第5次総合計画」の文化推進の具現化のため「甘楽町歴史的風致維持向上計画」により、必要な施策を展開する。

本計画の期間は以下のとおりである。

基準年次	平成22年（2010）
計画初年次	平成24年（2012）
目標年次	平成33年（2021）

甘楽町第5次総合計画（「KANRAプラン・輝き」）

基本構想および基本計画の全体構成



② 都市計画マスタープラン

甘楽町では、町域の約半分の面積である2,958haを都市計画法に基づく都市計画区域に定めている。

平成21年(2009)3月に甘楽町都市計画マスタープランを策定し、都市づくりの目標として、歴史、文化を生かした交流都市を掲げ、城下町の面影を残す小幡の家並や多くの歴史的文化資源を良好に保全・継承を図ることとしている。

景観形成に関わる都市計画の方針として、小幡地区を歴史的風致の維持向上を図る区域としている。特に歴史的建造物の集積する地区においては、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定や都市計画道路の見直し等について推進し、歴史的景観を活かした景観形成を位置づけている。

都市づくりの目標

- 1 自然を生かした元気な都市づくり
- 2 歴史文化を生かした交流都市
- 3 すべての人が等しく安全に暮らせる都市づくり
- 4 協働により誇りと愛着を持ってすみ続けられる都市づくり
- 5 賑わいのある都市づくり

③景観計画

平成元年(1989)9月に「甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例」を制定し都市景観の形成につとめてきた。また、平成22年(2010)9月には景観行政団体に移行し、平成23年(2011)3月に甘楽町景観計画を策定し、町内全域を景観法に基づく景観計画区域に定めている。

本景観計画で設定した「五感で感じるまちの歴史・文化的佇まいを大切にする」という基本姿勢のもと景観行政に取り組んでいる。

景観形成の基本方針

- 1 上毛三山や浅間山、名勝楽山園の借景となっている山並み等への眺望を守る
- 2 山林や段丘崖の緑、河川の自然を大切にする
- 3 段丘上に広がる伸びやかでまとまりある農地景観を守る
- 4 町の成り立ちや地域の記憶を表す歴史的・文化的な町並み・集落景観を守る
- 5 雄川堰の水路ネットワークを活かす
- 6 まちのイメージを大きく規定する駅前や主要道路沿いの良好な景観を形成する
今後は、景観法に基づく甘楽町景観条例の制定に取り組むものとする。

(8) 甘楽町の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

甘楽町では、名勝楽山園などをを中心に歴史的建造物や人々により営まれてきた伝統行事・伝統産業などの歴史的資源がいくつもの世代にわたり育まれてきた。

今後も、これら先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の保全に努めるとともに、積極的な活用を図り、住民が誇りにできるまち、また、来訪者にとっても魅力あるまちにするため、歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めることとし、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のとおり定める。

① 歴史的建造物の保存・活用の推進

既に文化財に指定又は登録されている建造物については、引き続き文化財保護法、群馬県文化財保護条例、甘楽町文化財保護条例に基づき適切に保存と活用を図る。

その他歴史的価値の高い建造物については、学術的な調査を進め分布や建造物の価値を明らかにする。また、国指定以外の歴史的建造物は、所有者の維持費負担の問題等により老朽化や消失が進んでいる状況にあることから、歴史的、文化的価値が高く当町の歴史的風致を形成していると認められる建造物については、町の文化財に指定し必要な措置を行う。

② 地域に根づいた伝統的な人々の活動への支援

当町の重要な住民活動である祭礼や年中行事に対しての支援策を検討していくものとする。また、地場産業の中心となっている瓦製造業については、後継者の育成に努めるとともに、販路の拡大やその技術を活かした商品の開発などを促す環境整備を図る。

その他の伝統芸能については、保存団体に対する用具修理の助成等、継承のための施設等の充実を図る措置を行うとともに記録保存に努める。

③ 歴史的風致の周辺環境の整備の促進

歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺においては、良好な環境の保全と活用を図るため、歴史性に十分配慮した街路整備、電線類の移設、雄川堰の開渠化、公園整備及び便益施設等の施設整備を実施し、歴史的資源を繋ぐネットワークの形成に努めるとともに、歴史的景観の阻害要因となる建築物や広告物等に対して適切な規制誘導等を行い、回遊性、利便性、景観等の向上を目的とした周辺環境整備を推進する。

さらに、歴史的風致を形成する建造物をつなぐ回遊ルート上の案内板・説明板の充実を図り、本町の歴史的景観に配慮したものとするとともに休憩・交流スペースを設けるなど、来訪者や住民に分かりやすく散策できる環境の整備を進め、回遊性の向上に努めるものとする。

(9) 計画策定後の推進体制

歴史的風致維持向上計画推進会議及び歴史的風致維持向上計画推進プロジェクトチームと各事業者（県、町、民間事業者等）との連携を図りながら適切に計画を推進するものとする。

また、計画掲載事業の進捗状況の確認、評価を行い、定期的に甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会、甘楽町文化財調査委員会に対する報告、意見の聴取等を実施することで計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

① 文化財等の所有者又は管理者等及び住民の役割

歴史的風致の維持及び向上に関して、文化財等の所有者又は管理者等は、自らが所有する文化財等が、当町の歴史的風致を構成する重要な要因であることを認識し、その適切な保存及び管理並びに維持に努めるとともに、意識啓発のため一般公開等の積極的な活用を努める。

また、住民自らがNPOや歴史的風致の維持及び向上を図る関係各種団体などが実施する様々な活動に積極的、主体的に参加することに努めるとともに、甘楽町の歴史的風致について深く理解し、その維持及び向上のための施策展開への理解、協力に努める。

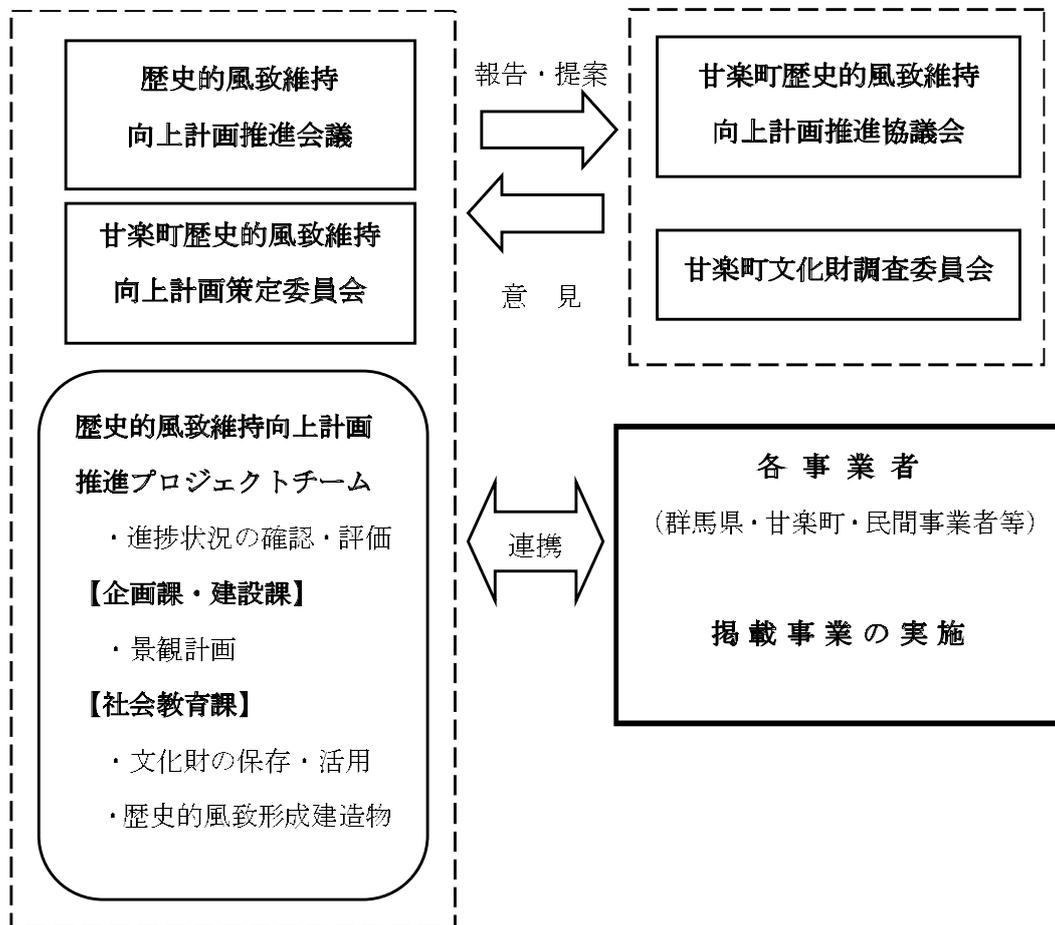
② 甘楽町の役割

甘楽町の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史遺産を核としたまちづくりを念頭に、それぞれの資産の歴史的特性に基づく復元整備、まちなみや沿道の修景事業等を推進するとともに伝統技術や伝統芸能等を継承・振興させるため、後継者の育成事業等を実施・支援することにより歴史的風致の維持及び向上に努める。

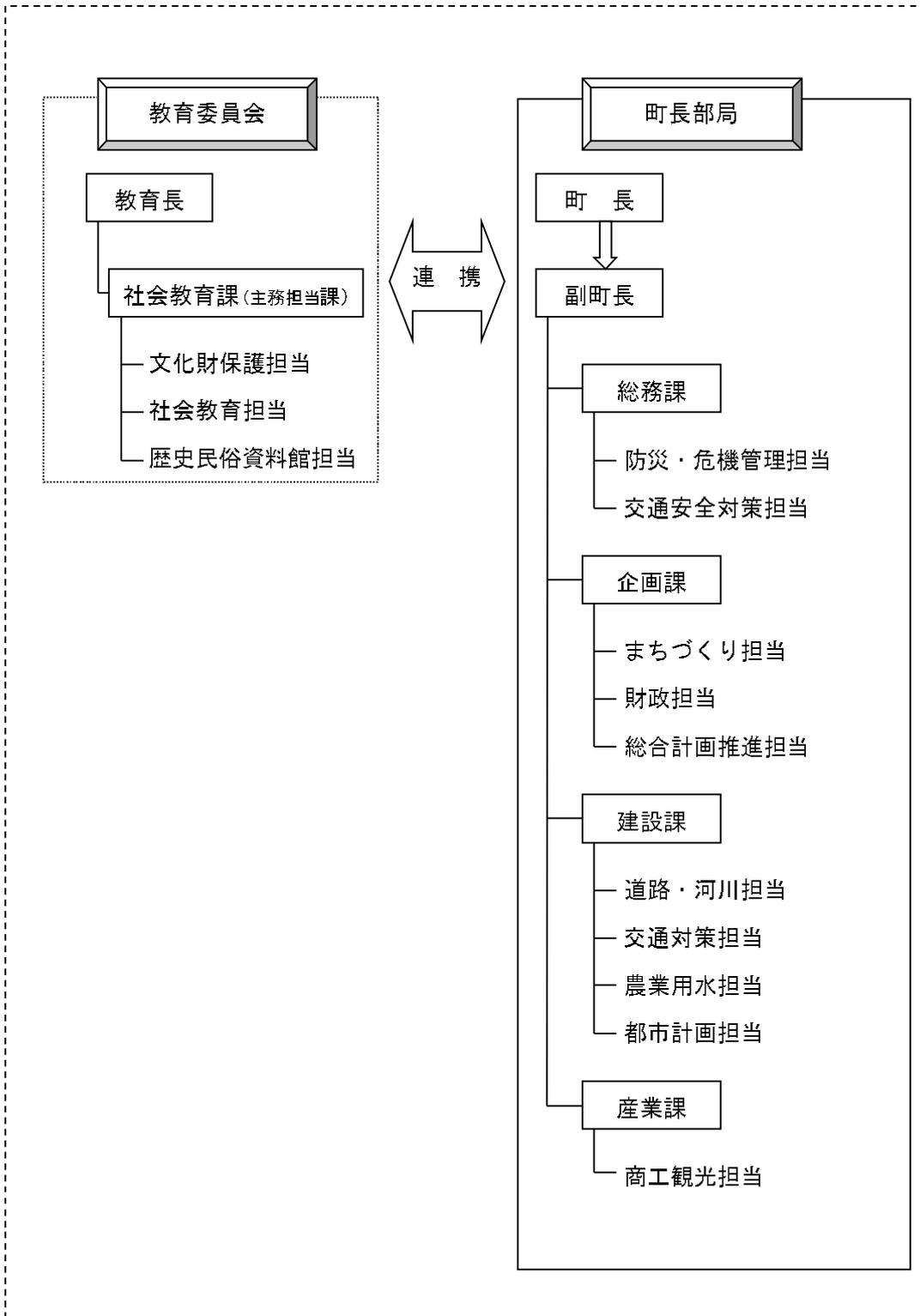
施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を促進し、住民や事業者等と情報を共有し、様々なニーズの把握に努める。また、歴史的風致の維持及び向上に関して、庁内組織での連携はもとより多くの住民や民間事業者等の参画を促しその活動を積極的に行う人材の育成に努める。さらに、歴史的風致の維持及び向上に関して、各種啓

発事業を積極的に展開しながら、歴史文化アイデンティティの醸成に努め、住民・事業者等と行政の協働により歴史的風致の維持及び向上を実現する。

歴史的風致維持向上計画推進・実施体制図



甘楽町の庁内推進体制



3. 重点区域の位置及び区域

(1) 区域設定の考え方

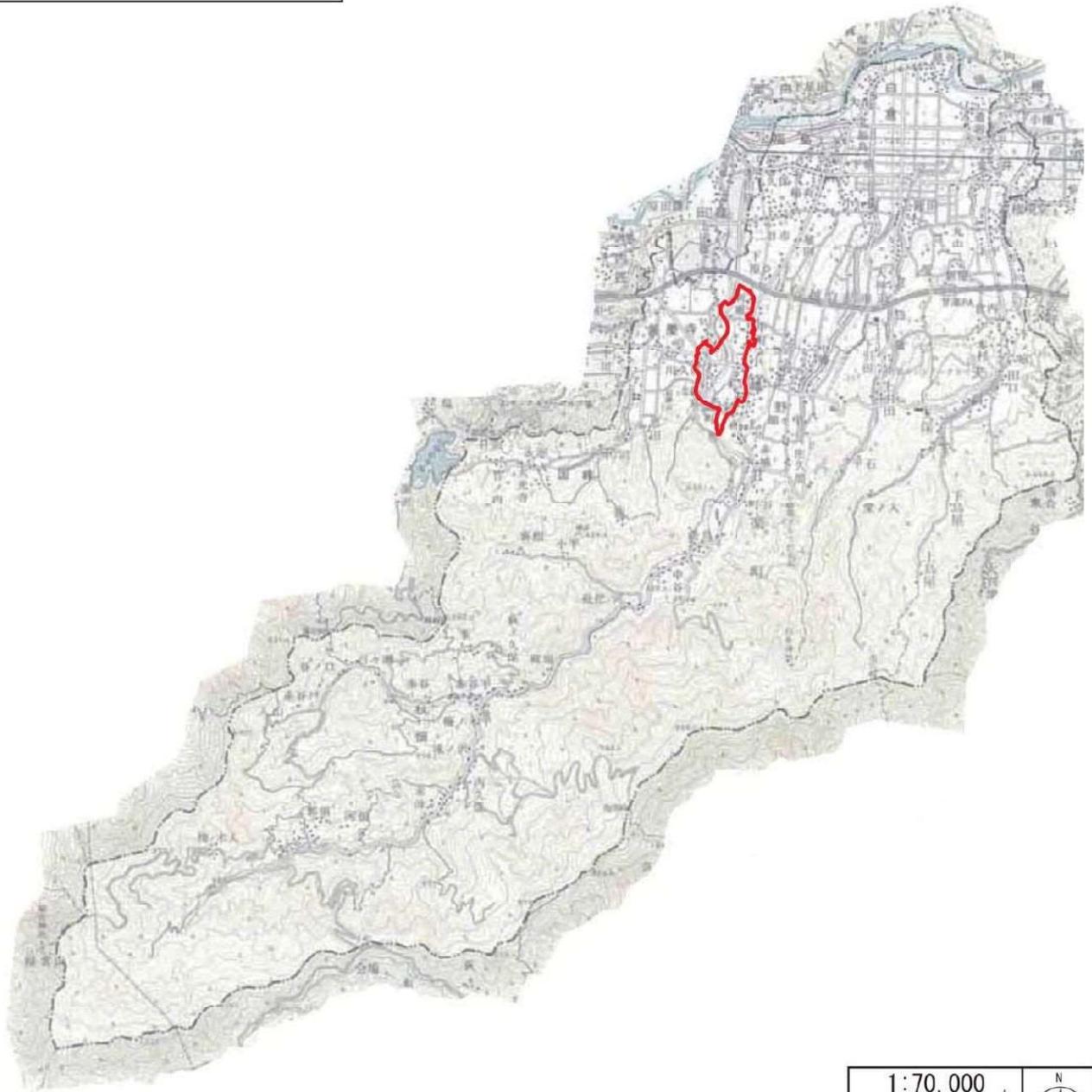
本計画における重点区域については、当町が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに発展または強化させる必要がある区域であり、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、甘楽町の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地を形成している地域を基本とする。

当町は、大きな自然災害などにあうことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割りとほぼ重なり、城下町としての雰囲気の色濃く残っている。このように、小幡藩の城下町を礎に当町の政治・経済・文化の中心として発展してきた当町の歴史的風致は、藩邸の一部である名勝楽山園を中心とした城下町において築かれてきた武家屋敷や養蚕農家群、城下町を網目状に北流する雄川堰、煉瓦づくりの旧甘楽社小幡組倉庫など、それぞれの時代を語る建造物、現代に受け継がれている「小幡八幡宮例大祭」などの祭礼及び「こんにやく芋の栽培」などの伝統的な生産が創り出す光景に代表される。

これら歴史的風致が調和した城下町としての佇まいを残していくため、これまで文化財保護法や都市計画法などに基づき各種措置を講じてきたが、歴史的建造物の減少、祭礼や伝統産業などの後継者不足、歴史的建造物の周辺環境の景観が電線類等により阻害され、甘楽町固有の歴史的風致が失われつつある現状である。

これらのことから、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している名勝楽山園がある武家屋敷地区、藩政時代の歴史的な建造物や明治中期に建築された養蚕農家建造物群が遺存する町屋地区である「小幡城下町地区」を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

甘楽町域と重点区域



(2) 重点区域の範囲、名称及び面積等

① 小幡城下町地区（207ha）

国指定名勝「楽山園」を中心とした武家屋敷地区、藩政時代の町割りがほぼそのまま残された町屋地区、雄川堰が流れる城下町の範囲を基本とした「小幡城下町」の区域を重点区域とする。

この区域は、都市計画法に基づく甘楽町都市計画マスタープランにおいて将来都市構造における歴史拠点として位置づけている。

国指定文化財である名勝「楽山園」と一体となって形成された武家屋敷や、一級河川雄川から灌漑・生活用水として水を引いた、なりわいに溶け込む雄川堰を中心として網目状に張り巡らされた小堰などにより区割りされた城下町が残され、分り易く配置されており、歴史的建造物や町並みが数多く伝存している地域を含んでいる。

しかも、町指定重要文化財「小幡八幡宮」の例大祭の巡行ルート、神社や市街地を舞台として演じられる大下町の「神楽獅子舞」、など、人々の営みの拠点が含まれているほか、甘楽町の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在している。

明治中期に建造された歴史的な建造物である養蚕農家群、製糸が盛んであったことを偲ばせる旧甘楽社小幡組倉庫など時代を超えた建物が存在感を示しながら、融合し歴史的な景観を醸し出している地区である。



■養蚕農家群



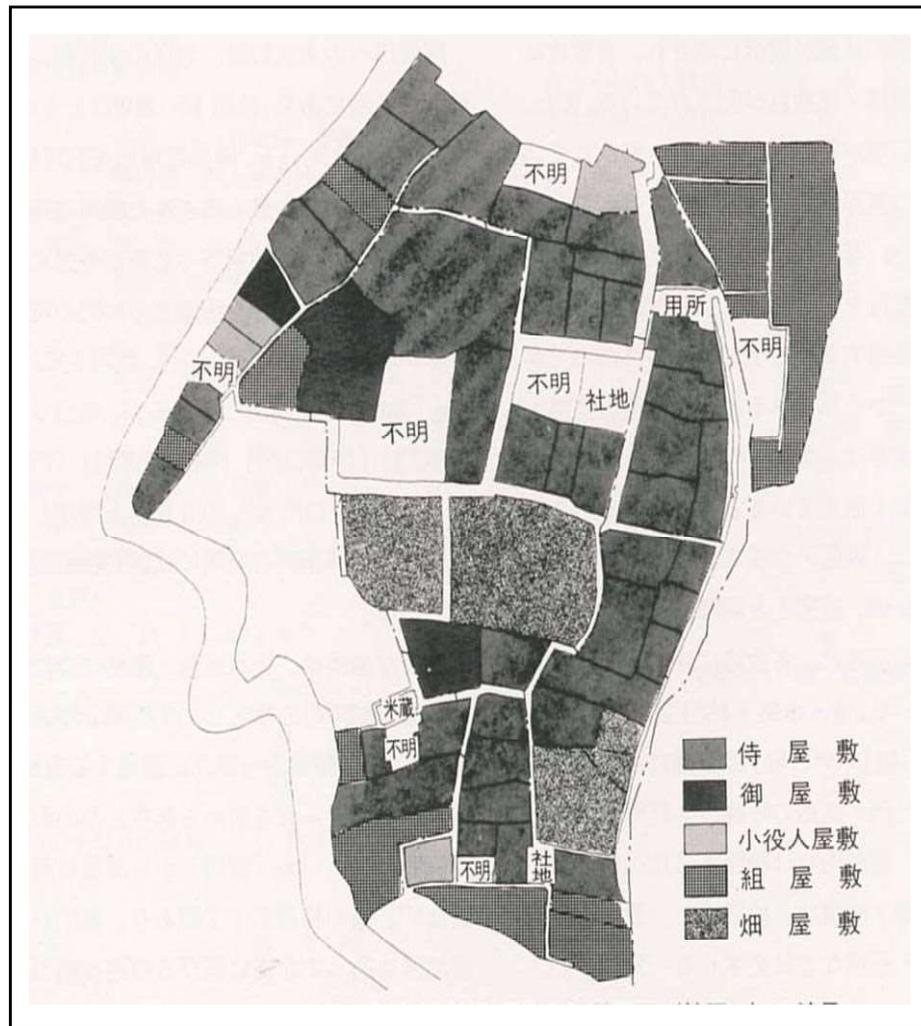
■小幡八幡宮例大祭



■名勝楽山園

具体的には、区域設定の考え方で示した国指定名勝「楽山園」を中心として藩政時代に形成された城下町、小幡のまうちを北流する「雄川堰」、名勝「楽山園」の借景の範囲を基本とする。なお、藩政時代の陣屋の範囲を示す絵図は複数残されているが、歴

史的風致の名残をとどめている範囲に対応している明和4年（1767）「上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図」における小幡陣屋の範囲を用い、その他、文化財の分布の状況、歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組みを考慮し、区域を設定する。



■ 上州甘楽郡小幡陳屋御引渡絵図写の地目

ア 重点区域の境界について

重点区域の範囲の境界は、景観計画等に取り組む上で、まちの連続性や一体性を軸に、道路、河川、公園、堰、字界など住民にわかりやすいように設定する。

具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、上信越自動車道、県道、町道、公園に囲まれた範囲とした。

- (ア) 上信越自動車道を境界とした範囲
- (イ) 文化財包蔵地である長畝砦の範囲
- (ウ) 小幡八幡宮の境内地内である八幡山公園
- (エ) 城の東の守りとして建立された赤城神社の敷地
- (オ) 織田氏七代の墓のある崇福寺敷地
- (カ) 県道富岡神流線から雄川堰取水口及び雄川
- (キ) 名勝楽山園の借景である連石山及び紅葉山の範囲
- (ク) 一級河川雄川と甘楽総合公園の範囲

イ 区域内の重要な文化財の分布

重点区域内の重要文化財の分布は以下のとおりであるが、今後の計画として、町屋地区の伝統的建造物群保存地区の指定を検討しており、当重点区域の全体を重要文化的景観とするための準備を行うものとする。

重点区域内の国指定文化財一覧

分野	指定名称	時代	所有者
名勝	名勝 楽山園	江戸時代	甘楽町
国登録有形文化財	茂原家住宅（主屋、米蔵、隠居蔵、西蔵）	江戸時代	個人

ウ 区域内の周辺文化財などの分布

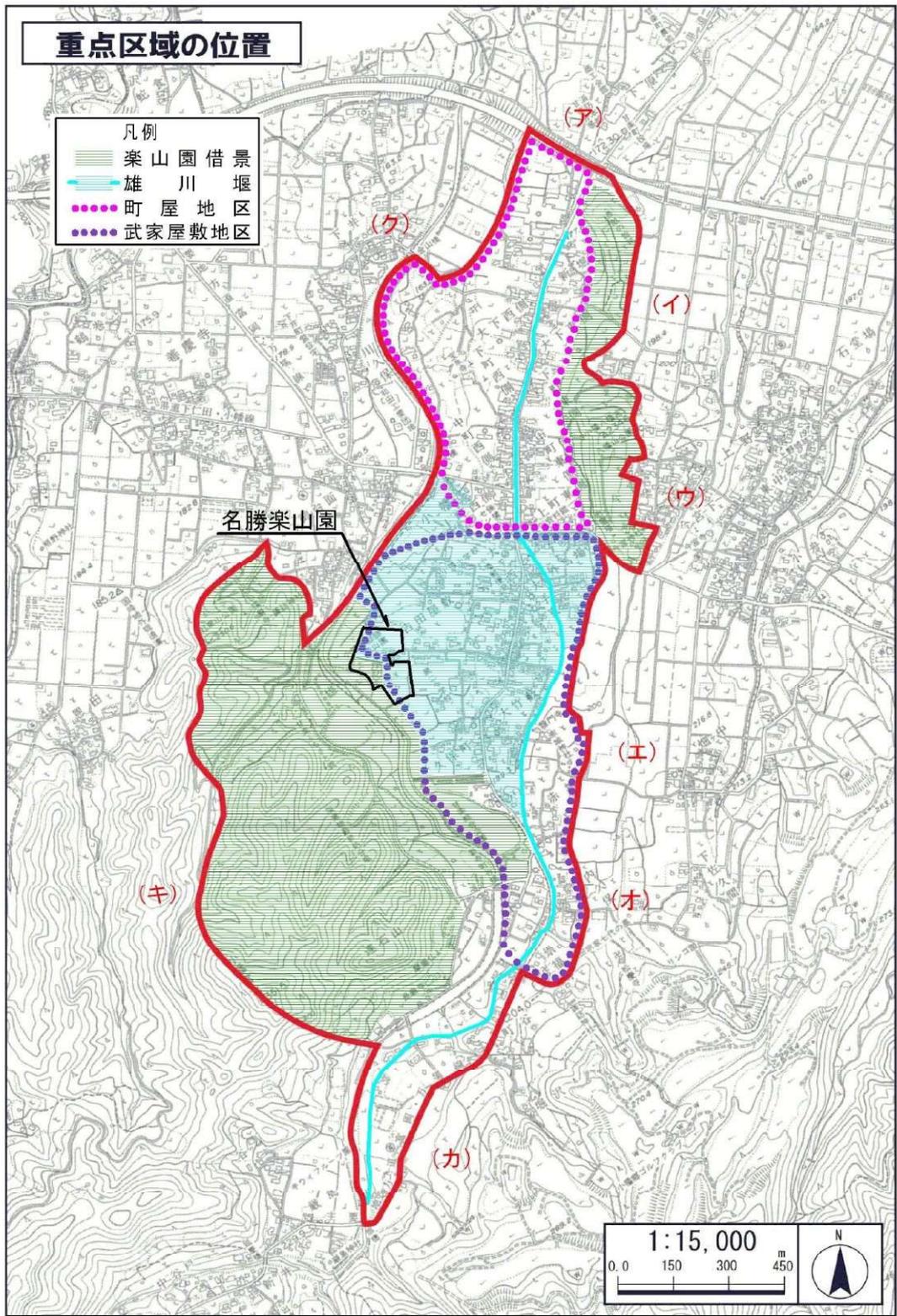
当該区域内の文化財については、国の指定文化財の他にも文化財保護法に基づいて県や町の文化財指定を行って保存と活用につとめている。

今回の区域内に、県指定文化財 1 件、町指定文化財 26 件が該当し、27 件は、いずれも城下町にあり、江戸時代の城下の歴史の面影を今に伝えている。

その他甘楽町景観条例により、景観重要建造物と景観重要樹木を順次表彰している。

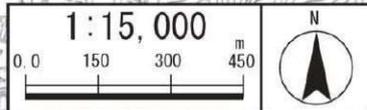
重点区域内の県・町指定文化財一覧

指 定 名 称	時 代	所有者・管理者
旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷（県指定）	江戸時代	個人
織田氏家臣録	江戸時代	個人
小幡山崇福寺の下馬の碑	江戸時代	崇福寺
宝泉寺の薬師様	南北朝～ 室町時代	宝泉寺
城町下薬師堂の石仏	室町時代	小幡城町
旧甘楽社小幡組製系レンガ造り倉庫	大正時代	町
円空の木彫仏像（3体）	江戸時代	小幡八幡宮
高橋家近世文書	江戸時代	個人
小幡氏紋付赤備え具足	室町時代	町
小幡八幡宮拝殿の天井画	江戸時代	小幡八幡宮
小幡八幡宮の神楽獅子舞	江戸時代	小幡八幡宮
小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし	江戸時代	小幡八幡宮
織田氏七代の墓	江戸時代	崇福寺
楽山園のウメ	江戸時代	町
高橋家のムクロジと御殿ザクラ	江戸時代	個人
松浦家近世文書	江戸時代	個人
雄川堰（小堰・石橋含む）	～江戸時代	町
吹上の石樋及び石樋記（石碑）	江戸時代	町
崇福寺石造聖観音坐像	年代不詳	崇福寺
中小路の石垣（柴田家）	江戸時代	個人
中小路の石垣（高橋家）	江戸時代	個人
中小路の石垣（山田家）	江戸時代	個人
御殿前通りの石垣（山田家）	江戸時代	個人
山田家の喰い違い郭	江戸時代	個人
織田信雄（自筆）書状	桃山時代	町
高橋家の庭園	江戸時代	個人
大奥の庭園	江戸時代	個人



重点区域内の国・県・町指定文化財

-
- ・ 宝泉寺の薬師様
 - ・ 小幡八幡宮拝殿の天井画
 - ・ 小幡八幡宮の神楽獅子舞
 - ・ 小幡八幡宮の臺台・飾り人形及び屋台ばやし
 - ・ 旧甘楽社小幡組製糸レンガ造り倉庫
 - ・ 円空の木彫仏像(3)体
 - ・ 小幡氏紋付赤備え具足
 - ・ 織田氏家臣録
 - ・ 高橋家のムクロジと御殿ザクラ
 - ・ 高橋家近代文書
 - ・ 高橋家の庭園
 - ・ 城下町薬師堂の石仏
 - ・ 大奥の庭園
 - ・ 織田氏七代の墓
 - ・ 崇福寺の石造聖観音坐像
 - ・ 小幡山崇福寺の下馬の碑
 - ・ 中小路の石垣(柴田家、高橋家、山田家)
 - ・ 山田家の喰い違い郭
 - ・ 御殿前通りの石垣(山田家)
 - ・ 織田信雄(直筆)書状
 - ・ 名勝「楽山園」
 - ・ 楽山園のウメ
 - ・ 旧小幡藩武家屋敷松浦氏家屋敷(県指定史跡)
 - ・ 松浦家近世文書
 - ・ 雄川堰(小堰・石橋含む)
 - ・ 吹上の石櫓及び石櫓記(石碑)
 - ・ 茂原家住宅(国登録有形文化財)



(3) 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

藩政時代の町割りが、ほぼそのまま残されている重点区域「小幡城下町地区」では、当時の町割りを活用してその時代に要求された建物が建てられてきた。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物がいくつにも重なり存在し、歴史的な建造物と一体となった祭礼や伝統的な産業が継承されている。



■養蚕農家群



■武家屋敷群

藩政時代の城下の趣、明治中期に建造された養蚕農家群などが歴史的な雰囲気醸し出しており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ景観が融合している。また「小幡城下町地区」は、甘楽町の経済文化活動の中心であり、現在も、当町の総合計画、都市計画マスタープランなどまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、甘楽町の風情、経済、文化及び観光の発信地となっている。

今後も、小幡城下町地区においては、歴史的な建造物の保全・活用や建造物周辺の景観の整備等を重点的かつ一体的に進めることにより、歴史的風致の維持向上が図られ、当町での伝統文化の振興につながることを期待されている。また、この区域の歴史的風致が向上することは、甘楽町を訪れる人に魅力的な資源を提供することとなり交流人口の増加が期待できる。このようなことから、その周辺環境の整備が進められ、甘楽町全体の個性や魅力が向上し、甘楽町の歴史や伝統が広く住民に再認識されるとともに、生活に溶け込んでいくものとなる。また、伝統祭事や伝統的産業の個性や魅力を高めるための環境整備の進展や活動機会の増大を通じた活性化も期待され、町域におけるそれらの保存・継承・発展が大いに期待できる。

これらのことは、甘楽町全体の個性と魅力を高める上で重要な施策のひとつでもあり、町が進めている交流人口の増大はもちろん、町の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させることができる。

(4) 良好な景観の形成に関する施策との連携

① 重点区域における都市計画との連携

ア 都市計画の活用

甘楽町は、町域約5,861haのうち、約51%に当たる2,958haを「甘楽都市計画区域」とし、重点区域は全て都市計画区域内となっている。区域区分の制度は導入しておらず、未線引きである。

用途地域は、町全体で225ha指定し、用途地域内の第一種低層住居専用地域にのみ絶対高さ制限10mを指定している。重点区域内は、78.9haが用途地域となっている。

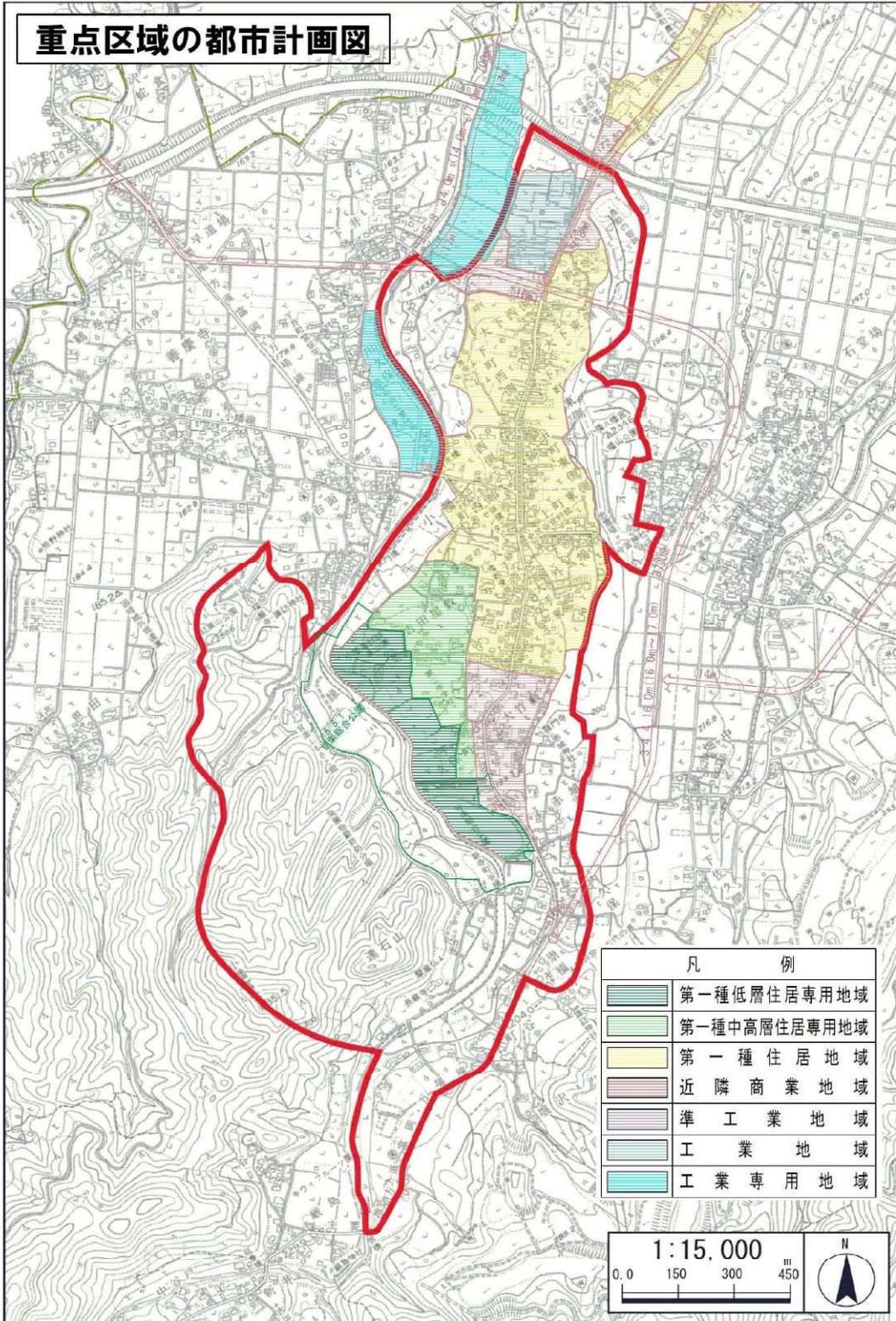
当該重点区域は、昭和55年から都市計画区域として指定されており、昭和60年(1985)10月には中心部を住居系の用途地域として決定している。

昭和50年代に古い町並みを中心に地域住民による「町並み保存」運動がおこり、住民先行の形で町並み保存事業が進められていたが、その後、住民と行政が共同して町並み保存運動をすることとなった。

平成元年(1989)には、「甘楽町ふるさと景観を守り、そだて、つくる条例」を制定し、歴史と伝統の特色を活かした景観保存を住民とともに推進してきた。

今後は、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合は、高度地区等の指定を検討するものとする。

重点区域の都市計画図



イ 重点区域における伝統的建造物群保存地区

甘楽町では、重点地区内の町屋地区の養蚕農家群を中心に、昭和57年（1982）に伝統的建造物群保存調査を実施している。

伝統的建造物群とは、文化財保護法第2条第1項第6号に「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義され、当該調査は、伝統的建造物群の保存状況等調査及びこれに基づく保存対策に係る調査である。

また、「伝統的建造物群保存地区」は、同法第142条の規定により、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区である。

同調査事業により、小幡地区を中心とした区域に伝統的建造物群保存地区を設定して保存する価値があることが判明している。

今後は、時間的な経過も考慮し再度小幡地区の伝統的建造物群の調査を行い、伝統的建造物群保存地区内居住者、土地所有者、伝統的建造物概観現地調査を行うとともに、制度導入のための庁内打ち合わせ会議、条例の制定、審議会の発足を計画中である。

同時に、該当する地区への説明会を開催し、伝統的建造物群保存地区制度導入に向けた経過と保存地区案について、地域住民の同意形成が図られるよう下地作りを行っている。

② 景観計画（平成23年3月策定）の活用

当町は、自然環境に恵まれ、果てしない歴史の中で織り上げられた文化の香る町である。平成元年（1989）9月に「甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例」を制定し都市景観の形成につとめている。

また、平成22年9月（2011）には景観行政団体に移行した。また、平成23年3月（2012）には景観法に基づく景観計画を策定した。この中でも、これまでの景観に関する取組みを踏まえ、農地部局や文化財担当部局と連携し歴史的風致の維持及び向上に資する施策を講じた。

景観計画では、歴史まちづくり法に基づく本計画における重点区域を「景観形成重点地区候補」として位置づけた。また、景観計画区域の中で、特定の場所（視点場）からの優れた眺望景観の保全・形成を図る必要がある区域では、建築物の高さ等の基準を定める眺望景観地区を定めた。具体的には、重点区域「小幡城下町地区」の中にある国指

定名勝楽山園は、当町を代表する眺望景観の対象であり、眺望景観の保全につとめるよう定めた。

③ 屋外広告物の規制

重点区域の屋外広告物については、群馬県屋外広告物条例に基づき、群馬県によって屋外広告物による事務事業全般が行われており、町道沿線にはほとんど見受けられないものの、主要地方道1路線にいくつかの屋外広告物が見られ、歴史的風致の周辺環境の悪化が懸念される。

今後は、平成23年（2011）に策定した景観法に基づく景観計画と連携し、早急に県の権限委譲を受け甘楽町の屋外広告物条例を制定し重点区域を中心とした地域の歴史的景観の保全に努めるものとする。

4. 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

イ. 文化財の保存及び活用に関する事項

(1) 町域全域に関する事項

① 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

町内全域における文化財の状況の把握は1.(3)及び参考資料に示したとおりであり、それぞれ保存・活用が図られている。

保存管理計画は、国指定名勝「楽山園」について策定されているが、それ以外の文化財では策定されていない。

今後、適切な保存管理を行う上でも必要なことから、可能な限り計画を作成することとし、それまでは、文化財保護法・群馬県文化財保護条例・甘楽町文化財保護条例などの法令等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導・助言を行うものとする。また、個別の文化財についても、不断に調査・研究を行い、新たな価値付けを行った上で住民へと情報発信し、文化財への関心を高めるよう努める。

未指定の文化財については、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、町指定の文化財として指定する方針をたてるものとする。

無形文化財、無形民俗文化財については、価値が高く保存伝承活動を行っているものを町指定としている。各保存団体とも継承のため人材育成を行っているが、少子高齢化等により、継承者の確保が課題となっている。このため、伝承文化の継承や再興についてのプログラムを実施し、現在継承されている小幡八幡宮例大祭の神楽唄の継承に努める。また、継承者のない民俗文化財や無形文化財の価値を明らかにし、継承者の確保を図るとともに、支援者の発掘に努める。

文化財とは、地域の歴史や文化を凝縮した存在であり、地域の自己認識の核でもあると考えられるが、その保存と活用は、甘楽町「らしさ」を後世へ継承していくためのものであることが必要である。そのためにも、文化財の持つ真実の価値を損なうことなく、新たな機能や用途を付加するとともに、案内板や解説板を計画的に設置していくなど情報発信を行い、文化財への関心や、それを生んだ地域への誇りを醸成していくことを目

指すものとする。

② 文化財の修理（整備）に関する方針

修理・修復が必要と認められた場合は、速やかに修理・修復を行うものとする。

所有者や管理者等が実施する修理・修復については、文化財の種類に応じ、法令に即した適切な手続きを行うとともに関係機関と連携する。その他の文化財についても必要に応じ専門家による意見聴取や関係機関と連携し町として技術的指導を行う。また、大規模な修理については、町の各種支援措置を講じる。復原にあたっては、甘楽町文化財調査委員会に外部の有識者を加えた組織に諮問を行い、史実に基づいた復原を行うものとする。

これらの文化財に関わる技術者については、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を仰ぎ、「社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部」などより、文化財技術者の協力を受け実施する。

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財は、当町の歴史や文化を正しく理解するために必要なものであるとともに、地域の歴史や文化を発信するための貴重な資源である。このため、文化財を適切に保存しつつ、活用を図ることは重要なことであるため、積極的に推進する。

甘楽町の文化財を展示する施設については、甘楽町歴史民俗資料館、甘楽古代館があるが、民俗資料館は町指定重要文化財であり館内展示施設は老朽化しており、また古代館については施設位置等において課題がある。そのため、新たな展示施設を名勝楽山園周辺に建設する予定である。案内板などの設置を行い文化財の展示施設の機能を充実させ、より良い環境での保存・活用を図る。

④ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら生まれたものである。したがって文化財は、周辺の環境を排除した形ではその意義をなさないと言っても過言ではない。文化財に即した周辺環境の整備を図るものとする。

当町では、平成元年度に景観に関する自主条例「甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例」を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできている。

今後も、こうした景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携して、文化財の周辺環境の保全を図るものとする。また、来訪者の増も加味した施設の充実を図り、外観については周辺環境や歴史的背景に配慮した建築物とする。

文化財を案内する案内施設についても周辺環境に配慮し、振興課・教育課で設置していたものについては、各課の意匠を統一し適正な場所への再配置を検討して行う。駐車場の配置については、訪問者車両を重点区域内での通過交通の減少を目指し、緩衝地帯を計画的に配置する。

⑤ 文化財の防災に関する方針

甘楽町防災計画や総合計画を基本に、防災体制を整えるものとする。また、木造の歴史的建造物が多く、昼間は女性や高齢者のみの家庭が多いことから、初期消火のための簡単に操作できる公設消火栓や放水銃等を計画的に設置するとともに、使用方法の訓練を適宜実施することとする。同時に、地震時の対応のため現在設置されている防火貯水槽に代わり、耐震型防火貯水槽の設置をすすめることとする。



■ 防火パレードをする地元小学校

また、消防担当課、文化財保護担当課と地域の消防団及び地域住民の連携により、文化財防火デーや必要な時期において、文化財の消防訓練の実施、予防消防の拡充を実施する。

盗難、毀損等の人的な災害に備えるため、担当課署は歴史的建造物のパトロールを随

時行う。

甘楽町の消防体制

名 称	概 要
甘楽町消防本部	甘楽町全体の消防分団を統括する組織。団長、副団長、分団長、副分団長、本部員で組織される。
甘楽町消防分団	地区ごとに置かれる消防組織。分団長、副分団長、部長、班長、団員で組織される。予め受持ち区域が決まっており、必要な場合は消防本部より応援の要請が出される。(分団数4)
消防団援助隊 自衛消防援助隊	各地区で独自に消防団援助隊を組織している。主に初期消火、消防団の後方支援に当たる。援助隊数2、自衛消防援助隊6
富岡消防署	富岡甘楽広域市町村事務組合(甘楽町・富岡市・下仁田町・南牧村)で運営するし甘楽町には、富岡消防署甘楽分署が設置されている。
町役場担当課	総務課 担当職員4名

⑥ 埋蔵文化財の取扱に関する方針

甘楽町内における周知の埋蔵文化財包蔵地は、65遺跡であり、重点区域では6遺跡指定されている。発掘調査を行っているものは、国指定文化財名勝楽山園のみである。

今後は、「文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画」にあるとおり、埋蔵文化財及び古文書等の文献史料の全数調査を把握するための調査を実施し(P25参照)、近世における町の構造や空間利用について、文献史料及び絵画資料による検討や、現地踏査、試掘、確認調査を実施し、必要なものについては周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うものとする。また、試掘・確認調査で確認された保存状態に基づき、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を仰ぎ適切な調査を実施する。

⑦ 文化財の保存・活用に係る町の教育委員会の体制

甘楽町には、多くの文化財が良好な形で残っている。これらは、地域に生きた人々によって大切に育み守られてきた貴重な歴史遺産である。

これらの歴史遺産を、甘楽町の財産として、今後も良好に保全・活用し継承していく

ための保存整備活動を行うことにより、町全体の活性化と住民の日常生活に豊かさや安らぎがもたらされると考えている。

町教育委員会の教育課は、教育課長、同補佐の下に、文化財保護係、甘楽町出土文化財管理センター、かんら古代館、甘楽町歴史民俗資料館で構成されている。

甘楽町文化財保護条例に定める甘楽町文化財調査委員会の委員数は4名であり専門分野は、石造物等、伝承・風俗等、石質・地質等、習俗・地名等であり、今回の計画についても文化財保護の視点から指導と助言を得ている。

⑧ 文化財の保存・活用に関する住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

史跡の清掃など文化財の保存に関わる住民の活動は、行政区（自治会）を主体として定期的に行われている。

今後、拝観客等の案内には、住民による「解説ボランティア」や文化財のパトロールを実施する「パトロールボランティア」などを検討している。

「地域の文化財は、地域住民が守る」ことは、文化財保護や愛護精神の高揚に結びつくものであり更なる組織化に努めるものとする。



■文化財清掃ボランティア

⑨ 文化財の普及・啓発に関する方針

現在、ほとんどの指定文化財には、広く文化財に対する理解を得るため説明板を設置している。また、『甘楽町の文化財』などの啓発的な冊子を頒布して住民への周知を図っている。名勝楽山園などは、発掘現場を住民に公開して、その成果を積極的に発信している。一般公開されていない指定文化財は、所有者と協議し、期間限定で公開するな

どの従来行っていなかった方法を模索し活用を進めている。



■ 楽山園伝統的復元工法見学会

また、無形民俗文化財などの地域に密着して伝承されてきた文化財が、現在の社会状況の急速な変化で断絶の危機に瀕している。従来から民俗芸能の保存団体に用具修理や後継者育成事業など伝承活動への財政的な支援を行ってきたが、今後は、民俗芸能を積極的に公開、情報発信する場を設けるための支援を行う。多くの住民の目に触れることで、その価値を普及し、保存団体には自分たちの地域で伝えてきた民俗芸能に対する誇りを喚起してもらい、また、後継者の確保と支援者の拡大に努める。

(2) 重点区域に関する事項

① 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

小幡地区伝統的建造物群保存地区として予定している地区については、今後保存計画に定める。

国指定名勝「楽山園」・国登録有形文化財茂原家住宅の2件については、個別に保存整備計画等に定められている。

甘楽町歴史的風致維持向上計画の計画期間中は、重点区域の中核に位置することから、これらの3件については、保存と管理を図り、保存のための修理事業等を積極的に実施する。また、文化財の保存・活用を行う際に、現状変更等を必要とするものについては、文化庁長官並びに県及び町の教育委員会の許可を得る等の手続を踏まえ、行政機関や検討委員会等の関係機関等との連携を図り、保存整備計画等に基づき適切に実施するものとする。

【名勝 楽山園】

「名勝楽山園環境整備基本設計書」(平成13年(2001)3月)を策定し、庭園部・藩邸部のおのおのの整備基本方針を定めて整備実施中である。

甘楽町が管理団体になって整備と公有地化を実施している。当該保存管理計画では、庭園部・藩邸部に分けられているが一体となった対応を定めている。

今後、甘楽町歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、重点区域の中核に位置することになるため、現状変更の指針を堅持して名勝の保存と管理を図る一方で、維持向上計画を促進するための保存修理事業などを積極的に実施していく予定である。

【国登録有形文化財茂原家住宅】

保存整備計画等に基づき、現状変更の指針を堅持して文化財の保存・活用を図り、今後は、建造物の保存カルテ等により、発掘調査、史料文献調査等詳細な調査を今後行う。また、維持向上計画を促進するため保存修理事業などを積極的に実施していく予定である。

【小幡地区伝統的建造物群保存地区(予定)】

小幡地区の伝統的建造物群保存地区については、早急に伝統的建造物群調査を行い、作成される保存計画に基づき、各種事業を導入し、計画的に保存を進めるものとする。同時に町独自の補助制度等を制定し、必要な支援を行う。

公有化した建造物については、公開や活用を積極的に進めるものとする。また、文化財の保存活用を図るため空き家調査等を行い、所有者と協議のもと、空き家の活用を図る。

【国指定・選択文化財以外の文化財】

国登録有形文化財、県及び町指定文化財においては、「文化財の保存・活用の現状と今後の方針」に基づき、保存と活用を図る。

また、小幡地区伝統的建造物群保存地区として予定している区域に隣接する市街地と一体となった区域は、一体的に整備を図る。

今後は、これら建造物の保存カルテを作成し、歴史的な建造物については、歴史的風致形成建造物への指定等を行い、歴史的環境総合支援事業等の各種事業を導入し保全を図る。

未指定文化財等についても、有形・無形を問わず、発掘調査や史料文献調査等の詳細な調査を実施し、価値に応じ文化財の指定を行い、適切な保存・活用を行う。

無形の文化財については、映像等による記録を作成し、伝承者の育成を図るとともに、整備される施設での放映を行い、伝承者の確保を図るものとする。

【地域を囲む文化的景観】

重点区域の南から西にかけては、山々に囲まれ、これらの景観は、地域独特の歴史的風致の形成の一部であると考えられることから、小幡地区の景観計画策定においても、地域を囲む周辺環境にも言及し、重点区域全域の歴史的風致の維持向上を図ることとする。

② 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理に関する一般的な方針は、前述のとおりであるが、重点区域内においては、名勝「楽山園」及び国登録有形文化財「茂原家住宅」については、修理事業を法令を順守し関係機関と協議して実施し他の建造物については、伝統的保存建造物群保存地区の保存計画や区域内の歴史的建造物の状況を改めて把握した上で、本計画に追加することとする。

【名勝 楽山園】

甘楽町歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、重点区域の中核に位置することになるため、現状変更の指針を堅持して名勝の保存と管理を図る一方で、維持向上計画を

促進するための名勝保存の原則に立ち、諸遺構の積極的な保護・保存を図るとともに文化財保護法により保存修理事業などを積極的に実施していく予定である。

整備期間 平成14年度から平成23年度

平成22年度 中門復元的整備

平成23年度 案内板・解説板等の管理用施設の整備

【伝統的建造物群保存予定地区】

地区内には、老朽化等により危険な建造物があるため、早急に修理や建て替えを実施する物件については、歴史的環境形成総合支援事業等の事業を導入し、平成22年3月までに決定される「修理・修景・許可基準」により、建物の外観や意匠、高さを決定する。

なお、早急に修理が必要な物件については、甘楽町伝統的建造物群保存地区審議会に提案し、承認を受けた後に整備することとする。

雄川堰の整備については、平成21年度に町の文化財指定を行い、平成22年度に遺構調査を実施し関係機関へ報告する。施設の整備については、その成果を踏まえ、伝統的建造物群保存地区審議会や関係機関と協議し、保存活用計画等を踏まえ、適切な手続き及び専門的知見を取り入れ実施することとする。

小幡地区の歴史的風致を形成する重要な要素である小幡八幡宮の例大祭の山車については、山車を格納する建造物の修景や適切な配置を、保存会や甘楽町伝統的建造物群保存地区保存審議会と協議しながら進め、小幡八幡宮のお囃子などの保存・伝承を図るため、新たな施設の建築にあわせ、夜間練習時に音が漏れないような気密性の高い部屋を整備する。

【国登録有形文化財茂原家住宅】

平成22年度から平成24年度にかけて土地家屋鑑定を行い公有化する。平成25年度から平成26年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去を行い、景観に配慮した交流スペースを建築するものとする。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画にあたっては必要に応じて技術指導を求める。

【県史跡旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷】

平成24年度から平成27年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去及び保存修理を行い、景観に配慮した交流スペースを建築する。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

【旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷】

平成22年度に詳細な調査を行い、町指定重要文化財に指定するとともに歴史的風致形成建造物として指定を行う。

平成28年度から平成31年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去及び保存修理を行い、景観に配慮した交流スペースを建築する。文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

【町指定重要文化財甘楽町歴史民俗資料館（旧甘楽社小幡組倉庫）】

平成24年度から平成26年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去及び保存修理を行い、景観に配慮した交流スペースとする。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

【喰い違い郭】

平成27年度から平成31年度にかけて、石積の補修を行い、景観に配慮した交流スペースとする。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

甘楽町の文化財を展示する施設については、甘楽町歴史民俗資料館及び甘楽古代館がある。

甘楽町歴史民俗資料館は、老朽化等により温度管理等に難があるため、適正な場所での一時保存を図り、重点区域内に建設を予定している施設に、文化財の収蔵施設、展示施設を設け、よりよい環境での保存・活用を図る。また、来訪者の増も加味した施設の充実を図り、外観については、周辺環境や歴史的背景に配慮した建築物とする。

なお、建設にあたっては、遺構の取扱いや外観について、関係機関との連携を図り、住民の合意を得ながら進めることとする。併せて、無形の民俗文化財等を保存伝承するための場所の確保を図り、夜間練習時に周囲に音が漏れないような気密性の高い部屋を整備するものとする。

重点区域のまちづくり団体が中心となり、文化財活用のための案内板の設置や、説明板の設置を行ってきた。管理についても、まちづくり団体が積極的に行い良好な状況が保たれている。



■甘楽町歴史民俗資料館

今後も町が財政的な支援を行うとともに、重点区域内を回遊するルートに案内板を設置するよう、住民とともに取り組んで行く。

「歴史的風致維持向上建造物」については、プレート等町が支援し、所有者と専門家の協力を得て町がその表示を行う。

また、文化財の内部公開は、見せるための公開は限定的に行い町が主催する催しを活用し、そういった催しと内部公開が一体的に行えるよう支援を行う。

地区の歴史的風致を形成する重要な要素である小幡八幡宮の例大祭の山車及び屋台については、格納する建造物の修景や適切な配置を、保存会と協議しながら進める。

便益施設については、地区内の道路が狭く危険であるため、自動車等の交通流入を防ぐため、主要地方道や重点区域の外縁部に駐車場を整備する。公衆トイレ等については、町民の意見や来訪者の回遊路線を確認し適正な配置に努める。

④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

【伝統的建造物群保存予定地区】

小幡地区の伝統的建造物群保存地区の予定区域内には、多くの来訪者があるため、平

成13年度から平成19年度にかけ、駐車場の整備や公衆トイレの整備を行ってきている。

観光バスや来訪者の車両については、同事業で整備した駐車場に誘導するとともに、区域内に入らないように案内板の整備も行っている。また、そこからのルートの道路の美装化も実施し、一定の来訪者対応は整えている。

平成22年度以降については、新たな課題として来訪者が予想以上に増加し駐車場設置を求める声が多く、都市公園事業等として整備を図る公園施設に、来訪者が気軽に利用できる駐車場の整備を行う。今後來訪者が増加する傾向が続いているため、これに対応するよう新たな計画を策定する。また、本計画中に電線類の地中化等も推進する。

【名勝 楽山園】

名勝「楽山園」については、東と西からの管理用道路に接続する路線が未整備であるため、道路関係の支援事業を活用し、本計画中に道路の整備を進め、併せて周辺的环境整備に努める。

【区域内の街路遺構】

区域内の街路遺構については、いくつかの路線が未整備であるため、本計画中に美装化を進めるとともに、歴史的風致の維持向上に必要な路線については、電線類の地中化等を進める。

【重点区域周辺の環境】

重点区域は、名勝楽山園の借景である山並み景観が特徴的な区域であるため、重点区域の東の丘陵地、南から西に広がる山並み景観も含め特別な区域として町全体の景観計画として緩衝地帯の整備を図り景観の保全に努める。

都市計画により用途区域が決定されている区域は、高度地区の検討を進め良好な市街地が形成できるように環境の保全に努める。屋外広告物については、町内全域を区域として、条例の制定に努める。

また、区域内には、ブロック塀で囲まれた住宅地が多くあり、区域内の環境や景観の向上を図るため、通りに面した必要な箇所を、板塀修景に努める。

⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

甘楽町歴史民俗資料館については、早急に耐震補強工事を実施する計画であり、公設消火栓及び防火水槽により防災体制を整える。

また、実施段階で外壁の地震による崩落の恐れについても調査し、崩落の恐れがある場合は、これに対応した事業を実施する。

甘楽町歴史民俗資料館は、不特定多数の人が多く出入りする施設であるため管理人が常駐しているが、来訪者が多い時期には、人的災害を防止する上でも、展示や案内を行うボランティア等の各種団体に呼びかけ適切な人員配置を行うものとする。

新たに整備する施設については、耐震防火構造として建築する計画であるため、重点区域内の緊急避難所としての付加機能も備えるものとする。

他の文化財についても、公設消火栓及び消防水利の使用範囲を確認し、公設消火栓等の設置や耐震型防火貯水槽の設置を計画的に進める。

また、個々の文化財は個人所有となっているため、防災に関する講習会や、居住の用に供する文化財等に関しては、定期的な訪問をするなど、防災意識の高揚に努める。

伝統的建造物群保存地区の予定地区については、伝統的建造物群の保存計画書により個別の防災施設等の配置は検討することとし、範囲の重複や隔離が無いように調整を図る。

重点区域の消防体制

名 称	分 団 数 等
甘楽町消防団	1分団3部
甘楽町小幡自衛消防団	3自衛組織
富岡消防署	甘楽分署

* 重点区域は、過去に火災による家屋の消失の歴史的経緯があることから防火体制に関心が高く、道路埋め込み型の消火栓や防火貯水槽がほぼ全域をカバーするよう設置されている。また、雄川堰も自然の消防水利となっている。100トンの耐震性防火貯水槽も1基設置している。

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関しては、案内板や説明板等の設置や、パンフレットの作成を重点区域において積極的に展開するものとする。

特に、町並み関係のパンフレットと名勝「楽山園」のパンフレットについては、重点区域の歴史的風致を紹介するパンフレットとなるため、改良を重ね作成を続けることと

する。また、学芸員による地域の歴史の勉強会や古文書の解説講座を実施し、地域の歴史について理解を深めるよう努める。

無形文化財・無形民俗文化財などの保存会に対しては、保存継承活動への助成、支援を継続して行っていくものとする。また、各団体が行う広報活動・公演活動についても、情報提供、活動支援を行う。

⑦ 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には名勝「楽山園」以外に周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、近世に陣屋がおかれ発展してきた歴史がある。

特に、小幡陣屋跡は、近世の遺構として重要であるため、公有地部分について遺構調査を関係機関と連携を図りながら実施し、その調査結果を関係機関に報告するとともに、地域住民に公表してきた。

その後、調査結果に基づき、関係機関との連携を図りつつ、周知の埋蔵文化財包蔵地の区域を拡大し、このように、近世遺構については更に調査を進め包蔵地等の分布確認等を行い地下遺構の適切な保護を図る。

併せて、文献史料、絵画史料、考古資料などから、近世における町の構造や空間利用について調査研究を行う。

埋蔵文化財の取扱は、現状保護を基本に、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には、文化財保護法並びに群馬県文化財保護法施行規則、文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」、群馬県教育委員会が定める基準、要綱等に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。また、出土遺物については、群馬県教育委員会が定める要綱により適正に保管・管理及び活用を図る。

⑧ 文化財の保存・活用に関っている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

小幡地区の町並み保存に関連する研究会については、独自でイベントや広報活動を行っていることから、活動支援の一環として活動の場の提供と整備を行う。

来訪者に対する活動としては、「大手門ボランティアの会」があり、教育委員会が主体となり、勉強会の開催や案内の受付・人員配置事務を行っているため、これを継続し

て行う。

重点区域外のまちづくり団体との連携が必要な場合は、企画課調整係の協働推進担当が中心となり支援を行う。

文化財に関わる技術者については、組織化を図り社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部と連携を図り互いの技術の向上を図るよう支援するものとする。

今後は、教育委員会が設置する伝統的建造物群保存地区保存審議会に「大手門ボランティアの会」をはじめ「社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部」が参加し、小幡地区の各種審議会への参加も求め、住民合意が形成できる体制を構築して行く。NPOは、現在は関わっていないが必要に応じて連携する。

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

甘楽町固有の歴史的風致維持向上施設の整備については、町の関連する計画との整合性を図りながら、重点区域内で施設整備を進める。

管理にあたっては、文化財については文化財保護法、歴史的風致形成建造物については町条例等、公園については都市公園法、道路については道路法に基づき行政が管理主体となり根幹的な維持管理を行うものとする。また、行政の維持管理に加え、地元自治会（行政区）等と連携した日常的な管理を行うことにより歴史的風致の維持向上に努める。

① 現存する道路や公園、石碑、歴史や文化を紹介する施設

現存する道路や公園については、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査した上で、歴史的風致を維持向上するため形態や意匠に工夫を施すものとする。

特に、道路については歴史的風致を形成している祭事等に支障が生じないように、今後も適切に維持管理していくものとする。

② 歴史的風致を維持向上させるために、新たに整備する道路や公園、歴史や文化を紹介する施設

甘楽町固有の歴史的風致を維持及び向上するために、新たに整備する必要のある道路、公園等については歴史的背景を十分に調査した上で、必要に応じて学識経験者や住民による検討会を開催する。特に、公園については歴史的風致を形成している建造物の緩衝地帯として整備を図るものとする。

また、新たに建設する歴史的風致を維持向上させるための施設については、埋蔵文化財の確認調査を実施し、各種法令に基づき関係機関と連携を図りながら、遺構の保存を図りつつ事業の進捗を図る。

外観については、事業箇所が伝統的建造物群保存予定区域と重なるため、町の伝統的建造物群保存審議会において審議し、その結果を受け決定するものとする。

歴史や文化を紹介する施設において、展示する文化財や保管している文化財を適正に管理するため、湿度管理や温度管理等、施設の質の向上を図ることとし、また、防災の

ための機能の充実や、人的被害の防止のため防犯カメラや巡回等を実施する。

新たに整備する道路、公園、歴史や文化を紹介する施設については、劣化や事故を防ぐため、巡回等を定期的に行い、適切に維持管理する。

③ 歴史上存在した土塁・堀・塀等の歴史的風致を形成する施設

歴史上存在した土塁・堀・塀等の町の歴史的風致を形成する施設については、文献史料、絵画資料、発掘調査等による調査を行い、町の歴史的風致を形成すると認められた施設については、関係機関と協議の上、復原または案内板等を設置するなどして、歴史的風致の維持及び向上に努める。

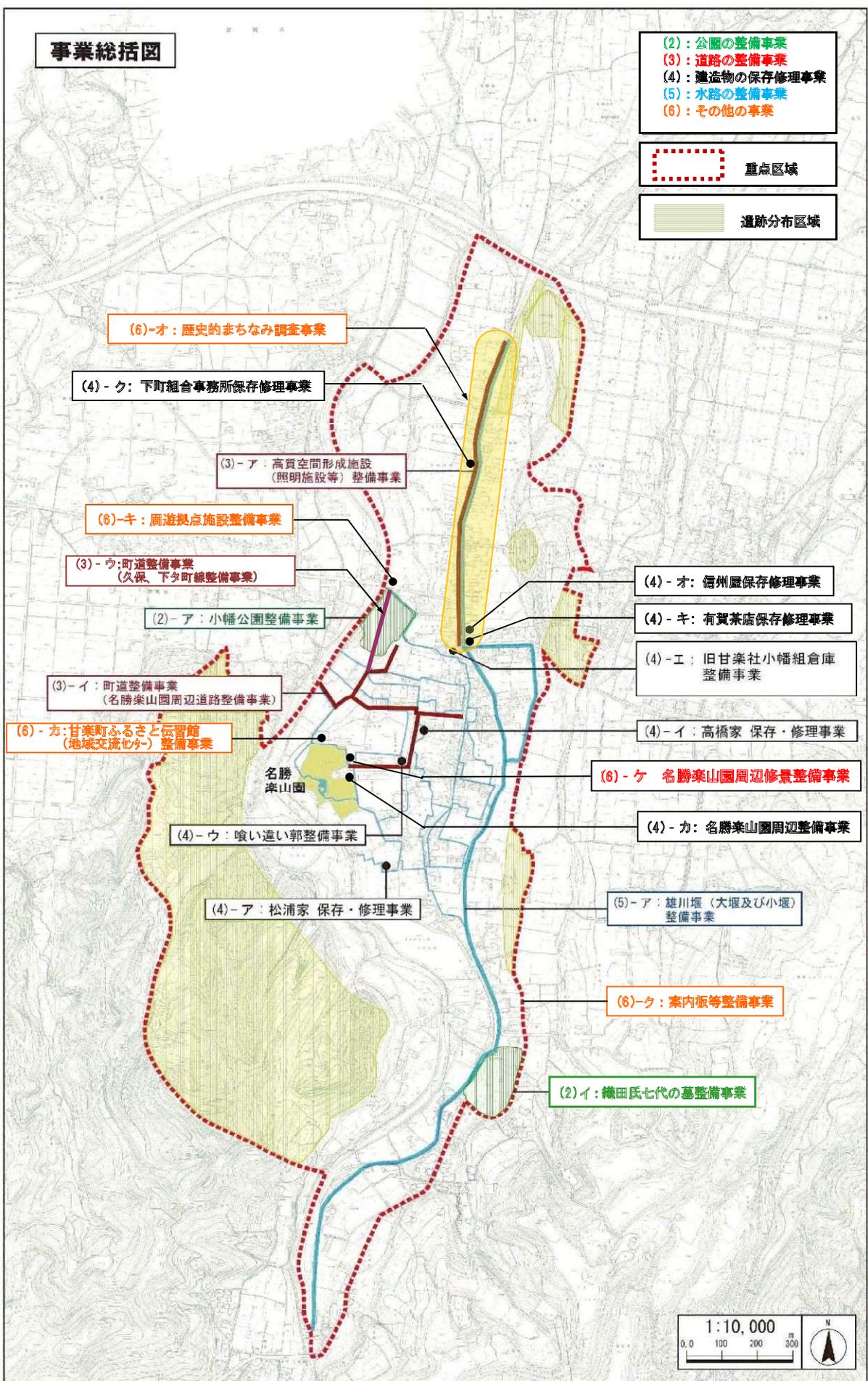
復原した建造物等については、公開・活用を行っていくこととし、維持管理においては、それぞれの状況に応じて、文化財部局と都市・道路部局等が連携し適切な役割分担のもと維持管理を行うものとする。

事業総括図

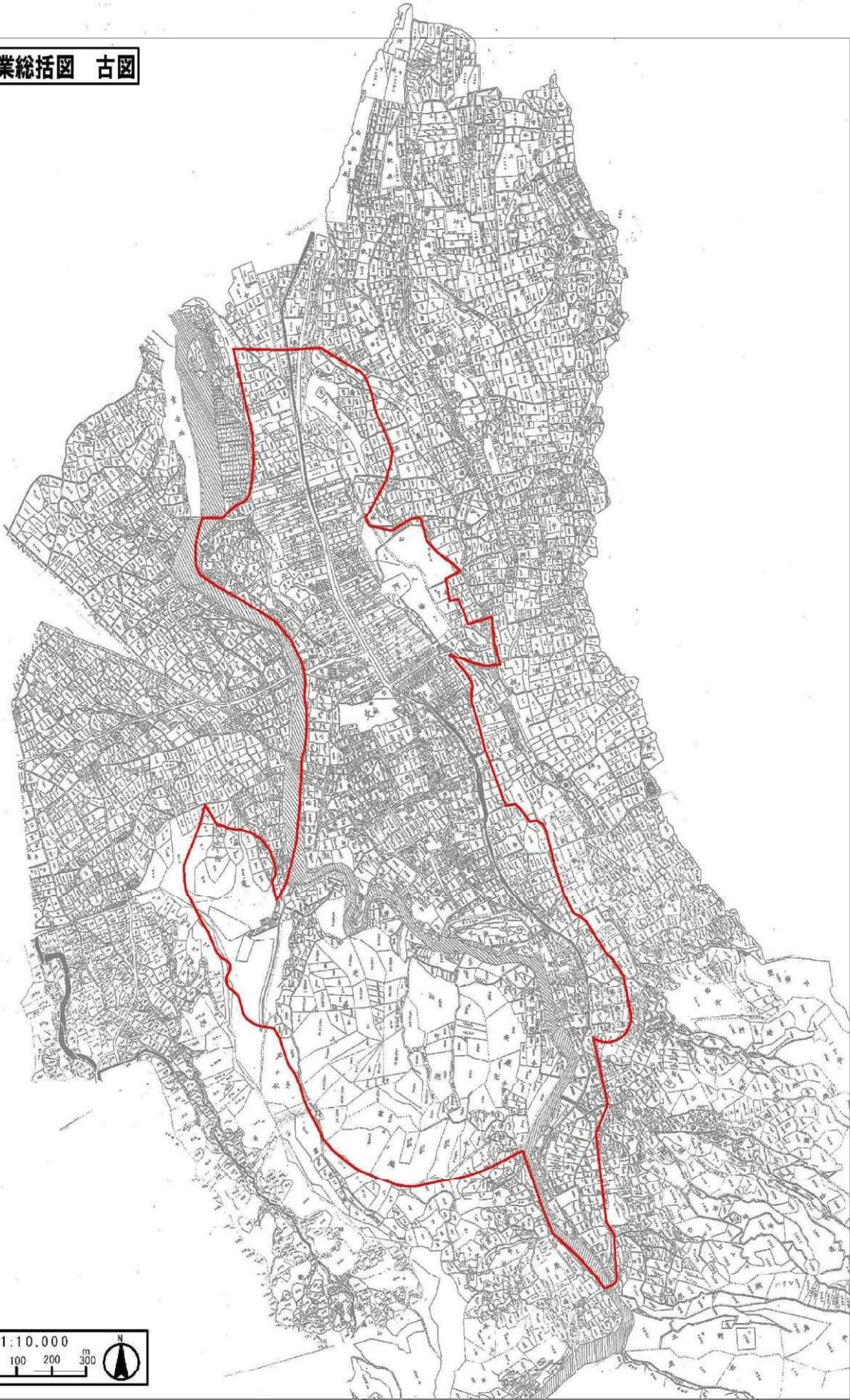
- (2) : 公園の整備事業
- (3) : 道路の整備事業
- (4) : 建造物の保存修理事業
- (5) : 水路の整備事業
- (6) : その他の事業

重点区域

遺跡分布区域



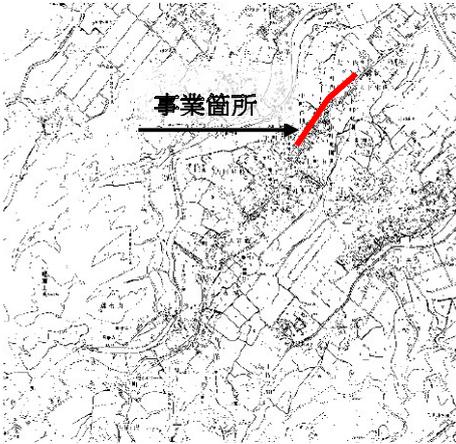
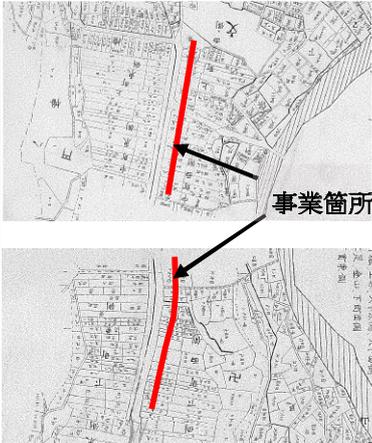
事業総括図 古図



(2) 公園の整備事業

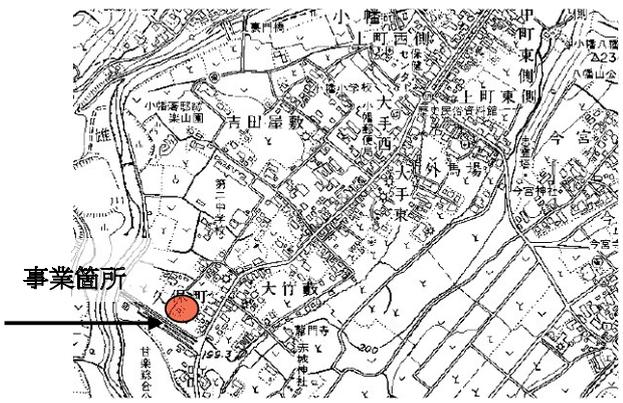
事業の名称	ア 小幡公園整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成24年度～平成27年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	一級河川雄川沿いに公園整備を図る。事業対象面積0.4ha
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝楽山園の北側に位置する当該エリア一帯を公園として整備することで、甘楽総合公園、一級河川雄川沿いの遊歩道「せせらぎの道」と一体的に利用できるようになり、小幡地区散策の拠点及び来訪者と地域住民との交流の場としての機能強化が図られるとともに、城下町小幡の景観や回遊性・利便性の向上を図ることができる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

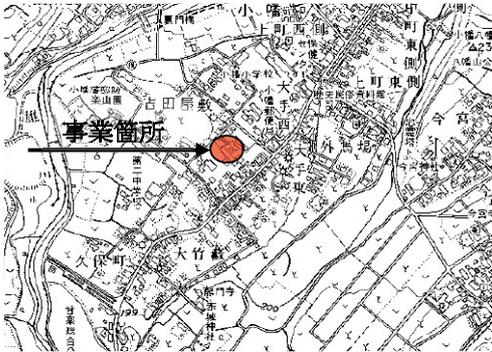
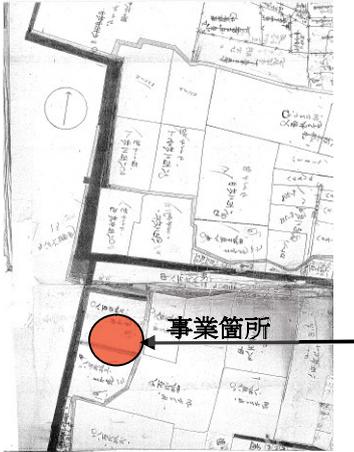
(3) 道路の整備事業

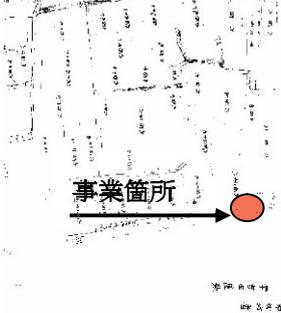
事業の名称	ア 高質空間形成施設（照明施設等）整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	道路・雄川堰（大堰）の照明整備及び町道の無電柱化を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>雄川堰とともに歴史的建造物が数多く保存されている町屋地区は「小幡八幡宮例大祭」の舞台となる。町道上町東側・下町東側線等の景観を阻害している電柱や電線類を地中化するとともに、照明施設の整備を図ることにより、往来する人々の回遊性及び景観の向上が図られる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	ウ 町道整備事業（久保、下夕町線整備事業）
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成24年度～平成25年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	名勝楽山園と小幡公園を結ぶ道路を整備する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝楽山園は、江戸初期の池泉回遊様式の庭園であり、城下町小幡の中核を形成している名勝楽山園の北側のエリアにある小幡公園を結ぶことにより、小幡地区の周遊性の向上、散策の拠点としての機能向上が図られる。</p> <p>【整備予定箇所】</p> 
	 

(4) 建造物の保存修理事業

事業の名称	ア 松浦氏屋敷保存・修理事業（旧小幡藩武家屋敷）
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成28年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	松浦氏の旧宅を保存修理及び耐震改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>武家屋敷地区にある松浦家は、武家の屋敷構えを良好に残し雄川堰の地割と一体となっている。江戸時代の武士の生活環境と当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。</p> <p>所有者の理解を得て一般公開しており、保存修理及び耐震改修を行うことで、武家屋敷群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	イ 高橋氏屋敷保存・修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成26年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	高橋家の旧宅を保存修理及び耐震改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>武家屋敷地区にある高橋家は、武家の屋敷構えを良好に残され雄川堰の地割と一体となっている。江戸時代の武士の生活環境と当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。</p> <p>所有者の理解を得て一般公開しており、保存修理及び耐震改修を行うことで、武家屋敷群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	ウ 山田家の喰い違い郭整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	喰い違い郭の石積の修繕を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>武家屋敷地区にある喰い違い郭は、戦の時の防衛上のために造られたとも、下級武士が上級武士に出会うのを避けるため隠れたともいわれており、江戸時代の武士の生活環境と当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源となっている。</p> <p>喰い違い郭は、所有者の理解を得て一般公開しており、保存修理を行うことで、武家屋敷群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	エ 旧甘楽社小幡組倉庫整備事業（旧小幡組製系レンガ造り倉庫）
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	旧甘楽社小幡組倉庫の駐車場整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>町の有形文化財に指定されている旧甘楽社小幡組倉庫は、現在、甘楽町歴史民俗資料館として一般公開されており、当町の近代産業発祥に関わる歴史的風致の拠点施設となっている。一方、現状では駐車場が狭く、利用者の不便をきたしている状況も見られる。</p> <p>駐車場の整備を行うことにより、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

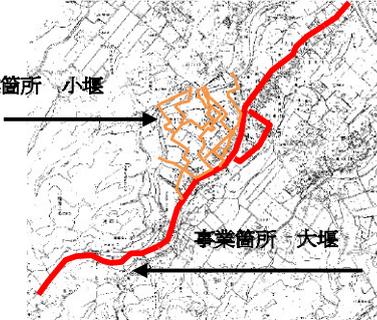
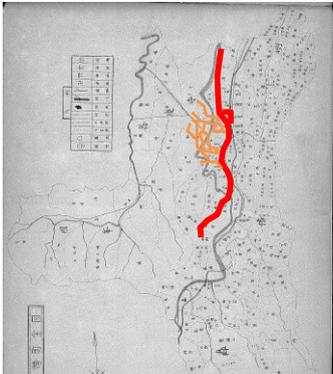
事業の名称	才 信州屋保存修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成23年度～平成25年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	小幡宿の商家である信州屋の保存修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>信州屋は町屋地区にある伝統的な建築物である養蚕農家群の町なみの中にあり当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。所有者から町へ寄付を受けて一般公開を図り、保存修理を行うことで養蚕農家群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者との交流拠点としても期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	カ 名勝楽山園周辺整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成23年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	名勝楽山園に隣接した土地(783㎡)を購入し、名勝楽山園と一体となった整備を図り、交流拠点を設けることにより見学を目的とした来訪者との交流を推進する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝楽山園は、江戸初期の池泉回遊式様式の庭園で、城下町小幡の中核を形成している。東側の当該エリアを購入し、交流拠点を併せて整備することにより、名勝楽山園周辺の景観の向上が図られ、見学を目的とした来訪者との交流の推進が期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	キ 有賀茶店保存修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	小幡宿の商家である有賀茶店の保存修理を行う
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>有賀茶店は町屋地区にある伝統的な建築物である養蚕農家群の町なみの中にあり当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。所有者から借り受けて一般公開を図り、保存修理を行うことで養蚕農家群の充実化が図られることが期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	ク 下町組合事務所保存修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成26年度
事業箇所	甘楽町
事業概要	下町組合事務所の保存修理を行う
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理せ由等	<p>下町組合事務所は、下町地区の情報発信拠点、祭礼などの住民交流事業や共有場所として利用されると共に養蚕農家群の北に位置し多くの来訪者に地域の歴史である養蚕について一般公開している。そこで、建物の保存修理及び耐震改修を行うことで、歴史的建造物の保存、活用が推進されると共に見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

(5) 水路の整備事業

事業の名称	ア 雄川堰整備事業
事業主体	群馬県・甘楽町
事業手法	農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）（大堰） 小規模農村整備事業（小堰）
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	雄川堰（大堰及び小堰）の石積の改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>小幡のまちに網目状に張り巡らされている雄川堰（大堰及び小堰）は、小幡地区の歴史的風致の中核をなすものであるが、調査を行った結果、洗い場などで石積が崩れている箇所が複数確認された。</p> <p>これら補修が必要な箇所の石積の整備工事を行うことで、雄川堰の保存・活用が推進される。</p> <p>【整備予定箇所】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業箇所 小堰</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>事業箇所 大堰</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 雄川堰(大堰)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 雄川堰(小堰)</p>  </div> </div>

(6) その他の事業

事業の名称	ア 小幡ものがたり出版事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成22年度～平成25年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	小幡の歴史、文化、人物及び由来等について定期的に小冊子を発行する。なお、当初は、広報などに定期的に掲載し、まとまったものを季刊発行とする。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	貴重な小幡の情報を後世に継承すると共に町の歴史、文化等を拝観客に発信することができる。

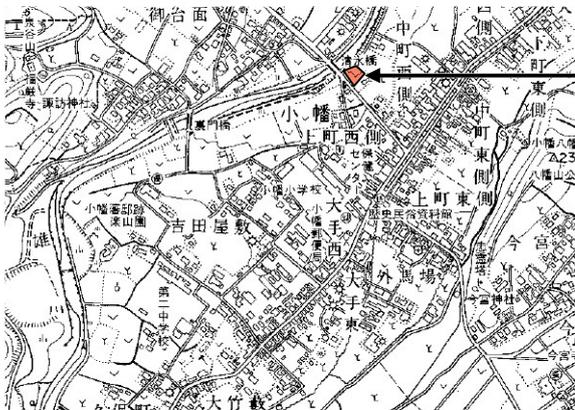
事業の名称	イ 地域コミュニティ組織づくり事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成23年度～平成26年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	小幡地域において、行事やイベントなどの実行委員会を組織する中核的な地域コミュニティ組織を育成、向上のためワークショップ等を開催していく。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	過疎化、少子高齢化の進展等に伴い、希薄化する自治機能を高めるため、コミュニティの維持、活性化を図る仕組みづくりを図ることができる。今後、必要となる伝建群の指定、町屋の保存活動を推進する中核的な組織が必要である本事業は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業の名称	ウ 趣と味わいのある建物指定制度
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成22年度～平成25年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	文化財の指定を受けていない古い建物を「趣と味わいのある建物」として指定し、住民等に情報発信をする。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	甘楽町の風情を醸し出している古い建物を「甘楽町趣と味わいのある建物」として指定し、住民等に情報発信することで、甘楽町の歴史的風致に関する理解を推進するとともに、新たな魅力の発見や城下町としての深みを体感してもらうことができる。

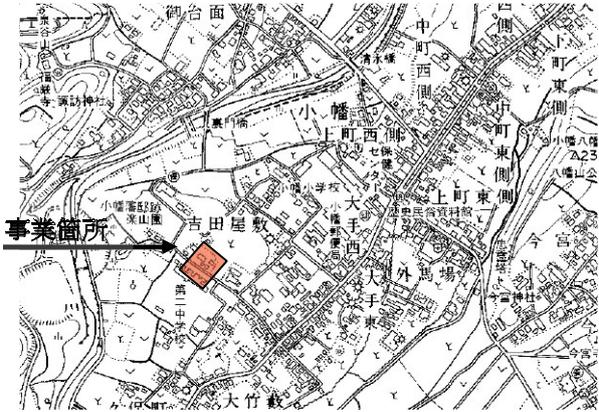
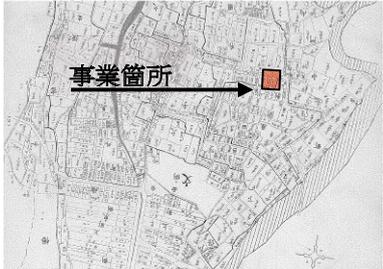
事業の名称	エ 歴史まちづくり（歴史・文化・景観）講習会
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成22年度～平成31年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	住民を対象に町の文化財及び町の歴史等について講習会等を開催する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	町の文化財や歴史等について講習会等を開催することにより、住民等が自らの地域の歴史的資産の価値を再認識することができる。

事業の名称	才 歴史的まちなみ調査事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成26年度～平成31年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	重点区域内の町屋地区の養蚕農家を中心に歴史的まちなみ調査を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	甘楽町の雄川堰沿いの養蚕農家群を中心に、まちなみの調査を行うことにより町の歴史的なまちなみ保存が図られ町の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。

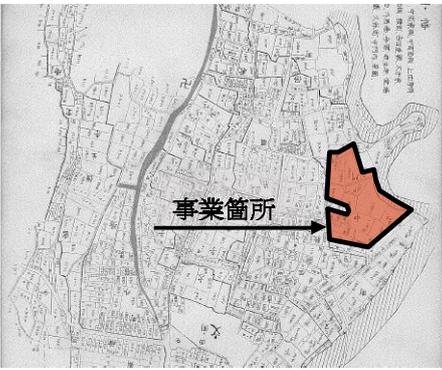
事業の名称	カ 甘楽町ふるさと伝習館（地域交流センター）整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成22年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	民俗芸能等を学習、伝承する場、地域住民と来訪者との交流する場を備えた施設を整備し、歴史に基づいた無形民俗文化財等の継承、地域交流の場所を確保する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝「楽山園」に隣接し、小幡地区の中核をなす施設である。現在、無形民俗文化財などの地域に密着して伝承されてきた文化財が社会状況の急速な変化で断絶の危機に瀕している。本施設により民俗芸能等を積極的に公開、情報発信する場を提供することで、後継者の確保と支援者の拡大が見込まれる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>

事業の名称	キ 周遊拠点施設整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成24年度～平成25年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	情報発信施設を整備することにより歴史的資源を繋ぐネットワークの向上が図られる。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>町の玄関口に周遊拠点を整備することにより、来訪者等に対して町の歴史的風致、歴史的な建造物及び景観についての情報を伝える機能が高まり、町の歴史的風致への理解を深めることができる。また、歴史的風致を巡る回遊性の高いネットワークが形成され、このことにより多くの人が甘楽町の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	ク 案内板等整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内（重点区域内全域）
事業概要	歴史的建造物について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。 （新たに整備する織田氏七代の墓整備事業など事業箇所を追加する）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、住民や来訪者が建造物への理解を深めることができるとともに、散策ルートの設定等と併せ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が甘楽町の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	ケ 名勝楽山園周辺修景整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成28年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	名勝楽山園に近接した土地を取得し、休息施設等の交流の場を設けることで来訪者との交流を推進し、他施設との回遊性の向上を図る。また、景観阻害施設の改修により周辺の景観保全を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝楽山園は、江戸初期の池泉回遊式様式の庭園で、城下町小幡の中核を形成している。当該地は名勝楽山園の東に位置しており、北側には工場が立地していることから、植栽などの修景整備により周辺の景観の向上保全が図られる。また、休息・便益施設等の整備により来訪者と住民との交流の場が創出され、史跡を巡る回遊性の向上が図られる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

(7) 文化庁事業

事業の名称	ア 名勝楽山園環境整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	文化庁補助事業
事業期間	平成14年度～平成23年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	土地の公有地化を図り発掘調査を行い環境整備事業を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>江戸初期の池泉回遊様式（庭を眺めるだけでなく、歩いても楽しめる）の庭園で、京都の桂離宮と同じ特色を有している。平成11年度に国の名勝指定を受け、以後、甘楽町が管理団体となって公有地化を図り維持管理を行っている。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

5 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

甘楽町では、これまで歴史的建造物については、その状態などを調査し、歴史的価値に応じて文化財保護法、県及び町の文化財保護条例に基づく指定または登録による保存及び活用を図ってきた。

今後、甘楽町の歴史的風致の維持向上を図っていくために、重点区域内において、国指定文化財以外の歴史的建造物などで価値の認められるものを「歴史まちづくり法」に基づいて「歴史的風致形成建造物」として指定し、その保全を図るものとする。

また、重点区域内で文化財または景観重要建造物に指定または登録されていない建造物などについては、今後、詳細な調査を実施し、歴史的価値が明確になったものから指定または登録の手続を行った上で、歴史的風致形成建造物に指定する。

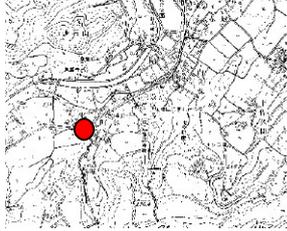
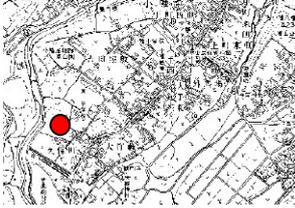
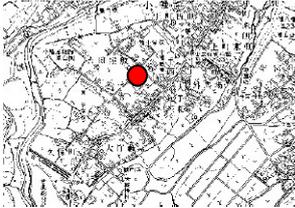
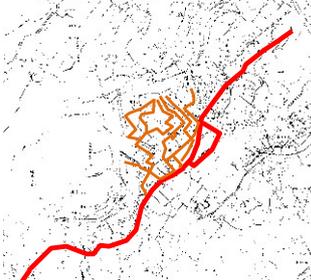
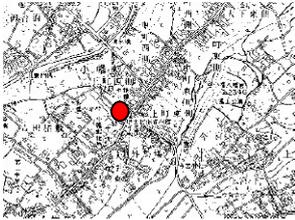
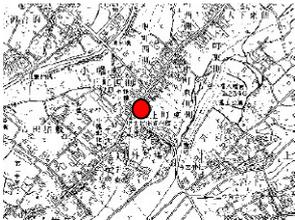
なお、「建造物」には、町家、雄川堰、小幡藩武士階級の庭園及び武家屋敷などの重点区域内における歴史的風致の形成に寄与するものも含まれるものとする。

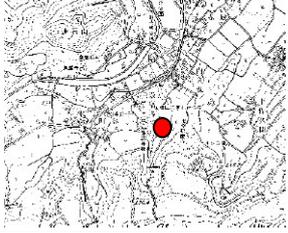
歴史的風致形成建造物としては、建物などそのものを単に保存するだけでなく、その地域で営まれている人々の生活と一体となってより価値のたかいものとなるもので、指定を行うにあたっては、その周辺で行われている行事等についても維持向上するよう努めていくことに注意を図りながら、以下の方針に基づき歴史的風致形成建造物の指定を目指す。

【歴史的風致形成建造物の指定方針】

1. 文化財保護法に基づく国登録文化財（建造物）
2. 県または町の文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
3. 「甘楽町景観計画」に基づいて指定された景観重要建造物
4. その他、町の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に町長が認めるもの

○ 歴史的風致形成建造物指定候補

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	茂原家住宅（主屋、米蔵、隠居蔵、西蔵）		甘楽町 大字小幡 1445-1	
2	旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷		甘楽町 大字小幡 734	
3	旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷		甘楽町 大字小幡 827	
4	雄川堰		甘楽町 大字小幡 地先	
5	旧甘楽社小幡組倉庫		甘楽町 大字小幡 852-1	
6	有賀茶店		甘楽町 大字小幡 5	

7	織田氏七代の墓		<p>甘楽町 大字小幡 1416</p>	
8	下町組合事務所		<p>甘楽町 大字小幡 320-3</p>	

6 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

「歴史まちづくり法」に、歴史的風致形成建造物の所有者に対して、増改築・移転または除去等を行う際の事前の届出を義務付け及び増改築等の届出を受けた市町村長は、設計の変更、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨、規定されていることに鑑み、歴史的風致形成建造物に対して許容される増改築等の行為を管理の指針として整理する。

歴史的風致形成建造物は、「歴史的風致形成建造物指定方針」から、国登録文化財、県及び町指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物が該当しているため、これらに該当する建造物の保全に関する考え方は、もとより文化財保護法、文化財保護条例、景観法に、それぞれ位置付けられている。

このため、ここで定める歴史的風致形成建造物の管理指針は、それぞれの建造物が有する位置付けによって文化財保護法、景観法などの規定に従うことを基本とする。

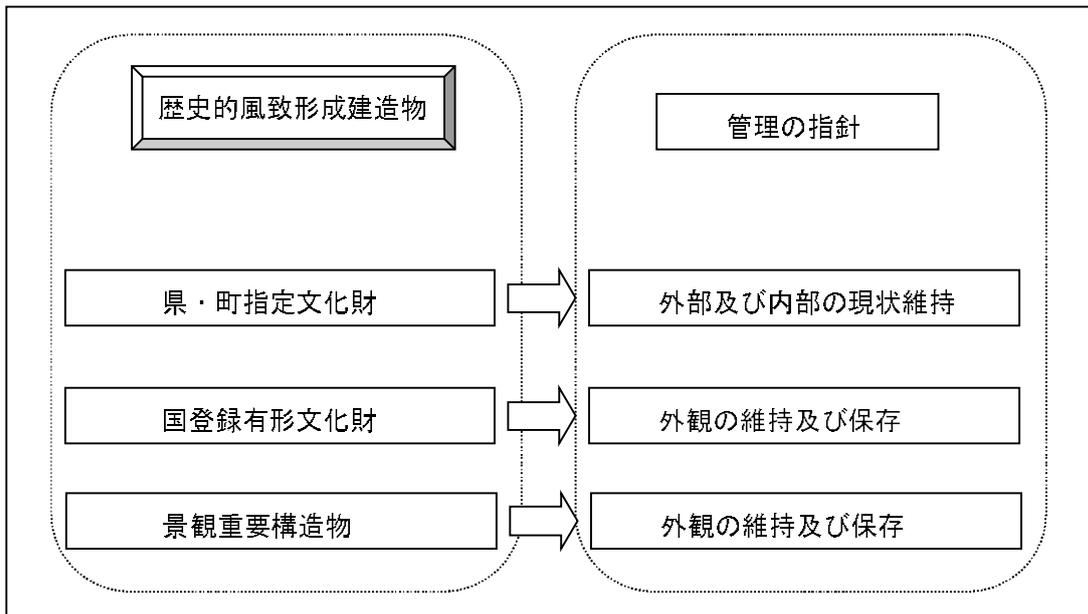
歴史的風致形成建造物の管理指針

対 象	基本事項
・県及び町指定文化財	き損状況に応じた保存修理を基本とする。 (現状変更等) 建築物の保存上必要がある場合を除き、原則行わない。
・国登録文化財 ・景観重要建造物	原則として、外観を変更しない保存修理を基本とする。 (現状変更等) 道路等の公共空間から、通常望見できる範囲における行為はできるだけ行わない。(ただし、文化財保護法において国登録文化財については、原状の通常望見できる外観を損なう範囲が、当該外観の4分の1以下である場合は、維持措置の範囲とされる) 内部の変更については、所有者が快適な生活環境を維持する目的などから改築・改造する場合には認める。

また、「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、以下の(1)から(3)の場合とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録文化財について同法64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 群馬県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定有形文化財(建造物)について同条例第17条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第18条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (3) 景観法第19条に基づく景観重要建造物について同第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

歴史的風致形成建造物の管理の指針



参 考 資 料

目 次

甘楽町指定文化財一覧及び分布	・・・ 1
甘楽町遺跡分布一覧	・・・ 6
文化財等の調査概要	・・・ 10

◎甘楽町指定文化財一覧及び分布

番号	種別	名称	管理者(団体)	所在
1	国名勝	楽山園	町	小幡
2	県重要文化財	笠塔婆三基及び板碑	個人	天引
3	県重要文化財	笠塔婆一基	個人	天引
4	県史跡	法華経供養遺跡	第27区	造石
5	県史跡	笹森古墳	笹森稻荷神社	福島
6	県史跡	旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷	個人	小幡
7	県重要無形民俗文化財	那須の獅子舞	那須獅子舞保存会	秋畑
8	県指定天然記念物	秋畑の大ツバキ	赤谷平組	秋畑
9	町指定重要文化財	宝勝寺起立文書	宝勝寺	金井
10	町指定重要文化財	明和風土記	個人	轟
11	町指定重要文化財	観音図並びに文机	宝積寺	轟
12	町指定重要文化財	秋畑村検地帳と御取立帳	個人	秋畑
13	町指定重要文化財	射御奥義口伝書	個人	福島
14	町指定重要文化財	幡氏旧領弁録	宝積寺	轟
15	町指定重要文化財	織田氏家臣録	個人	小幡
16	町指定重要文化財	森平家近世文書	個人	天引
17	町指定重要文化財	横尾家近代文書	個人	金井
18	町指定重要文化財	庭谷の五輪塔	第28区	庭谷
19	町指定重要文化財	平石の摩崖仏	町	白倉
20	町指定重要文化財	田村家近世文書	個人	国峰
21	町指定重要文化財	松浦家近世文書	個人	小幡
22	町指定重要文化財	長岡家の地方文書・諸器物	個人	造石
23	町指定重要文化財	小幡山崇福寺の下馬の碑	町	小幡

24	町指定重要文化財	宝泉寺の薬師様	宝泉寺	小 幡
25	町指定重要文化財	今宮寺の三尊仏	今宮寺	上 野
26	町指定重要文化財	圓通閣の石仏	圓通閣	天 引
27	町指定重要文化財	天引中宿の薬師様	中宿組	天 引
28	町指定重要文化財	引田の摩崖仏	上引田組	白 倉
29	町指定重要文化財	熊野堂の摩崖仏	諏訪神社	天 引
30	町指定重要文化財	福島椿森の石仏	個人	福 島
31	町指定重要文化財	城町下薬師堂の石仏	薬師堂	小 幡
32	町指定重要文化財	仁治の板碑	多井戸組	小 川
33	町指定重要文化財	建長の板碑	個人	秋 畑
34	町指定重要文化財	長岡家の薬医門及び四脚門	個人	造 石
35	町指定重要文化財	旧小幡組製糸レンガ造り倉庫	町	小 幡
36	町指定重要文化財	円空の木彫仏像（3体）	小幡八幡宮	小 幡
37	町指定重要文化財	興巖寺の一石五輪塔	興巖寺	国 峰
38	町指定重要文化財	中世の石仏	宝勝寺	金 井
39	町指定重要文化財	吉田家近世・近代文書	個人	上 野
40	町指定重要文化財	高橋家近世文書	個人	小 幡
41	町指定重要文化財	藤巻家近世・近代文書	個人	小 川
42	町指定重要文化財	小幡氏紋付赤備え具足	町	小 幡
43	町指定重要文化財	小幡八幡宮拝殿の天井画	小幡八幡宮	小 幡
44	町指定重要文化財	銅戈	町	白 倉
45	町指定重要無形民俗文化財	轟の神楽獅子	轟神楽保存会	轟
46	町指定重要無形民俗文化財	稲含神社の太々神楽	稲含神社太々神楽連	秋 畑
47	町指定重要無形民俗文化財	稲含神社の御筒粥神事	稲含神社	秋 畑

48	町指定重要無形民俗文化財	笹森稻荷神社の太々神楽	笹森稻荷神社	福 島
49	町指定重要無形民俗文化財	梅ノ木平の獅子舞	梅ノ木平獅子舞保存会	秋 畑
50	町指定重要無形民俗文化財	諏訪神社の麦供え	諏訪神社	天 引
51	町指定重要無形民俗文化財	天引の獅子舞及び神楽舞	天引獅子神楽保存会	天 引
52	町指定重要無形民俗文化財	造石の獅子舞	第 2 7 区	造 石
53	町指定重要無形民俗文化財	白倉神社の太々神楽	白倉地域伝統芸能保存会	白 倉
54	町指定重要無形民俗文化財	小幡八幡宮の神楽獅子舞	小幡八幡宮	小 幡
55	町指定重要無形民俗文化財	二ツ石組獅子舞	二ツ石組獅子舞保存会	秋 畑
56	町指定重要無形民俗文化財	十二区下盛羽流獅子舞	十二区下盛羽流獅子舞保存会	秋 畑
57	町指定重要無形民俗文化財	白倉の神楽舞	第 2 2 区	白 倉
58	町指定重要無形民俗文化財	大山の神楽舞	大山神楽保存会	白 倉
59	町指定重要有形民俗文化財	小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし	小幡八幡宮	小 幡
60	町指定史跡	織田氏七代の墓	町	小 幡
61	町指定史跡	国峯城址	国峯城組合	国 峰
62	町指定史跡	庭谷城址	第 2 8 区	庭 谷
63	町指定史跡	古出山善慶寺跡	宝勝寺	善慶寺
64	町指定史跡	天王塚古墳	笹森稻荷神社	福 島
65	町指定史跡	天引黒淵古墳群の塚一基	個人	天 引

66	町指定史跡	麻場城址	第22区	白倉
67	町指定史跡	小幡氏歴代の墓	宝積寺	轟
68	町指定史跡	姥子堂	宝勝寺	金井
69	町指定史跡	金比羅山古墳	個人	小川
70	町指定史跡	峰城址	峰城址保存会	秋畑
71	町指定名勝	不動滝	町	秋畑
72	町指定名勝	飛龍の滝	町	秋畑
73	町指定名勝	雄川水源の障子岩	町	秋畑
74	町指定天然記念物	秋畑の大ケヤキ	野栗神社	秋畑
75	町指定天然記念物	秋畑のヒイラギ	第9区（枇杷ノ沢）	秋畑
76	町指定天然記念物	諏訪神社のサクラ	諏訪神社	天引
77	町指定天然記念物	楽山園のウメ	町	小幡
78	町指定天然記念物	高橋家のムクロジと御殿ザクラ	個人	小幡
79	町指定重要文化財	刀剣大小刀 (小幡藩家臣注文打)	個人	富岡市
80	国登録有形文化財	茂原家住宅（主屋）	個人	小幡
81	国登録有形文化財	茂原家住宅（米蔵）	個人	小幡
82	国登録有形文化財	茂原家住宅（隠居蔵）	個人	小幡
83	国登録有形文化財	茂原家住宅（西蔵）	個人	小幡
84	町指定重要文化財	雄川堰（小堰・石橋含む）	町	小幡
85	町指定重要文化財	吹上の石樋及び石樋記（石碑）	町	小幡
86	町指定重要文化財	崇福寺の石造聖観音坐像	崇福寺	小幡
87	町指定重要文化財	宝勝寺の文永五年板碑	宝勝寺	金井
88	町指定重要文化財	中小路の石垣（柴田家）	個人	小幡
89	町指定重要文化財	中小路の石垣（高橋家）	個人	小幡
90	町指定重要文化財	中小路の石垣（山田家）	個人	小幡
91	町指定重要文化財	御殿前通りの石垣（山田家）	個人	小幡
92	町指定重要文化財	山田家の食い違い郭	個人	小幡

93	町指定史跡	吉田家の土塁・濠跡	個人	上野
94	町指定天然記念物	鍛冶屋のマツ	個人	天引
95	町指定名勝	高橋家の庭園	個人	小幡
96	町指定名勝	大奥の庭園	個人	小幡
97	町指定重要文化財	大日堂の石仏	町	天引
98	町指定重要文化財	下引田の庚申塔	町	白倉
99	町指定重要文化財	織田信雄（自筆）書状	町	小幡
100	町指定重要文化財	向陽寺の天井画	向陽寺	天引
101	町指定重要文化財	スタール銃 一挺	個人	町内
102	県指定重要文化財	鑣轡	町	白倉
103	町指定重要文化財	富岡製糸場絵馬	笹森稻荷神社	福島
104	県指定重要無形民俗文化財	天引の麦祭り	諏訪神社	天引
105	町指定重要文化財	スタール銃 一挺	町	小幡
106	町指定重要文化財	ルフォーショー 6連発リボルバー ピン打銃 一挺	町	小幡
107	町指定重要文化財	清助・清蔵の墓石	圓明院	白倉
108	町指定重要文化財	宝積寺開山堂の天井画	宝積寺	轟
109	町指定重要文化財	富岡製糸場土台石採掘場所跡	個人	小幡
110	町指定重要文化財	学校給食の碑	町	福島
111	町指定重要文化財	織田氏の位牌	崇福寺	小幡
112	町指定重要文化財	明和風土記（寛政本、文化本）	個人	小幡
113	町指定重要文化財	甘楽社小幡組由来碑	甘楽富岡農業協同組合	福島

甘楽町の指定文化財数

区 分	有形文化財	民俗文化財		記 念 物			計
		有 形	無 形	史 跡	名 勝	天然記念物	
国指定					1		1
国登録	4						4
県指定	3		2	3		1	9
町指定	61	1	14	12	5	6	99
計	68	1	16	15	6	7	113

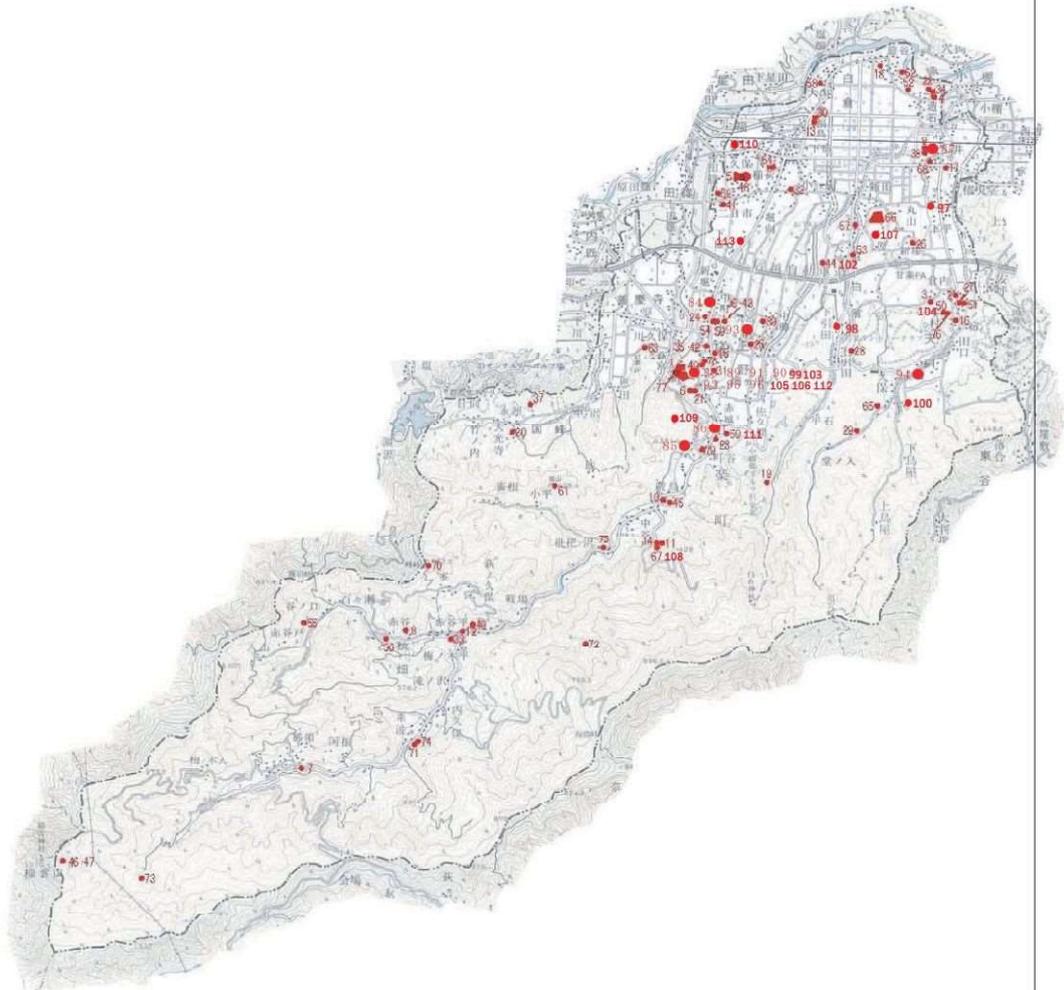
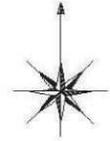
◎甘楽町遺跡分布一覧

番号	遺 跡 名	時 代	種 別	所 在 地
1	甘楽条里遺跡	古墳、奈良、平安	水 田	造石 719 番地ほか
2	甘楽条里遺跡	古墳、奈良、平安	集 落	白倉 590 番地ほか
3	森西遺跡	古墳、奈良、平安、中世	集 落	造石 200 番地ほか
4	青木畑Ⅰ・Ⅱ遺跡	古墳、奈良、平安	集 落	庭谷 180 番地ほか
5	中橋遺跡	平 安	集 落	福島 321-1 番地
6	大山古墳群	古 墳	古 墳	白倉 70 番地ほか
7	久保儘下遺跡	古 墳	集落、古墳	白倉 180 番地ほか
8	旧福島町 53 号古墳	古 墳	古 墳	福島 287-1 番地ほか
9	鹿島古墳群	古 墳	古 墳	福島 900 番地ほか
10	小川遺跡	縄文、弥生、古墳、奈良、平安	散布地	小川 328-1 番地ほか
11	笹遺跡	弥生、古墳、奈良	集 落	小川 328-1 番地
12	北原遺跡	古墳、奈良	集 落	小川 512 番地
13	天王塚古墳	古 墳	古 墳	福島 1277-1 番地ほか
14	稻荷東遺跡	縄文、弥生、古墳、奈良、平安	散布地	福島 1312-1 番地ほか
15	笹森北遺跡	〃	散布地	福島 1561-2 番地ほか

16	貉塚古墳	古墳	古墳	福島 1401-2 番地ほか
17	稻荷北遺跡	弥生、古墳	集落	福島 1365 番地ほか
18	笹森古墳	古墳	古墳	福島 1348 番地ほか
19	二日市古墳群	古墳	散布地、古墳	小川 733 番地ほか
20	生板木遺跡	縄文,弥生,古墳,奈良,平安	散布地	福島 1541-1 番地ほか
21	長畝西原遺跡	〃	散布地	上野 925-2 番地ほか
22	慈覚寺遺跡	〃	散布地	上野 677 番地ほか
23	白倉上野遺跡	〃	散布地	白倉 1228 番地ほか
24	新屋遺跡	〃	散布地、古墳	天引 2761 番地ほか
25	早道場遺跡	〃	集落	善慶寺 1398-2 番地ほか
26	善慶寺古墳群	古墳	古墳	善慶寺 315 番地ほか
27	原田篠遺跡	縄文,弥生,古墳,奈良,平安	散布地、古墳	善慶寺 787-1 番地ほか
28	西原遺跡	縄文 ~ 平安,中世,近世	散布地	上野 130-4 番地ほか
29	松原・慈学寺遺跡	古墳、奈良	集落	上野 723-2 番地ほか
30	天神Ⅱ遺跡	縄文、古墳、奈良	集落	白倉 1315-2 番地ほか
31	天神Ⅰ遺跡	縄文、古墳	集落	白倉 1843-2 番地
32	白倉下原、 天引向原遺跡	旧石器,縄文,弥生,古墳, 奈良,平安,中世,近世	集落	白倉 1701-2 番地
33	紅葉山遺跡	縄文 ~ 平安、中世	散布地	善慶寺 418-2 番地ほか
34	畑中遺跡	縄文,弥生,古墳,奈良,平安	散布地	上野 50 番地ほか
35	中村遺跡	縄文、弥生、古墳	散布地	上野 146-6 番地
36	天引黒淵古墳群	古墳	古墳	天引 1865-2 番地ほか
37	佐久間遺跡	縄文、平安	集落	小幡 1522-2 番地
38	日向遺跡	縄文、古墳	散布地	轟 165-1 番地ほか
39	大門西遺跡	縄文、古墳	散布地	轟 544-1 番地ほか
40	巾下遺跡	縄文、弥生、古墳、平安	散布地	秋畑 2373 番地ほか

41	東梅ノ木平遺跡	縄文,弥生,古墳,奈良,平安	散布地	秋畑 1582 番地ほか
42	栗ノ沢遺跡	縄文、弥生、古墳	散布地、集落	秋畑 2438-1 番地
43	赤谷平遺跡	縄文、弥生、古墳、平安	散布地	秋畑 2506-1 番地ほか
44	二ツ石遺跡	縄文、弥生、古墳	散布地	秋畑 2967-2 番地ほか
45	入山遺跡	縄文、弥生、古墳	散布地	秋畑 3243-1 番地ほか
46	伏鹿遺跡	縄文、弥生、古墳、平安	散布地	秋畑 3679 番地ほか
47	小倉遺跡	縄文,弥生,古墳,平安	散布地	秋畑 4711 番地ほか
48	来波向遺跡	縄文,弥生,古墳,奈良,平安	散布地	秋畑 6693 番地ほか
49	ウツギクネ遺跡	縄文,弥生,古墳,平安	散布地	秋畑 1336 番地ほか
50	法華経供養遺跡	近 世	寺社,墓,その他	造石 73 番地
51	庭谷城跡	中 世	城 館	庭谷 686 番地
52	庭谷代官所跡	近 世	城 館	庭谷 376 番地ほか
53	大類屋敷跡	中 世	城 館	白倉 1076-1 番地ほか
54	城 跡	中 世	城 館	白倉 1100 番地ほか
55	麻場城跡	中 世	城 館	白倉 913 番地ほか
56	仁井屋城跡	中 世	城 館	天引 2910-1 番地ほか
57	長畝の砦跡（下城）	中 世	城 館	上野 846 番地ほか
58	大堀の跡	不 明	水 路	小幡 878-1 番地ほか
59	倉内城跡	中 世	城 館	天引 2226 番地ほか
60	八幡山の砦跡（上城）	中 世	城 館	小幡 2-1 番地
61	上野城跡	中世、近世	城 館	上野 231-1 番地ほか
62	天引城	中 世	城 館	天引 1262 番地ほか
63	小幡陣屋藩邸跡 楽 山 園	中世、近世	城 館	小幡 643-1 番地ほか
64	峰城跡	中 世	城 館	秋畑 13-3 番地ほか
65	国峯城跡（総構え）	中 世	城 館	国峰 1025-2 番地ほか

甘楽町の指定文化財



S=1:70,000
0 500 1000 2000m

◎ 文化財等の調査概要

【基礎資料】

- 『群馬県北甘楽郡史』昭和3年 三光出版社
- 『小幡町郷土読本』昭和15年 小幡尋常高等小学校
- 『甘楽町史』昭和54年 甘楽町史編さん委員会
- 『甘楽町の石造文化財』昭和55年 甘楽町文化協会
- 『富岡甘楽平成神社明細誌』平成5年 群馬県神社庁富岡甘楽支部
- 『まんが甘楽町の歴史』平成7年 甘楽町総務課
- 『甘楽町の文化財』平成7年 甘楽町教育委員会
- 『甘楽町之地名』平成11年 甘楽町
- 『群馬歴史散歩 特集甘楽町』平成14年 群馬歴史散歩の会

【建造物関連資料】

- 『名勝楽山園 平成9～17年度環境整備に事業に伴う発掘調査報告書』平成20年
甘楽町教育委員会
- 『甘楽町古建築調査報告書 松井 淳家・松浦通晴家』平成元年
甘楽町教育委員会
- 『かんら型住宅標準仕様書』平成2年 甘楽町
- 『佐藤茂雄家建築調査報告書』平成8年 甘楽町教育委員会
- 『甘楽町45年のあゆみ ー写真と映像でたどるー』平成16年 甘楽町

【歴史的町並み関連資料】

- 『小幡の町並ー群馬県甘楽郡甘楽町小幡伝統的建造物群調査報告書ー』
昭和58年 甘楽町教育委員会
- 『甘楽景観絵巻』平成7年 甘楽町

【その他参考資料】

- 『群馬県の養蚕習俗』昭和47年 群馬県教育委員会
- 『甘楽富岡地区農業共同組合百年史』昭和55年

甘楽富岡農業共同組合協議会農協史編纂委員会

- 『甘楽町の歴史と文化－萩原 進講演録－』昭和56年 甘楽町教育委員会
- 『関東武士 上野国小幡氏の研究』1966年 白石元昭著 群馬文化の会
- 『上野国郡村誌9－甘楽郡(2)－』昭和58年 群馬県文化事業振興会
- 『NHK関東甲信越小さな旅③ 伝統に生きるまち』昭和60年

NHK編集センター

- 『水の郷百選』平成8年 国土庁長官官房水資源部
- 『全国水の郷百選』平成8年 弘済出版社
- 『群馬県の祭り・行事－群馬県祭り・行事調査報告書』平成13年

群馬県教育委員会

- 『上野国小幡氏研究ノート』平成14年 今井寛之著
- 『上野国小幡氏研究ノートⅡ』平成15年 国峯小幡氏研究会
- 『上野国小幡氏研究ノートⅢ』平成17年 国峯小幡会・研究会
- 『上野国小幡氏研究ノートⅣ』平成18年 国峯小幡会・研究会
- 『鷲羽山宝積寺史』平成13年 宝積寺史編集委員会
- 『甘楽町地名考』平成13年 関口 進著
- 『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』平成17年

文化庁文化財部記念物課



感謝・信頼と連帯・夢

群馬県甘楽町